

第百六十四回
会

参議院財政金融委員会會議録第十八号

平成十八年六月一日(木曜日)
午前九時三十一分開会

委員の異動

五月三十一日

辞任

平野 達男君
前川 清成君
山本 孝史君

補欠選任

主 演 了君
尾 立 源幸君
藤 末 健三君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

池口 修次君

委員

岩井 國臣君
田村耕太郎君
中川 雅治君
櫻井 充君
峰崎 直樹君
田浦 直君
田中 直紀君
鶴保 庸介君
野上浩太郎君
溝手 顕正君
若林 正俊君
尾立 源幸君
大久保 勉君
大塚 耕平君
主 演 了君
富岡由紀夫君
広田 一君
藤 末 健三君
荒木 清寛君
山口那津男君
大門美紀史君

国務大臣

国 務 大 臣
(内閣府特命担
当大臣(金融))

糸数 慶子君

副大臣

内閣府副大臣
法 務 副 大 臣
経済産業副大臣
内閣府大臣政務
官
農林水産大臣政
務官

与謝野 馨君

櫻田 義孝君

河野 太郎君

松 あきら君

後藤田正純君

小斉平敏文君

事務局側

常任委員会専門
員

藤澤 進君

政府参考人

内閣府大臣官房
審議官
兼産業再生機構
担当室長
防衛庁防衛局長
防衛施設庁施設
部長
金融庁総務企画
局長
金融庁総務企画
局総括審議官
金融庁検査局長
金融庁監督局長
法務大臣官房審
議官
法務大臣官房司
法法制部長
農林水産大臣官
房審議官
経済産業大臣官
房商務流通審議
官

廣瀬 哲樹君

大古 和雄君

渡部 厚君

三國谷勝範君

中江 公人君

西原 政雄君

佐藤 隆文君

深山 卓也君

倉吉 敬君

佐久間 隆君

参考人

中小企業庁経営
支援部長
環境省水・大気
環境局長
古賀 茂明君
竹本 和彦君
慶應義塾大学経
済学部教授
池尾 和人君
日本証券業協会
会長
越田 弘志君
日本公認会計士
協会会長
藤沼 亜起君
株式会社東京証
券取引所代表取
締役専務
飛山 康雄君
日本証券業協会
副会長
増井喜一郎君

本日の会議に付した案件

○証券取引法等の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

○証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴
う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○金融商品取引監視委員会設置法案(櫻井充君外
五名発議)

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(池口修次君) ただいまから財政金融委
員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、平野達男君、前川清成君及び山本孝史君
が委員を辞任され、その補欠として尾立源幸君、
主演了君及び藤末健三君が選任されました。

○委員長(池口修次君) 証券取引法等の一部を改
正する法律案、証券取引法等の一部を改正する法
律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

及び金融商品取引監視委員会設置法案、以上三案
を一括して議題といたします。

本日は、三案の審査のため、参考人として慶應

義塾大学経済学部教授池尾和人君、日本証券業協
会会長越田弘志君及び日本公認会計士協会会長藤
沼亜起君、以上三名の方々の御出席をいただいで
おります。

この際、参考人の方々にごあいさつを申し上げ
ます。

本日は御多忙中のところ本委員会に御出席をい
ただき、誠にありがとうございます。

参考人の方々から忌憚のない御意見を承りまし
て、今後の審査の参考にいたしたいと存じますの
で、よろしく願います。

本日の議事の進め方でございますが、まず池尾
参考人、越田参考人、藤沼参考人の順序で約一人
十五分程度でそれぞれの御意見をお述べいただ
き、その後、各委員の質疑にお答え願いたいと存
じます。

また、御発言の際は、その都度、委員長長の許可
を得ることとなっておりますので、御承知おき願
いたいと存じます。

なお、参考人及び質疑者ともに御発言は着席の
ままで結構でございます。

それでは、まず池尾参考人からお願い申し上げ
ます。池尾参考人。

○参考人(池尾和人君) 慶應義塾大学の池尾と申
します。

本日は、こうした場で意見を述べる機会を与え
ていただきまして、有り難く光栄に存ずるとも
に、感謝いたしたいというふうに思っております。

それで、私は経済学者で法律学者ではありません
ので、御審議中の法律の詳細について言及する
というよりは、こうした法律を通じたルール整備

が現在の日本経済にとって必須の課題になっているというふうな点について意見を述べさせていただきますというふうなふうに思っております。

それで、お手元に意見陳述のためのメモと参考のための論考を配付していただいていると思いますので、メモの方に沿って意見を述べさせていただきますと思います。

それで、冒頭からそもそも論になって大変申し訳ないんですが、金融取引というのは、まあ言ってみれば約束を売り買いしているわけでありまして、約定した将来時点において特定の条件に従ってお金を払うという約束と今のお金を交換しているというのが金融取引でありますから、金融取引に当たりましては、取引に先立ちましてはその約束の内容がどの程度確からしいものであるかというのを確かめる必要がありますし、それから取引をした後におきましては、その約束をちゃんと守ってもらわなければならない、履行を確保しなければいけないということが金融取引にとって条件になるかというふうに思います。

したがって、取引に先立った面については情報開示の点ですね、それから、その取引後の約束、契約の履行確保という点におきましては法的な保護というふうな面におきます制度整備が十分になされていない限り、いわゆる市場型の金融取引というのは成り立ちようがないことが言えます。

情報開示と法的保護についての制度整備がなければ市場型の金融取引は実行不可能でありまして、そうした場合には、いわゆる当事者間の間で関係をとり結んで、その関係を通じて情報を得たり約束の履行を強いたりするような形の、相対取引というふうな形に称しておりますが、制度整備が不備な状況の下においては相対型の金融取引しか実行可能ではないというのがまず申し上げたい点であります。

それで、我が国におきましては、従来圧倒的に相対型の金融取引が支配的な傾向であったわけですが、その背景には様々な条件があると思います

が、一つは制度面での整備というのが不十分であつたということが大きく影響しているのではないかとこのように考えております。

ところが、現段階の日本経済を考えますと、市場型の金融を拡大する必要があるに、近々の課題というよりは、もう十年とか二十年前から市場型の金融をもっと拡大すべき段階に日本経済というのは至っているんだというふうに思います。

その市場型の金融を拡大すべき理由に関しては、主なものとしてだけでも三つほど挙げられると思いますが、ここでは余り時間もありませんので、その点については立ち入って説明することは省略させていただきますが、御参考までに、配付しました私の論考の六ページ以下のところでそうした理由について改めて記載しておりますので、後でござらんだければというふうに思います。とにかく、現在の日本経済におきましては市場型の金融を拡大する必要性に迫られているという事です。

しかしながら、市場型の金融が拡大するためには、先ほど申しました二面におきます制度整備というものが不可欠であるという事で、単なる規制緩和とか自由化を進めるだけではなかなか市場型金融の拡大は望めないということが言えると思います。

もちろん、規制緩和、自由化というのは必要なことでありまして、時代に合わなくなったあるいはもう不要になった規制等を撤廃するということは是非どんどんやっていただきたいというふうに思いますが、しかしながら、そうした規制の撤廃というのは、言ってみますとわばスクラップ化でありまして、時代に合わなくなったものはスクラップ化すればいいわけですが、スクラップだけでは物事はなかなか良くならないという面はもちろんです。やはりスクラップ・アンド・ビルドをしなければいけなくて、ビルドの面での制度整備ということがや全体として立ち後れていたのではないかとこの印象を持っております。一九九六年から進められたいわゆる金融

ビッグバンの結果といたしまして、自由化、規制緩和という点に関しましてはかなりの前進が実現されたというふうなふうに思っておりますが、御案内のように、その際、日本版の金融サービス法を制定すること自体は、もともと動きもあつたわけですが、そのこと自体はそのままの形で実現せず、金融商品販売法というふうな形の法律が成立するにとどまったというふうなことから、制度整備という点では不十分なところが残ったのではないかとこのように考えております。

現在御審議中の法律、金融商品取引法、俗に投資サービス法と呼んでおります法律にしましては、言わば日本版ビッグバンのときに未実現に終わった金融サービス法制定への再挑戦というふうな位置付けで理解できるかというふうに考えておりますが、今回にしましては、是非法案の成立を図っていただいて、大きな成果が上がることを期待したいというふうに思っております。

最後にですが、ルールを制定するという事は、立派なルールをつくるということは大切なこととなつてますが、そのルールについてはやはりしっかりと遵守していただく体制を併せてつくることが必要であるというふうに思っております。それは当然のことですが、そうしたルールの遵守を図る体制、いわゆるエンフォースメントの体制について最後少しお話をさせていただきますというふうに思います。

それで、ちょっと印象論のような形になつて誠に申し訳ないんですが、私は従来、我が国におきましては、金融資本市場のために金を掛けるという発想が乏しかったのではないかとこのように思っております。金融資本市場のために金を掛けるというふうな形の発想は余りなくて、結果的に、金融資本市場のために日本経済として割り当ててきた資源の量というのは極めて限定的、限られたものであつたと。

その結果として、俗っぽい言い方で恐縮ですが、どうも日本の資本市場は安普請な資本市場という感じがいたしております。やはり、何とい

うんですか、節約できる費用はむしろ節約すればいいわけですが、惜しんでではならぬものまで惜しんでしまつとやはりそれなりの貧弱なものしかできないというところがありまして、やはり現時点において、金融資本市場のためにもつと金を掛けるという考えが資源を割り当てることがまず大切ではないかというふうに考えております。

したがって、金融資本市場に関するルールをエンフォースメントする体制についても、まず当面する課題は、まず人員と予算を増強するということだというふうに思っております。組織の体制をいじる以前に、まず人員、予算を増強すべきであるというふうに思っています。

霞が関の常識の範囲からいえば、金融庁に関して最近異例の人員増強が図られているということになるのかもしれませんが、それで、行政改革の中で公務員を減らしていくという大きな方向性からいえば、それに反する形で金融関係については人員増強が図られていることなのかもしれません。人員が必要かという観点からすると、まだまだ不十分な人員、予算しか金融行政には付けられていないのではないかとこのように気がいたしております。

したがって、まずはそうした面での増強を図るといのが当面の課題である。で、やや中長期的には、横断的なルールにふさわしい形の規制監督体制を省庁の再編成というふうなことも展望するような形でじっくりと考えていく必要があるだろうというふうに思っております。

ただ、横断的なルールにふさわしい規制監督体制というふうな口で言うのは簡単なんです。どういふ体制が本当にふさわしいのかということにつきましては、経済理論的にもなかなか難しい問題であつて、今後もっと考えていかなければいけないというふうな正直なところ思っております。というのは、大西洋の両側で違う体制を取っているわけですね。イギリスとアメリカという二つ

の国際金融センターを抱えた国々において、同じ
アングロサクソンのイギリス、アメリカにおい
て、金融規制監督の体制はかなり対照的なもの
に現状なっているということが事実の問題としてあ
ります。

御案内のように、イギリスにおきましては、巨
大なFSAというふうな官庁にその規制体系が一
元化されているということがあるわけです。それ
に對しまして、米国におきましては、歴史的経緯
等々があるわけですが、資本市場に関するだけ
もSECとCFTCというふうな形で現物と先物
で規制監督機関が分かれておりますし、それ
から銀行に関しては、預金保険公社とか財務省の下
の通貨監督局とそれから連邦準備制度というふう
な形で、連邦機関だけでも三つありますし、それ
から、アメリカは連邦と州の間での権限という
な形でも分かれておりまして、非常に分立した構
造にあるわけです。アメリカにおけるそうした分
立した構造という、規制監督機関が分立している
という構造は、当然重複とかの無駄を招いている
という批判も受けているわけですが、他方で相互
に規制監督機関の間で牽制が働いて、その結果の
プラスの効果というのにも観察されるわけです。

例えば連邦機関が、何というんですか、動きが
鈍かったときに、州当局が自らの権限を使って行
動することによって連邦機関の行動を促すとい
うふうなことも実際のケースとしてあるわけであ
りまして、分立しているところと申し上げても、我
国とちよつと違ふところがあると思うんですね。
我が国の場合の省庁間の縦割りの場合、は、
重複を認めないといいますが、権限のかなり切り
分けを完全にやつて、テリトリーを完全に分けて
しまったような形の縦割り構造になっているわけ
ですが、アメリカの機関は、まあ悪く言えば互
いに権限争いをしているところもあるわけですが、
重複をしている面がありまして、それが無駄につ
ながるといふ悪い面もあるんですが、一面では相
互牽制、競争になるといふふうな面もありまし
て、したがって、イギリス型の単一組織がいいの

か、米国のようにある程度分立をして規制監督機
関の中にも競争を持ち込んで牽制を持ち込むとい
うふうな在り方がいいのかというの、簡単に経
済理論的に考えて結論が出るというふうな話でも
ありませんので、この点についてはより時間を掛
けて十分に検討をしていくということが必要では
ないかというふうに思います。

だから、そのためには、まずはある程度リソー
スがそこに割り当てられるという保証がないと、
人員がいらない中でそういう議論してもほとんど
余り実質意味がないということになりかねないか
と思いますので、我々もつと日本の金融資本市場
のために金を掛けていくというふうなことを決め
ることが必要ではないかというふうに思っており
ます。

大変難題になりましたが、以上で私の意見とさ
せていただきます。どうもありがとうございます。

○委員長(池口修次君) ありがとうございます。

次に、越田参考人をお願いいたします。越田参
考人。

○参考人(越田弘志君) 日本証券業協会の会長を
務めております越田でございます。よろしくお願
いいたします。

常日ごろ諸先生方には証券市場、証券界に対し
まして御理解、御支援をいただきまして、この場
をかりまして厚く御礼申し上げます。

株式市場は三年前の四月に日経平均株価が七千
六百七円を付け、バブル崩壊後の最安値を付けま
したが、その後の日本経済、企業業績の回復、不
良債権問題の処理による金融不安の回避などによ
り、現在株価は一万五千円から六千円台で推移し
ています。この間、国を挙げて日本経済再生のた
め証券市場の活性化に取り組んでいただきました
。例えば、連結決算、時価会計などの企業会計
の整備、ラップアカウント、ETFなどの新商品
の導入、金融機関、郵便局による投資信託の販売
などの証券投資のチャネルの拡大、日本銀行、銀

行等保有株式取得機構などによる株式の需給対
策、委員会設置会社、会社法改正などのコーポ
レートガバナンスなどの改善など、証券市場の活
性化策が相次いで導入されました。

その中で、特に証券税制の改正において、貯蓄
から投資への政策を推進するため、株式売買益や
配当金に対する一〇%の軽減税率を始め種々の措
置を講じていただきましたが、これらの措置は諸
先生方の多大なる御理解、御支援のたまものであ
り、この場をおかりして重ねて御礼申し上げます。

私も証券市場に携わる者としてしましては、
かねてより証券市場の活性化に心掛けておりま
す。活性化は証券市場に多くの投資家の参加が
あつてこそ実現されるものであります。証券市場
に多くの投資家に参加していただくためには、証
券市場の透明性、公正性の向上と投資家保護の枠
組みの強化が欠かせないものであります。

そのような意味で、金融、社会環境の変化に対
応し、幅広い金融商品・サービスについて、包括
的、横断的な利用者保護の枠組みを構築すること
を目的とした金融商品取引法案が国会に上程さ
れ、本委員会において審議されていますが、金融
商品取引法は、利用者保護を確保しつつ利用者利
便の向上を図るというもので、我が国の金融資本
市場の一層の活性化、貯蓄から投資への流れを確
実なものとするための必要な制度整備であると考
えております。速やかな法制化の実現を期待して
いるところであります。

金融商品取引法では、国民は、投資家保護の
ルールの徹底により安心して金融商品を利用でき
るようになる一方、証券会社は、規制の柔軟化に
より、多様化するニーズに応じた顧客満足度の高
い金融商品・サービスの提供が可能となり、我が
国経済の一層の活性化に資するものと考えていま
す。

今回の金融商品取引法は投資家保護を主目的と
しておりますが、証券市場活性化の観点からの施
策の推進も引き続きお願いしたいと思います。

現在、我が国の貯蓄性向が急速に低下していま
すが、世界史上類を見ない我が国の急速な高齢化
社会の到来を考えると、我が国経済の活性化、個
人金融資産の効率的な運用が必要であり、証券市
場振興策は引き続き重要な課題であります。我が
国は、貯蓄から投資へと大きな政策転換を行い、
個人投資家の証券市場への積極的な参加の動きが
始まっていますが、欧米諸国と比べ、証券保有の
普及はまだ低い水準にとどまっており、貯蓄から
投資へは、いまだに道半ばの状態であります。

現在の優遇税制は平成十九年度までの期限措置
ですが、証券投資の魅力を高め、証券投資を普及
させるため、優遇税制の継続を是非お願いしたい
と思います。

次に、投資教育の充実についてお願いしたいと
思います。

アメリカでは、二〇〇二年、国語、読み書きや
数字の習得と同じように金融経済教育の重要性を
認めた落ちこぼれ防止法が成立しています。さら
に、二〇〇三年に公正かつ正確な信用取引に関す
る法律が制定され、その中で金融リテラシー・教
育委員会の設置が定められました。この委員会は、
アメリカの財務省の長官を委員長とし、教育
省、労働省、証券取引委員会、連邦準備制度理事
会など投資教育に関連した二十の連邦機関で構成
されています。それまでばらばらに行われていた
金融教育を、財務省のリーダーシップの下で全体
として調整を図る仕組みができ上がりました。ア
メリカにおいては、従来、投資教育については政
府が関与せず、民間のNPOによる草の根的な活
動が中心であったことからすると、大きな方向転
換と言えます。

我が国では、貯蓄から投資へを実現するため投
資教育への取組が始まっているものの、教育現場
への浸透は遅々としたものにとどまっています。
投資教育は、国民の生存にとって必須のものであ
り、我が国においても政府が一丸となって取り組
まなければならない重要な課題であると思いま
す。そのためには、関係省庁や業界団体その他、

民間企業やNPOも含めて横断的な連携を強化する必要がある。アメリカのように、例えば投資教育基本法のような根拠法を策定し、国を挙げて投資教育に取り組む体制づくりが急がれるのではないかと思います。国会においても是非御検討をお願いいたします。

最後に、昭和二十三年、一九四八年に制定され、六十年近く慣れ親しんできた証券取引法という証券界の憲法がなくなること、証券界に長くいる者として一抹の寂しさを感じますが、金融商品取引法が、貯蓄から投資へとという新たな時代における金融資本市場の新しい憲法としてその役割を果たしていくことを期待しております。

私も証券界といたしまして、更なる証券市場の活性化に取り組むとともに、今回の金融商品取引法の導入が証券市場の信頼向上につながるよう努めてまいりたいと存じますので、諸先生方におかれましても引き続き御支援を賜りますようお願い申し上げます。

ありがとうございます。

○委員長(池口修次君) ありがとうございます。

次に、藤沼参考人をお願いいたします。藤沼参考人。

○参考人(藤沼重起君) 日本公認会計士協会の会長藤沼重起でございます。

本日は参議院財政金融委員会に参考人としてお招きいただきまして、本当にありがとうございます。

まず、カネボウやライブドア等公認会計士がかわった会計不祥事の発生は誠に残念であり、大変に遺憾に思っております。日本公認会計士協会は、これらの事件を厳粛に受け止め、公認会計士の社会的使命を自覚し、公認会計士監査の信頼性の回復のため、自主規制を一層強化し、会員と一団となって監査の品質確保に全力を挙げて取り組んでいくところでございます。国民の期待にこたえるよう最善の努力をする決意でございます。

協会は、去る五月十一日に会長声明「中央青山

監査法人に対する行政処分について」を全会員に公表いたしました。当該声明においては、今回の処分を中央青山監査法人の問題としてとらえるのではなく、公認会計士全体の問題として認識し、公認会計士業界が一丸となって監査の信頼回復に取り組む決意を表明するとともに、監査を担当している会員に対して、本年三月期決算会社の監査について、社会的使命を自覚し、監査の品質の維持、向上に全力を投入して取り組むよう強く要請いたしました。そして、今回の行政処分を奇貨とした不当な被監査会社の争奪や公認会計士の引き抜き等の行為については、協会は倫理規程に基づき厳正な対応を取ることを明らかにし、三月期決算に係る監査の繁忙期を迎えていることから、公認会計士監査の現場に動揺や混乱を招き、資本市場に影響することのないよう注意を喚起したところでございます。

協会は、本年七月の定期総会において、自主規制強化のため、協会の組織・ガバナンスの改革関連の会則の改定を行うこととしております。さらには、本年の秋に開催予定の臨時総会において、監査の品質向上策として、上場会社を監査する監査事務所登録制度を導入するための会則改正及び職業倫理規則の包括的整備に係る会則の改正を目指して具体的な施策に取り組んでいるところでございます。平成十六年四月に施行されました公認会計士法に伴う一連の施策に加えまして、現在検討中の自主規制強化の施策が一体となって機能し、さらに公認会計士・監査審査会によるモニタリングを受けることで公認会計士監査の信頼性は回復に向かうものと確信をしております。この場をかりまして、議員の先生方におかれましては、協会の一連の自主規制施策の取組に對しまして御理解と御支援を賜ることをお願い申し上げます。さて、金融商品取引法案につきましては、ディスクロージャーの一層の充実強化のための数々の制度が導入されております。協会は、是非この国会での成立をお願いする次第であります。

第一に、財務報告に係る内部統制について、経

営者の評価と当該評価にかかわる監査人の監査といういわゆる内部統制報告書制度の導入が織り込まれたことであります。

協会は、財務諸表の適正性は、第一義的には財務諸表の作成者である経営者がその職責を全うすること、次に、当該財務諸表の適正性を第三者の立場で監査し担保する監査がその職責を遂行することにより確保されるものであると説明してまいりました。

この制度は、財務諸表の作成者である企業が財務報告に係る内部統制を整備し、その有効性を評価し円滑に機能させることで財務諸表の質を確保するものであり、当該制度の導入により財務諸表の信頼性が向上するものと期待しております。

第二に、有価証券報告書の適正開示に関する経営者確認書の導入であります。

これは、経営者が有価証券報告書の記載内容の適正性について自ら確認し、署名して、その責任を投資家に明らかにするものであります。経営者が確認するとなると、作成段階において担当者間で緊張感と責任感が高まり、不実記載の防止には相当に寄与するものと期待しております。

なお、経営者が確認書に署名できるのは、財務報告に係る内部統制が整備され、それが有効に機能していることが前提であります。その意味で、経営者確認書と内部統制報告書は表裏一体の関係にあると考えております。

第三に、会計情報をタイムリーに投資家等に提供する四半期報告書の導入であります。

企業を取り巻く経営環境は激しく変化しております。ビジネスリスクが高まってまいりますので、投資者からはタイムリーな情報開示が求められます。四半期財務諸表については、公認会計士はレビューにより検証業務を行うこととなります。四半期報告書の導入により、会社は迅速かつ適正な会計処理が求められますので、会社の財務報告に係る内部統制が整備されており、かつそれが有効に機能していることが重要であります。その意味では、内部統制報告書と一体となつて四半期

報告書の制度化が図られることを協会は要望してきたところであります。

第四に、虚偽記載を行った場合の経営者等の実行為者及び企業に対する刑事罰、さらには幫助罪としての監査人の刑事罰が強化されたことでもあります。

有価証券報告書の虚偽記載は、証券市場に参加している一般投資家の期待を裏切ることになりますので、個人金融資産の貯蓄から投資への移動を促進するためには刑事罰が強化されることは当然のことと理解しております。

以上、内部統制報告書、経営者確認書及び四半期報告書の導入と刑事罰の強化が一体となつて、ディスクロージャーの信頼性は相当に向上するものと考えております。

第五に、集団投資スキームであるファンドを幅広く新法の規制に取り込む枠が設けられたことも投資者の保護の観点から必要な措置であると考えます。

ライブドアの会計不祥事を踏まえ、協会は、投資事業組合に対する監査の深度を高め、投資者の期待にこたえるよう、去る四月六日に会長声明を公表し、会員に注意を喚起したところであります。

投資事業組合の問題は、連結範囲の決定に関する会計上の実務指針等の整備が十分でなかったという問題もありましたので、現在、投資事業組合等の連結の範囲に係る実務指針等の作成作業が企業会計基準委員会で行われております。協会も投資事業組合等に対する監査の実務指針を策定する作業に着手しております。

最後に、協会は、財務諸表の適正性の確保には従来から経営者、監査人、監督官庁、証券取引所等関係者について包括的な制度の整備をお願いしたところであります。本法案には協会の要望が相当に取り入れられており、十分な審議の上、今国会で成立することを再度お願いする次第であります。

本法案では、上場会社に対しては財務諸表作成

もう一つの監視体制としては、私、証券取引所の監視体制がもっと充実強化されるべきだと思うんですね。監視委員会と東証の役割分担というのがあると思うんです。監視委員会というのはもう逮捕するのが目的ですから、まあぶっちゃけた話ですね、やはり泳がせるということが大事になってくる場合もあるんですね。しかし、泳がせている間に投資家が被害を被る可能性があるわけです。それを防ぐのが私は証券取引所の役割だと思うんですね。

平成十八年六月一日
【参議院】

そういう構造がありますから、金融規制の場合には自主規制機関の役割というのが非常に重要になる。その業者と公的規制当局の中間に存在し

何が欠けているかというところ、まずは投資道徳が欠けていると思うんですね。投資というのはもう尊い行為なんだと、投資を通じて社会の発展に貢献していくんだという、こういう投資道徳みたいなものをアメリカで教えているわけですね。しかし、日本で投資教育というと、投資の技術向上と、昔からあるようなチャート分析とか、ああいう本ばかり出ているんですけど、本来の投資道徳

リサーチをやっておるといふことを聞いておりま
すけれども。

私ども一番心配なのは、やはり投資そのものの
原理原則を正しく理解していただいて、そしてリ
スクも十分御承知の上で投資していただくとい
うことが必要であつて、ましてや自己防衛能力で
自分でも維持できないところとは非常に日本の
投資教育の欠如の最たるものだと考えておりま

して、先ほど申し上げましたように投資教育の重要性を感じております。

政府当局のアンケートの結果あるいは我が業界でのアンケート結果を見ましても、やはり例えば株式投資をするということに対して、お金がないからできないという答えの次に、知識がないからできないという答えがその次に多いと承っております。やはりそういった意味で、正しい投資教育というものの認識を改めていただきたいと、このように考えております。

○田村耕太郎君 ありがとうございます。

それと同じことがやっぱり消費者金融問題にも言えると思うんですね。やっぱり金融教育の欠如というのがあいう多重債務者を生んでいるという側面もあると思いますんで、投資だけじゃなくて、全般的な金融教育というのは非常に大事だと私は思います。

今度は、藤沼参考人の方にお話をお伺いしたいと思ひます。

党本部でもよく議論をさせていただいているんですが、やはり監査法人を巻き込んだ不祥事が今相次いでいるわけですね。根本から考えていかなきゃいけないと思うんですけど、これよく会長にはお話し申し上げているいつもの話なんですけど、やっぱり根本にはインセンティブのねじれという問題があると思うんですね。株主のために監査をするのに、監査報酬や監査人の選定は経営陣によって行われるというケースが非常に多いと。やっぱり経営陣寄りの監査になってしまう可能性が日本の場合高いわけですね。

それを防ぐためにアメリカでは独立取締役のみから成る監査委員会というのがあるわけなんですけど、サーベンス・オクスレー法で規定されていますけど、日本はこれからどうすべきかということをお伺いしたいんですけどね。

アメリカと同じような監査委員会という制度を義務付ける、上場会社に関しては義務付けるという考えもあります。又は、今、商法の中で監査役という制度、形だけは非常に良くできているんで

ですけど、監査役の選任の仕方が非常に望ましい形になっていないということがありますんで、適合性といいますが、要件をやったり法律に書くというのが私は重要じゃないかなと一つ考えているんですね。

やっぱり一定の会計の知識が必要である。一定の商法、証取法に関する法律の知識も重要である。経営管理全般についての知識、これも必要である。この三つは、そのメンバー全員でそろえなければいけませんし、一人一人が全部持っているたら一番理想的なんですけど、そういう要件を商法の中に書いていくということも一つの案じゃないかと思うんですけど、参考人はいかが思われますか。

○参考人(藤沼重起君) ありがとうございます。

正に田村先生がおっしゃるように、監査と監査人の独立性の問題というのは、要するに、一般の方からすれば、監査する企業に選任されて、また報酬ももらっているではないかと、そういうところろに本当に独立監査人としての職責が全うできるのかという、これは監査始まって以来の問題でございます。

それでは、じゃ、だれがその監査報酬を払ったらいのかという、こういうことでございますけれども、これはずっと議論されてきたわけなんですけども、資本市場を利用して資金調達をするという、企業が最大の受益者でありますから、その監査に対して企業は払うということは、そういう面では合理的であるかと。

じゃ、実際にその報酬を支払うあるいは監査人の選定にだれがかかわるべきかということで、先ほど田村先生のおっしゃったとおり、欧米諸国では独立の取締役会によって構成される監査委員会のメンバーが経営者とは独立した観点から株主等の利害関係者のことを考えて監査契約あるいは監査報酬を締結すると、決めると、そういうことになっているわけなんです。

日本の場合には、残念ながらその外部取締役の

外部性についての定義が明確ではないと。そういう面では欧米諸国と比べて本当の意味での独立性がどこまであるのかという問題があります。また、監査役会、監査役の機能というものの、それぞれ権限も強化される方向にありますけれども、本当の意味での経営者からの独立性というのがどこまであるのかというようなことは問題であると思ひます。

私はそういう面で、経営者からの独立性、外部性を強めるといふ、そういう措置が必要なのではないかなというふうに思っておりますし、また、専門性、米国のサーベンス・オクスレー法では、専門性といまして、最低、オーディットコミッテীর中の一名は経理、財務の専門家を入れるということになっておりまして、そういう専門性も必要であるかと。

あともう一つは、やっぱりスタッフ機能の充実ということも、これも見逃してはいけませんことだと思ひます。監査役になったとしても、自分一人で会社、大きな会社の監査を全部、会社に目を光らせるということはできませんので、そのやっぱりスタッフの充実、このこともやはり大事だと思ひますので、そういうような包括的な会社内部の、言わねば外部監査人の味方が強化されるということがあるれば、そういう面で監査、このねじれの問題は解決に向かうのではないかとこのように思ひます。

○田村耕太郎君 もう一つ、今、監査法人、監査人に対する非常に厳しい風が吹いていまして、まあ不祥事が相次いでいますからしょうがないことだと思ひますけど、金銭的なものを含めて罰則強化、登録制も導入すべきだという議論、まあ他党の議論は存じ上げませんが、自民党の中の議論に限って言えばそういう傾向になっていまして、ますます風当たりが強いということをお感じになつていられると思ひますね。

一方、そのリスクの方は、監査法人、監査人から見たリスクは高まっているんですけど、じゃ、リターンはどうかというのと、やっぱりアメリカな

んから比べると二けた違うわけですね。二けた小さいわけですね。リスクとリターンが見合っていないという状況が生まれつつあると思うんですよ。

そうすると、監査法人、監査人というのは監査すること自体非常に怖がつてくる。そうすると、何が起きるかというのと、よく分からない企業、新興企業の監査をお断りするという事例が結構出てくると聞きます。そうしますと、監査難民とよく言われるんですけど、監査が受けられない企業がこれから増えてきて、監査が受けられずに財務諸表が発表できないと上場廃止になりますんで、せっかく上場したのにだれも引き受けてくれない、監査を引き受けてくれないということで監査難民が出てくるという可能性があるわけですね。

このリスク、リターンが非常にアンバランスであるということ、罰則が強化される反面、監査報酬は依然として安いままであると。だったら、そんなリスクは取りたくないから監査しないよと。そして、今度は上場企業に跳ね返ってくるわけですね、上場廃止という形で。こういうおそれが出てくるわけですけど、実際にこの辺りどうお考えなのか。また、リスク、リターンをバランスさせるためには何が必要なのか。どう思われますか。

○参考人(藤沼重起君) 監査報酬の問題は、まあ、私が監査報酬安いと言っているのも何か余り格好良くないということはあるんですけども、私ども公認会計士協会では三年ぐらい前に、監査報酬というのではなくて監査時間の国際比較、米国、カナダ、イギリス、フランス、ドイツということと、四大法人からデータをもらいまして、サイズ別に、業種別に比較してみました。監査時間ですから必ずしも監査報酬とは密接、まあ密接に関係しているとは思ひます。そういう面ではやはりかなり大きな差があるというふうなことで、日本の監査時間、監査報酬というものはやはり欧米と比べて十分なものではないというふうに思ひます。

また、今回いろんな会計不祥事があって、監査人に対する責任強化の問題、あるいは監督強化の

問題ということを言われていますけれども、こういうようなことで、監査人、今の段階ではリスクに対して非常に敏感になっておりまして、監査契約、先生のおっしゃるような、新しい企業が来て監査を引き受けてくれと言ったときに、本当に引き受けたらいいのかわかるか。

といいますのは、現在の公認会計士法の中では、監査法人の社員というのは無限連帯責任ということになっておりまして、引き受けたはいんだけれども、そこがおかしくなっているような問題を起こすということになると、会社の不祥事が即座に監査の、いわゆる適正性ということとは関係ないんですけれども、基本的には会社の不祥事に巻き込まれてしまうということで、監査人が萎縮してしまうということが懸念されるわけです。

そういう面で、特にベンチャー企業につきましては、これ、二〇〇〇年の初めにマザーズですとかいろいろ新興マーケットができてまして、そこにいるいろいろIT企業の経営者の人たちが企業公開して、その中にライブドアも入っているわけですが、けれども、企業道德、道德観とかいろいろな問題があつてあつた不祥事が出てきたわけですから、そういう面で、それが過度に監査人が防御的になっていくのではないかと、そういうことで監査難民の話が出てきていると思うんですね。

そういう面で、我々の方としては、今実際に、実は中央青山さんの処分の関係で公認会計士協会にいろいろな問い合わせ、相談窓口を設けたわけですが、問い合わせが来ております。現在のところ約百七十件ぐらいの問い合わせがありまして、中には監査法人を紹介してほしいみたいな話がありまして、それについては協会挙げて対応できるようにしたいというふうに思っています。

そういう面で、新興企業の経営者の教育等も大事だと思ひますし、会計士自身がやっぱりそれに合う報酬をもらえるようなシステムをつくり上げなくてはいいのではないかなと、というふうな思っております。

○田村耕太郎君 皆さん、ありがとうございます

た。

終わります。

○尾立源幸君 民主党・新緑風会の尾立源幸でございます。

池尾先生のお言葉をかりいたしますと、高質な市場をつくるために三人の参考人の方々には御努力いただいていることに心からまず感謝をしたいと思います。私たち民主党も、今回、一連の事件を受けて党でいろいろな研究会をいたしまして、余りにも自由ばかりが先行して競争ルールの整備やまた経済司法というのがおろそかにされてきたのではないかとという問題意識に立つた上で、このたび五つの視点で改革案を提案をさせていただきます。プレスには発表しておるんですが、皆さんのお手元にはひとつとら届いていないかもしれません、五つの分野、すなわち、会計監査分野、市場監視機能の強化、公開会社法の導入、さらに投資事業組合、取引所改革と、こういった分野で我々も提案をさせていただいておりますので、また是非ごらんいただければと思います。

そこで、早速でございますが、池尾先生の方にまず質問を一通らせていただければと思います。先生も今日のメモのところで、高質な市場、正に制度整備というのが不十分ではないかという御指摘をいただいております。

そこで、私が一つお聞きしたいのは、これまでの約十年といいますが、この金融の自由化の中で金融サービス法というところから出発をいたしまして、今回の金融商品取引法というところにもどる落着いてきたとは思いますが、先生もこのメモの中で、またお話の中でも図らずもおっしゃっていらつしやいます、横断的ルールにふさわしい規制監督体制を構築すべきだということでございますが、ただし、すべてを一つにするのが最適だとは限らず、相互に重複した担当領域を持ち競争、牽制し合うような行政組織もいいというふうな、こういうふうにおっしゃっておりますが、これは実行可能性、今の段階ではこれ

はしようがないんだというお考えなのでしょうか、改めてお聞きをしたいと思ひます。将来的には、いや、そこも一元化していくべきなのかと、改めてお聞きしたいと思います。

○参考人(池尾和人君) やや繰り返しになりますが、とにかく当面は人員と予算を増やさないと話が始まらないというのが私の議論でありまして、ある程度現行の体制の中でそういう申し上げたような面での増強を図っていく、そこでの成果を踏まえながら次のステップを展望していくというのが現実的ではないかというふうに考えております。

それで、最終的な姿に関しては、これも最初の意見陳述の中で申し上げましたが、私自身としても、こういうのがいいんだということを断言できるところまで考えはまとまっていけないと思います。経済学の中でもそこまで議論が収められていないわけではないというのが率直な現状だというふうに思っております。

だから、一方で、いわゆる金融コングロマリット化みたいな動きがあるわけですが、大規模で複雑な金融グループというのが登場をしているわけです。そういう大規模で複雑な金融グループを効果的に監督していくためにはどうしたらいいのか、機能別の監督体制ではそうしたグループの監督というのはなかなか難しいんじゃないかというふうな観点からは、ある種総合的な監督機構を設立するという考え方にメリットがあるという話になるんですが。

他方、私は経済学者のせいかもしれませんが、やはり競争的な要素というのは民間の市場参加者にだけ求められるのではなくて、政府の中にもそれから規制監督体制の中にもある種の競争的な要素というのを入れ込んでおくことが全体としての効率性を上げる上で意義があるんじゃないかというふうにも考えておりました、一元的で統一的な体制をつくらばいいような気もするんですが、でも、そういう監督機構が独占的に存在する場合に、その監督機構が本当にミッションをきちと

遂行していくというこの保証がどこで担保されるのかというふうな問題が起つてきますので、ある種の牽制が働くような仕組みを最初から組み込んでおくという必要性はやはり高いというふうなことを考えますと、いろいろな要素がありまして、簡単にこういう体制にすればいいんだというふうな、一言でちよつと断言できないというのが率直なところでありました。

○尾立源幸君 ありがとうございます。

それではもう一問、ちよつと分野が外れてしまふかもしれませんが、今回の法律案の中で、三十八条の禁止行為という中に、実は不招請勧誘をどうするかという問題がございます。その中で、ずうっとこの委員会でも議論をしておるんですが、行政の方はこれを政令で分野を定めるということになっておるわけですが、その中でよく言われるのが営業の自由と消費者保護と言いますが、そのバランスなんだということなんですが、先生、その辺りはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○参考人(池尾和人君) 私は、実際の法律ルールに落とし込むのはなかなか難しいんですが、考え方としては、金融商品を大きく三つぐらいのカテゴリーに分けてまして、一つは、基本的に元本が保証されているような金融商品ですね。それから二番目は、損失が発生したとしても元本まで、元本の毀損でとどまるようなタイプの商品、それから三番目の類型は、損失が発生した場合、当初の出資額といいますが、を上回って更に追加的な損失負担をしなければならぬような可能性のある商品ですね、いわゆる追い証を払つたりしなきゃいけないような商品というふうな、概念的に三つに分けた場合に、最後に申しました元本を超えて毀損するおそれのあるような商品に関しては、基本的に個人向けに販売する場合、不招請勧誘をルール化した方がいいというふうな個人的には考えております。

○尾立源幸君 池尾先生、非常に明快な有り難い案をいただきまして、ありがとうございます。我々も、十分にこれを参考に今後の議論をさせて

いただきたいと思ひます。
 それでは、監督機能ということで、証券業協会の越田社長の方にお話をお聞きしたいと思ひます。若干厳しい質問になるかと思ひますが、規制、そういった意味を大事にするという意味で、ちよつと厳しい質問をさせていただきたいと思ひます。

まず、金融庁の証券会社の市場仲介機能等に関する懇談会、これは御承知かと思ひますが、ここで議論されたことが日本証券業協会の自主規制ルールに反映されるというような大体の流れになつておるということですが、それでよろしいでしょうか。

○参考人(越田弘志君) おつしやるのとおりでございます。それ以外にも、今回の懇談会の結果として、証券業協会に新たな項目を検討するよう要請されている部門もございます。

○尾立源幸君 その前提に立ちまして、少しこの懇談会で議論されていることを私入手いたしました。題目は、「市場プレイヤーとしての証券会社の自己規律の維持について」、正に証券会社さん自身にも自己規律が要るんだやという中で、当局と「当局としての問題意識」という中で、当局というのは金融庁のことでしょうか、から言っている意見としまして、証券会社の法令遵守部門等が事前に審査、検証することが考えられる取引の一例として、「会計操作目的・脱税目的が疑われる資金調達・運用等のスキームの提案・検討」が掲げられている。こういうことは証券会社の法令遵守部門でよく見なさいよという意味かと思ひますが、私もこれは大変重要だと思つております。これは、ある意味で資金調達をされる、また参加してこれらの方に対して、そういう目で証券会社はきちつとチェックしなさいよということだと思ひます。

一方、大変残念なことに、ちよつと今世間を騒がしております証券業協会の会員さんの中、その中の、当然投資事業組合等々を活用しているいろんな利益を上げられるような仕組みをつくつていらつ

しやると思ひますが、今回、特定はいたしません、例えばSPCを使つて連結の対象に含める、含めないというような、ある意味で粉飾決算、また利益操作だと疑われても仕方ないようなことをされている会員さんがいらつしやるわけですが、こういう状況に關して、証券業協会さんとしてはどういふチェック機能を持つていらつしやるんですか。つまり、自分のところの会員についてどのようなチェックをされているのかということをお聞きしたいと思ひます。

○参考人(越田弘志君) 証券業協会におけるチェックという点に關しましては、証券会社独自のチェックは可能であります、グループ会社あるいは関連会社へのチェックまでを行うということにはなつておりません。

○尾立源幸君 今、連結決算というのが基本的に主流だと思ひますが、その中には当然、証券会社単体だけではなく、その他のいろいろな会社が入つてくるわけですが、そういう意味では、連結決算を基にチェックはできないということでしょうか。

○参考人(越田弘志君) 連結決算を基にチェックというのは我々は監査法人に頼つておまして、我々は証券会社独自のチェックということに關して行つておるということでございます。

○尾立源幸君 分かりました。その後のことについてはちよつと協会の会長さんの方にお聞きしたいと思ひますが、いづれにしても、市場参加者に厳しいことを言いつつ、自分のところの会員さんがそうではないというようなことにならないようには是非、何というんですか、自主規制もきちつと今後やつていつていただきたい、これは要望をさせていただきたいと思ひます。

それでは、藤沼会長の方にお聞きさせていただきます。改め、今回の証取法の一部改正案に多くの御提案が盛り込まれたという、評価されるべき点、幾つか申されました。私もそのとおりだと思つております。ただ、まだまだどこも多分あるんじゃないかと思ひますが。

まず、今協会さんの、証券業協会さんにもお聞きしたんですが、やはり自主規制というのが大事かと思ひます。会計士さん自身の。そういった意味で、再発防止、一連の事件を受けて、もう一度どのような自助努力が働くような仕組みを入れたのか、改めてお聞きしたいと思ひます。

○参考人(藤沼亜起君) 昨年のあのカネボウの問題が発生いたしましたので、そこで、西武のときもそうだったわけですが、やはり会計士が長年同じ企業に關与していると、これは本人次第というよりはあるわけですが、やはり外から見ると、癒着があるんじゃないかと、慣れ、慣れ過ぎちゃつたんじゃないかとか、慣れ、慣れがあるということで、協会としては、これ自主規制で、アメリカ並みの会計士の、関与と会計士の交代制、ローテーションを導入いたしました。これは実は自主規制で、どうして自主規制だということとんですけれども、これは法律で、公認会計士法の改正で、二〇〇四年から七年間にわたつてローテーションをするという公認会計士法の規定があるわけですが、ただ、スタート時点が二〇〇四年です、実際に七年ということになりますと二〇一一年ということになります、そこで初めて交代すると。

公認会計士協会は自主規制としてその二年前、二〇〇二年から実は七年制のローテーションを実施しろということになつておまして、公認会計士協会の自主規制でも二〇〇九年に初めてやつぱり交代するということになりました、そういう面ではこれはよろしくないということ、四大法人については公認会計士の数も多いものですから、監査の責任者、トップの関与と社員については、業務執行社員については五年で交代すると、インターバルの期間も五年と、その他の関与と社員は七年というところで、それはもう四月一日から、今年の四月一日から全部適用と、こういうことになっております。これはかなり大きなチェンジでございますし、監査法人の方もそれに対応して一生懸命やつ

ているというふうには理解しています。
 あと、中堅の事務所については、これサイズ、公認会計士の数がそんなに多くはないものですから、これはできるだけ速やかにそういう方向でローテーションを早期化するということに要請しております。

その他、監査事務所に対して品質管理体制総点検をお願いしたということと、あと四大事務所については上場会社の八割以上の監査をやつておりますものから、ここについては協会が監査事務所の品質管理体制について今フルタイムのレビューアーを二十人にしておりまして、そこで四大法人については二年に一度ずつチェックするということがありまして、昨年はないということがありますので、全四大法人について品質管理レビューを実施すると。その後を受けて、今公認会計士審査会が検査をして、その検査報告が近いうちに出るということになっております。

また、やはり大事なものは、独立性、倫理規程、特に独立性が非常に重要でございますので、それについて、独立性についてのいわゆるルールの見直しを行つています。

○尾立源幸君 一点お聞きしたいんですが、公開会社を監査できる監査人を限定するという、登録制というのはどうなんでしょうか。

○参考人(藤沼亜起君) 公認会計士協会の会員処分、自主規制による会員処分という会長の権限なんですけれども、それがあつた程度限定されておまして、戒告、その次に会員権の停止、金融庁に処分の申請というふうなことになるております。一般の会員は会長から戒告を受けるとか会員権の停止というものはかなり緊張をするわけですが、私もいるやうなこと、上場会社の監査を担当しているのは現在約二百五十事務所ぐらいあります。

そこについては、やつぱり一般大衆から多くのお金を集めておまして、非常に重要な会社だと

いうことで、上場会社を監査を担当している事務所の部会をつくろうと。それに、事務所については誓約書を出してもらって、ホームページ上、その上場会社の監査事務所のリストを出して、もし会計士協会の品質管理レビューとか、あるいは金融庁の処分等も含めて、何か規律違反があればそれをホームページ上で表示すると。そういうことで、そのホームページをほかの世界、インベスター、投資家も見られるし、あるいは証券取引所とも連携をする。

そういうことで、それを公開するというものによって規律を高めよう。規律違反のもので非常にひどい事務所の場合にはその登録リストからの除名も含む処理を取ろうと、そういうことで自主規制を強化したいと、そういうふうにも思っております。

○尾立源幸君 ありがとうございます。
ちよつと時間がなくなつてまいりまして、最後になります。

最初に、会長として、会計士協会全体の問題としてこの一連の不祥事はとらえるというふうにおつしやうたつたわけでございますが、東洋経済のちよつと文章を引用させていただきますと、具体的に申し上げますと、中央青山の方々が上場会社に今おわび行脚というか説明に回られている中で、こういうふうにおつしやうていると。まず最初に、問題を起したチームは別部門で、自分たちは関係ないとの説明があつたというふうな、こういうふうな企業の方がおつしやうているわけでございます。これは会長のおつしやうていることと違つたわけでございまして、この辺もきちつとやつていただかないと、業界全体として問題としてとらえているという会長の言葉と、担当、現場レベルでは全然意識が違つた、こういうことは正していただいて、これが本当なことです、ただかねばならないと思ひます。

それで、もう一個質問なんですけれども、実は先ほど証券業協会の会長さんにお聞きした件でございますけれども、実は報道によりまして、これはもう実名も……

○委員長(池口修次君) 時間が過ぎておりますので、まとめて。
○尾立源幸君 はい。

日興コーディアルグループが会計処理の変更をするという発表がございました。すなわち連結対象を範囲を変えようということですが、私、この連結対象の範囲を変えようというのは相当な理由がないと監査上は許されないと思うんですが、会長、最後にどういった場合にこれが許されるのかお聞きして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

○参考人(藤沼重起君) こういうSPCその他の投資事業組合の会計処理の会計指針というのは、非常にまだはつきりしておりません。というのは、企業会計基準委員会の方で今現在作成中というところでございますので、私の今の段階でそれが正しいとか正しくないとかということについてはコメントは控えさせていただきます。

○荒木清寛君 公明党の荒木清寛です。
まず、池尾参考人にお尋ねいたします。
今日、市場型金融を拡大すべきというお話がございました。私も先生の本を読ませていただきました。間接金融から直接金融へと、そういう単純化した考え方はないんだということがよく分かりました。確かに日本の事業者の九九％は中小企業でして、そうした企業が直接社債を発行するというわけにはなかなかないわけでありまして、私もやはり、更に銀行がしっかりと改革、変わつてもらわなければいけないということを痛感しておるわけでございます。

不良債権の処理も大方終わりました、確かに現場を歩いておられます、そういう業績のいい企業にはほとんど銀行がお金を借りてくれというふうな言いに来ているんですが、なかなかベンチャーの資金とか、そうしたものの調達は難しいという現実もあるわけでありまして、
そこで、この市場型金融の拡大と関連をして、金融機関あるいは銀行がどう変わつていかなければ

いけないのか、またそれは金融機関の自主的な取組に任せておけばできる話なのか、更なるそういう制度の整備あるいはルールの改正ということが必要であるのか、お教えをいただきたいと考えます。

○参考人(池尾和人君) 御指摘にありましたように、もつと銀行に対してリスクマネーを供給しろとか、そういう要望は強いわけですが、他方で、銀行というのは預金を扱っている金融機関でありますから、預金者保護ということも非常に重要な課題になるわけであります、やはり預金という形で集めたお金を余りリスクの高いところで運用するというのは、預金者保護という観点からは好ましくないということがあります。
したがって、預金取扱金融機関という意味での銀行に直接期待をするというのは、そういう面では私は限界があるというふうに思つておりました、そういう限界を克服する意味でも市場型の金融の拡大が必要である。つまり、ややリスクの高いところへの貸付け等のもことになる資金は、預金という形で集めるのではなくて、もつとちゃんとリスクを取つてもらえるようなところから資金を調達して貸すという形にはやはりすべきである。そこを、何というんですか、伝統的な銀行のビジネスのスタイルのままで今後もやろうとすると、それは無理があるだろうというふうな考えでおります。それで、そういうところについては、当事者としての金融機関の方ももちろん認識はされていて、深まつていて、改革の努力というのはされていると思ひます。

それで、そういう努力そのものを政策的に特に推進する必要があるかどうかについては、余り私は重要な必要性があるようには感じておりませんが、金融機関の間での競争が一層そういう過程で強まつていくと、やはり問題を生じさせるような金融機関が出てくる可能性はありまして、そういうところに対する手当てという面での行政の役割というのは大きいと思うんですが、それは競争の結果が社会的混乱につながらないように、もし

問題が起きたときにはちゃんと処理をするという、そういう面での行政の役割は大きいと思うんですが、競争そのものといひますか、産業政策的な意味でかわる必要性は余り大きくないんではないかというふうに個人的には考えております。

○荒木清寛君 もう一問も池尾参考人にお尋ねいたします。
エンフォースメント体制についてお話がございました。結局、先生はイギリス型とアメリカ型のどちらを日本としては参考にすべきだというふうにお考えなのか。先ほどのお話ですとそれを十分検討しないといふことでしたので、それであれば、アメリカ型についてのいわゆる一長一短のお話先ほどございましたので、イギリスではこのFSA型についてはどういふメリット、デメリットがあるのか、教えていただきたいと思ひます。

○参考人(池尾和人君) 基本的には、先ほどもちよつと触れましたが、俗に言う金融コングロマリット化が進行して、非常に大規模で広範な業務に携わるような複雑なタイプの金融グループが登場している。そういうグループを効果的に監督していくという意味では、幅広い金融業務をすべて一括して見るという、そういう機関の存在に基本的なメリットがあるというふうな考えられるかと思ひます。

ただ、ちよつと俗っぽい言い方になります、聞くとところによりまして、イギリスのFSAというのは金融ビジネスをやっている人からいうと評判は余り良くないというのがありまして、横柄だとかそういうことが、それはまあ逆に言うところ効果的に規制をやつていけるからそういうふうな言われ方をされるのかもしれない、単独の独占的な監督機関であるということと牽制が働きにくい面がやはりあつて、それが監督機関として高圧的な態度に出るとか、そういうふうなところにつながつていふような要素もあると思ひますので、やはりいいところばかりでなくデメリットはないというふうには言い切れないというふうに思つております。

○荒木清寛君 次に、越田参考人にお尋ねいたします。

投資教育を充実をすべしということは全く同感でございます。ただ、それをやったとしても、なかなか一般投資家からすると、一般投資家といいますが一般庶民からすると、株式取引というのはなかなか簡単なものではないと思うんですね。そういう株価の動きを始終見て、あるいはその企業の業績を勉強してというようなことは、なかなか時間もありませんし、大学の経済学部でも出なければ難しい問題だと思っております。

したがって、そうは言っても、もともと株を買っていただきたいと思いますが、と同時に証券会社の方も、今投資信託という商品もありますね。ただ、株価が、日経平均が上がっている割には余りそのパフォーマンスもそれほどでもないというお話も聞くわけでして、株はなかなか難しいけれども銀行預金では満足しないという、ある程度そういうリスクは取ってもいいけどもという方がいらつしやるはずなんです。そういう方を対象に、もつとそういう魅力のある商品を証券会社としても開発をすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○参考人(越田弘志君) おっしゃるとおりでございます。魅力のある商品を開発するというところにしましては、国内ばかりではなく海外も含めて、現在証券会社、いろいろな新しい商品を出しております。また、今回、金融商品取引法がもし国会を通過いたしますと、これはこれでまた新しい新商品の開発につながってくると思います。

先ほど御指摘の投資信託は、アメリカでも一九八五年から二〇〇〇年にかけて預金が株式市場、特に投資信託と四〇一を通じて大きなビッグシフトが起きたという経緯がございます。日本でも昨今投資信託にはかなりお金が集まる状態になっております。

先ほどその運用成果云々というお話がございましたが、確かにあのＩＴバブルがはじけたときには基準価額が下がったことは事実でございます。

が、現在それもとほとんど基準価額を回復してきておりますし、特にその後つくれた投資信託に関してはかなりの成果が出てきております。

また、株式を入れないで非常に安定型の、特に今お年寄りがお好みの分配金をできる限りたくさん取ると、例えば四半期に一回であるとかあるいは毎月であるとか、こういった分配金に重点を置いた投資信託が預金に代わってかなり人気が出ておるといふのも事実でございます。

○荒木清寛君 もう一問お尋ねいたします。

この証券税制の優遇措置ですね、十九年度までの期限措置です。今後どうするのか、我々もすっかり議論をしていきたいと考えます。ただ、期限措置ということでありまして、一方で今格差社会ということが言われまして、そういう税制を通じて所得の再配分ということも注目をされるわけでございます。

そういう意味では、私は、私の考えを言えば、これはあくまでも期限措置であるというふうに思うんでありますけども、仮にこれを継続しない場合、それほどそういう株式市場といいますが、に大きな影響があるんでしょいか。まあ影響はないわけじゃありませんでしようけども、もう株価も回復していますし、何とか軟着陸できるのではないかと感じもいたしますが、いかがですか。

○参考人(越田弘志君) インドの株が四日間で一七％暴落したという記事が日経金融新聞に載っております。インドも外人が大量に買って、その外人がかなりその四日間売ったということでありまして、そのきつかけは、やはりキャピタルゲイン課税を強化するという情報が流れたのがきっかけだったと日経金融新聞には載っております。

日本も、先ほどお話しのとおり、平成十九年度一杯でもこれが二〇％に強化されるようなことになりまして、それでは一〇％のうちに売っておこうという動きは外人のみならず国内からも出てくることは必至であります。それがために、早くこの証券税制に関しては何とか一〇％の継続の

方向で結論を出していただきたいと考えております。

といえますのは、実は証券市場が非常に株価が暴落したときに、やはり株価対策といったことで、日本銀行あるいは銀行等株式取得機構、それから預金保険機構を中心にして、当時のお金で買ったものが現在十兆円近くになっております。これも平成十九年度から売却が可能になります。

それに加えて、外人がここ三年間で二十六兆円も株を買ってございまして、先ほどのインドではございせんが、証券税制の結果いかによって当然外人も売ってくるし、それに加えて二〇〇七年問題として国内からも株価対策のときに支えた株が売却されてくるという事態が想定されまして、私も、この証券税制に関しては非常に危機感を持って見ております。

○荒木清寛君 最後に、藤沼参考人にお尋ねいたします。

今回の会計不祥事は我々も重大にとらえておりまして、正に公認会計士全体のそういう信頼失墜にもなっているわけですね。ただ、私は、先ほど参考人おっしゃったように、こうした問題はあくまでも自主規制がベースであるべきだと考えております。それは、公認会計士という専門家ですから、高い倫理観というのが求められているわけであり、公認会計士協会というのが強制加入団体であるということも、まずは自主規制がベースであるという考え方がと思います。

ただ一方で、政府の方でも、監査法人に対する刑罰の導入ですとか、あるいは法律による登録制度を設けたらどうかという点も検討されているというふうな承知をしておりますが、そういうことではどこが不都合なのかということをお尋ねいたします。

○参考人(藤沼重起君) まず、先生のおっしゃるように、我々、会計監査のプロフェッションという職業人でございますので、規制強化あるいは監督強化、刑事罰等、そういうようなものの前

に、まず我々自身がきちつと自分たちの業務を点検して、それを公認会計士協会が会員がルールどおりにきちつと仕事をしているのかどうかを厳しく見ていく、ルール違反があるものについては協会が必要な処分をする、こういうようなことがまず第一ではないかというふうに思っております。

今、話の中で、一つは責任の強化の中で、よく刑事罰、証券取引法に基づく罰で、公認会計士は主犯にはならないんですけれども、というのは財務諸表の虚偽記載というのは経営者がやるわけですから、それを補助したとかあるいは共犯になってしまったということで公認会計士の個人としての罰が設けられておるわけです。それを、監査法人という法人についても審査体制等についての責任があるはずだから、そこについても、法人についても罰を設ける、これが刑事罰の議論だと思っておりますけれども、私どもは、やっぱり監査法人というか、我々のプロフェッショナルファームの性格というものをよく理解していただきたいということなんでございます。

といえますのは、業務は、例えば今大手の四法人は、監査人のパートナーという社員でございますけど、四百人以上。それがそれぞれの業務、法定監査だけでも二千三百社という、中央さんのケースです。それぐらいの大きな仕事をそれぞれ業務担当がそれぞれ仕事を行っているということでございます。それでしかも無限連帯責任という、こういう縛りの中でやっているわけでございます。そういう面ではかなり企業のようなものと大分性格が違う組織体でございます。

それと、あと、我々の公認会計士の監査法人というのは非常に脆弱性がありまして、その脆弱性は何かといいますと、基本的には我々の資産というのは、企業、会社ですね、それと従業員、スタッフなんです。アンダーセンのケースで一番いいんですけれども、あれは書類を破壊、監査調書を破壊したということで、刑事罰を掛けられるということと訴えられたと。それだけで顧客の流

出が始まりました。ヒューストンのオフィスでそういうことが起こったから、全米のアーサー・アンダーセンのクライアランスがいなくなりました。裁判は結果的にアンダーセン勝ったんですけど、そのときには何も残ってない

だから、そういう面で、二千三百社とか多くの企業、しかも四百人以上のパートナ、従業員も三千人もいるところが一つ二つのたままの問題事例でもって全部が崩壊してしまう。そういうことで、法律、刑事罰をするというこの論理は分かりませんが、その効果が非常に壊滅的な影響を受けるということで非常に反対しているということでございます。

○大門実紀史君 今日はお忙しいところありがとうございます。

まず、池尾先生、池尾参考人にお伺いいたします。池尾先生はもう国会おなじみでございます、何回も私もお話を聞かせていただいておりますので、金融全般のことというよりも、ちょっと具体的な点でお伺いしたいと思います。

先ほどありました商品先物取引の不招請勧誘問題がこの委員会と野党を問わずきちんとすべきだという議論が今続いているところでございます。先ほど池尾先生が言われたお考えはもう私たち意を強くしたところでございます、池尾先生は経済産業省の産業構造審議会の商品取引所分科会にもずっと御参加されていると思います。本来、この経産省の産業構造審議会のこの分科会で不招請勧誘問題もきちんと禁止しようという方向が出るべきだと私は思っております、この分科会で池尾先生含めて何人か不招請勧誘については意見を言われていると思うんですけども、どうもそこに至らないようでございます。

この分科会にはもちろん業界団体の方も参加されているわけですが、詳細な議事録が公開されない分科会でもございますので、この分科会でどういう議論になっているのか、不招請勧誘の禁

止が、だれが抵抗しているのか、だれがうんと言わないのか、その辺も含めて、状況を教えていただける範囲で教えてもらえればというふうに思います。

○参考人(池尾和人君) 確かに、私、産業構造審議会の委員に再任されて、商品取引分科会に所属するようにという辞令はいただいたんですが、部会自体はこの間開かれたことがないというのが実情でありまして、改正商品取引法の施行の実情を見ているというのがその事務局側からの説明ということだと思っておりますが、その改正商品取引法が当初の実を上げているのか、やはり問題が解消されず消費者被害等が減少していないのかというところが、もうほ、何というんですか、趨勢が確認できるような時点にきていると思っております、私個人としては再び部会が開かれることを希望しております、部会開かれれば、そこでその実情を踏まえて、先ほど申しました私の意見といえますか考え方に従って意見表明等を積極的に行いたいというふうに思っております、したが、しばらくはいいんですかね。

○大門実紀史君 去年の十二月まで開かれておりました、池尾先生も出られて、結局、この今回のこちら側の取引法にきちんと任しちやって様子をみていよう。本来なら、私申し上げたとおり、この産業構造審議会に先にはきちんと出すべきだったのを一遍投げて、それで様子を見て雰囲気によつてまたやつていこうという流れのようで、非常に小さいやり方だと思っておるわけですが、これも是非また開かれたら頑張っていたきたいというふうに思います。

越田参考人にお伺いいたします。一言。先ほどのインドルの株価の下落とキャピタルゲイン課税のお話ですが、余り脅しのような言い方を国会でされるのは適当ではないと、海外投資家の別の側面もありますので、きちんと私が意見言う場ではありませんけど、申し上げておきたいと思っております、気を付けていただきたいなと思います。

お聞きしたいのは、信用取引のことでございますけれども、証券会社が投資家から株資金を借りて大きな取引をやる信用取引でございますね。これが大きな損害を生むケースもネット取引が普及することによって出てきておりますけれども、信用取引の過熱を心配する声も今出ております。

この信用取引というのは、まあ御存じの方は御存じですけれども、つまり、証券会社から借り入れる際の担保の掛け目が今上限八割になっていて、委託保証金率が下限三割になっていて、つまり、百万円の株を証券会社に差し出すと、差し入れると、百万円の掛け目八割ですから八十万、それを三割と見立てるわけですから二百六、七十万円。つまり、百万円の株を差し入れると二百六十万から七十万ぐらいの取引ができます、これが信用取引でございますけれども、この掛け目と保証金率ですけれども、これはこのままいいのかという議論がこの間出ております。

そもそも、元々原則七〇%の掛け目だったのが、バブルの後ですかね、九〇年ぐらい、バブルの最終ですかね、株価のこの入れの特例で八〇%になったという経過がありますけれども、この間、東証なんかでもこの資本、この取引の規制をやつていこうかということか、いろんなところでそういう信用規制が出ております。

これは、この間のライブドア問題でもそうでしたけれども、この信用取引で大分大損した方もたくさん出ていますけれども、この信用取引の在り方、越田さんは現状をいかが思われるか。

例えば私、東証で訪問したときに意見言つたんですけれども、取引所によつて違つたていいじゃないかと、内閣府令の範囲ですからね。例えば新興市場、マザーズとか、過熱しているところにもっと厳しくしてもいいんじゃないかとかいう意見を申し上げていたところでございますけれども、その辺、信用取引の今の現状について、越田さん、いかがお考えか聞かせてもらいたいと思います。

○参考人(越田弘志君) 信用取引の掛け目の変更

についてでありますけれども、これに関しましては、日本証券業協会は掛け目の変更に関する権限が全く持っておりません。ために、私も掛け目が高過ぎるとか低過ぎるとか言っても大の速はえという感じでございます。それで、信用取引そのものに関しましては、市場の流動性といった面を考えた上で、非常にこれはこれで大きな機能を果たしておると思っております。

また、この特別口座になりまして、損益の計算をするときに、顧客にとつては信用取引である一回この売買で損益が、計算はつきりと出てくると。ために、その損益通算の、税制申告その他にとつてはこちらの方がかえって便利なんだというようなことで利用されてるお客も多いと聞いております。

○大門実紀史君 信用取引は、この前NHKでしたかね、やつていましたけれども、今このままでいいの、ネット取引との関係でいろいろ出ているところでございます。

藤沼参考人にお聞きいたしますけれども、この信用取引というものが過熱したりと膨らむということがあると、私は会社の経営にとつてもいろんな余り良くない影響も出てくると思うんですが、御見解あればお聞きしたいと思います。

○参考人(藤沼亜起君) 会社の経営というのは証券会社の経営ということですか。それとも普通の会社が投資……

○大門実紀史君 普通の会社。

○参考人(藤沼亜起君) もちろん企業がそういう信用取引等をやる目的が何なのかということですが第一にあると思えますね。だから、それでその信用取引によるリスクを把握した上で企業がそういう取引を行っているのかどうかと、その辺のところのリスクとそれに対するリターンがどういふことになっているのかと。そういうことを調べた上で監査人としてこの会社は健全なことをやっているのかやらないのかという判断になると思います。

そういう面で、今はどつちかというと、本業に

専念するというのが一般的な経済人の認識だと思いますので、もしそういうようなことがあつていれば、それはそれという目的だということになるのではないかとふいに思います。

○大門実紀史君 越田参考人にもう一点お伺いしますけれども、先ほどのネット取引のことなんですけれども、今インターネットで素人の方が、若い方も主婦の方もどんどん入ってきております。その中で、先ほどの信用取引でいきますと、証券会社の方は信用取引で貸し付ける金利収入が入りますから信用取引やってほしいわけですが、それども、そのときのリスク説明が十分なのかどうか。ライブドアでは相当一般個人投資家が信用取引で被害を受けたというのですが、そのリスク説明です、ネット取引のときの。非常に簡単にやれるんですね、あれ。その辺はいかが御認識でしょうか。

○参考人(越田弘志君) リスク説明に関しましては、特に信用取引のリスク説明に関しましては、証券業協会の自主規制ルール、そして各社の自主規制ルールにおいて、顧客にはよく説明し、そしてその条件の変更その他もよく説明するようになっております。

ただ、御指摘のように、ライブドアの問題が表面化して、ライブドアが連日売り気配で値段が付かないときに、某証券会社が掛け目の変更を即日に行つたという事態が発生いたしました。その点に關して協会としても検討いたしました。こうした御批判に対して、まず担保掛け目を変更するケースの顧客への説明、それから担保掛け目を変更する場合の顧客への通知、それから担保掛け目の変更の決定から実施までの一定期間の設置ですね、即日ではなくて一定期間置くというようなことを義務付けたということでございます。一応の対策は打つたということでございます。

○大門実紀史君 ちょっと時間がありますので、池尾参考人に、池尾先生にもう一度お聞きしたいんですが、今消費者金融、サラ金問題も大問題になっているわけですが、池尾先生がおつ

しゃつていの中で、要するに多重債務ですね、本人の支払能力を超えて貸し付けるといふ、そうするとまた繰返しほかに借りていくという借金の繰返しになると、その連鎖を断ち切ることが重要だといふ非常にいい御意見を表明されておりますけれども、その部分に限っていくと、新たな制度として自己破産に関する幾つかの提言をされておりますけど、どういふようなことが考えられるのか、お考えになつていふことを、もしあればお聞きしたいと思ひます。

○参考人(池尾和人君) 私は、現状における消費者金融業界の問題点として一番大きいものと私が考えておりますのは、やっぱりビジネスモデルが業者と利用者の間で完結してないといふことです。利用者以外のところからの返済の可能性を前提にしたような貸付けが行われたりします。例えば、未成年ないし若い二十歳代の者に貸し付ける場合は親とか親族が返すことを期待して貸し付けるとか。そういう形で、それとか、ほかの業者から借りて返すことを期待するとかいふような形で、業者と利用者の間で完結したような形のビジネスモデルになつていないと思ひます。ところが最大の問題点だといふふうに思つておりました。したがって、だから契約は守るのが当然で、借りた金は返すのが当然なんですけれども、ほかのところから借りてこないで返さないといふふうな状況に追い込まれた場合には、比較的簡易な手続で免責が受けられるような道を開くことが、かつて過剰与信等を抑制する効果があつて好ましいんじゃないかといふふうに個人的には思つております。

それに関して弁護士の方とかと議論をしていますが、現状においても破産手続等はかなり改善されてきていふので、むしろそういう制度の存在等を知らしめるといふふうなことが、現行の制度を意味でいうと先決ではないかと。現行の制度をもつとそういう場合に積極的に活用するようには呼び掛けていくといふふうな形が当面の対応として考えられるんじゃないかといふふうなことで、ど

れだけ制度そのものを新たに作る必要があるかどうかについては、ちょっと私自身、法律の専門家ではないので分かりかねるところはあるんですが、そういうふうなことで思つております。

○大門実紀史君 終わります。ありがとうございます。

○糸数慶子君 無所属の糸数です。まず最初に池尾先生の方にお伺いいたします。これまでいろいろ質疑はもう出尽くした感じもいたしますが、しんがりの質問でございますのでダブることもあるかと思いますが、改めて伺ひます。

まず第一点に、預金や保険などを対象にしたより包括的な法制について、どうお考えになつていらっしゃるのか。あのイギリスの金融市場サービス法をどのように評価していらっしゃるのか。

二点目に、アメリカ型のSECか、それからイギリス型のFSAかといった議論、先ほども出ておりましたけど、この両者の比較について御意見をお伺いしたいと思ひます。

○参考人(池尾和人君) 金融審議会の第一部会で議論をしておりました過程では、今回の投資サービス法を将来のあるべき金融サービス市場法に向けたステップであると。金融商品販売法が最初の、ポップ・ステップ・ジャンプであればそのステップであつて、ジャンプとして次に、より包括的な銀行、保険も含めた金融サービス市場法を目指すべきだといふふうな考え方を表明される委員が割とたくさんおられました。

ただ、私はちよつと違う考え方といひますが、をしておりまして、必ずしも最初から今の法律をステップといふふうに位置付ける必要はないといふふうに思つておりまして、銀行、保険も含めて包括的な一本の巨大な法律にするのが本当に適正かどうかといふのは、もつとしっかり考えていふ問題ではないかといふふうに私自身は思つております。

た投資商品みたいなものが現実には存在するわけでありまして、そういうものは当然今回の法律の対象に含めなければいけないわけですが、本来的なといひますか、伝統的な生命保険のようなものとか預金のようなもので一つの法律の中で位置付けるのが一番効率的なやり方かどうかといふものについては若干疑問を持っております。繰返しになりますが、最初から今御審議されている法案をステップとかいふふうに言うのは失礼な話でありまして、これはこれでゴールとして、もちろん完璧な制度といふのはありませんから絶えず制度の見直し、進化といふのは図つていかなければいけないと思ひますが、この法案はこの法案として十分意義のあるものであるといふふうに思つております。

あと、監視体制につきましては、先ほどの繰返しになりますが、これも、監視体制も私は全部を一つにするのが必ずしもいいとは思つていないといふのが先ほど申し上げた趣旨のあれです。

○糸数慶子君 先ほども申し上げましたけれども、アメリカ型のSECかイギリス型のFSAかといったその議論の中で、両者のその比較について御意見がありましたらお伺いいたします。

○参考人(池尾和人君) 組織を幾つかに分けるといふのは基本的に長所、短所が両方ありまして、組織を分けることによって、先ほど申し上げましたが、お互いの間で牽制が働くとか相互チェック、同じことですが、競争関係が発生するとか、そういう面で組織の規律をむしろ高める効果があるといふ面ではメリットだと思ひます。

ただ、組織が分かれるといふんな面で重複的なコストが発生するといふデメリットもありますので、問題に応じて、重複を避けて一元化した方が効率的なのか、牽制とか、相互牽制を働かせることの方に重点があるかといふふうなことで、組織をどの程度統合するのかが分離させるのかといふのが決まってくると思ひます。

だから、その重複のコストが大きいのか牽制のメ

リットが大きいかというのはケースとか状況によつて変わりますので、常にこっちの方がいいとかいうふうなことが、少なくとも経済学の立場からは断言し得ないというところがありまして、日本の現状とかから考えて、日本の現状においてどちらのメリットないしコストが勝っているかということとを判断していかなきやいけないということだと思つております。考慮しなきやいけない要因としては、いわゆる金融コングロメリット化みたいなものの進展というのをどう考えるかというのが一つ大きなポイントとしてはあると思います。

○系数慶子君 ありがとうございます。
次に、越田参考人の方にお伺いいたします。
自主規制機関として協会の果たしてきた役割をどう評価されていらっしゃるのか。また、証券業が金融商品取引業へと拡大されて日本証券業界の業務の重要性も増すと考えられますが、今後の取組についてお伺いいたします。

○参考人(越田弘志君) どう評価するかというのは、まあ私どもは当然自分たちの成果を評価しておりますけれども、それを余り大きな声で申し上げるとまた御批判も受けますが、ただ、余り謙遜して申し上げても会員の証券会社から何を言っているんだと言われますので、そこは難しいところでありまして。そういったことで、昨年公表された金融審議会の報告書では、以上のような表現を使つて我々を評価なさつておられます。自主規制機関の在り方については、自主規制機関としての性格を最も強く有する証券業協会と同等の機能を各機関が有することとすることにより、自主規制機関の機能強化を図るべきであると、このような評価をしていただいております。

次に、その証券業界にこの金融商品取引法が成立した上での業務の重要性が増すと、今後の取組についてというお話でございますが、まず、一つとしては、多くの投資家の市場参加が得られるように公正な市場の構成と証券投資の魅力の向上に努力していきたいと思つております。
それからもう一つは、やはり先ほど申し上げました投資教育、金融教育の推進ということを考えておりまして、当面の課題といたしましてはこの二つを考えております。

○系数慶子君 ありがとうございます。
次に、藤沼参考人にお伺いいたします。
公認会計士、そして監査法人の役割がクローズアップされている中で、その職務やそれから果たすべき役割が国民に十分に理解されていないのではないかとこのように思うわけですが、この広報活動の取組がもっと必要ではないかと思ひます、いかがでしょうか。

○参考人(藤沼亜起君) 確かに、会計監査といひますと、会計監査の示す役割がどういふものなのかというところがなかなか皆さんに理解されづらいというところは事実だと思ひます。その一つの理由は、やはり日本の戦後からのいわゆる経済の仕組みの中で、間接金融、要するに銀行の貸付けによつて企業は資金調達をしてきたと、したがつて企業は一部の債権者に対して情報を公開すると、こういうことが主な役割というのか、こういうことで財務情報や金融機関等に出すということ、一般投資家というものが、そのものが余り育つてこなかったという問題があるのではないかとこのように思ひます。そういう面でも、海外のように公認会計士あるいは公認会計士の監査が民間経済の中からは必然的に発生してきたという、そういうようなところの違いがあるのかと思ひます。

それで、今時代はかなり変わつてきておりまして、貯蓄から投資へということ、個人金融資産をいわゆる貯蓄から投資に移していくという中で、証券市場、資本市場が非常に注目されてきています。その中で、財務情報の正確性、これをだれが担保するのかと、そういうことで会計監査人、独立監査人の役割が重要になってくること。
こういうことで、私もこの辺のところをPRしたいということで、ひとまずは若年層からということ、これは越田会長のところと同じなんですけれども、今ハロー会計というプロジェクトをつくりまして、中学生のところに、中学生、高校

生ということなんですけれども、会計とは何かということをも具体的な事例を挙げて説明するようなことを全国各地で展開しております。

また、各大学にも、いわゆる後進者育成ということで、やはり後継者がこの業界に入つてこないことと市場の重要なインフラである会計士が育たないということ、その辺のところも、大学に行つて、いわゆる会計士試験に是非とも受かつてほしい、受けてほしいということでPRをしております。

この分野についてはまだまだ努力することがあると思ひますので、私もいろいろなことを企画して会計監査の役割、重要性についてPRをしていきたいというふうな思ひでございます。
○系数慶子君 ありがとうございます。
時間も限られておりますけれども、最後に御三方に、今回の改正を踏まえて残された課題あるいは次の改正法の課題としてどのようなものがあるというふうにお考えになつていらっしゃるか、一言ずつお伺いいたします。

○委員長(池口修次君) それでは、池尾参考人、越田参考人、藤沼参考人の順でお願いします。

○参考人(池尾和人君) 先ほど申し上げました、完成された制度というのは私は存在するとは思つておりませんので、制度というのは絶えず進化といひますか進化させられていくべきものだと思いますので、今後とも見直しが多分必要だとは思つておりますが、やっぱり当面の課題は、本日の意見陳述で申し上げましたエンフォースメント体制でどれだけ実を上げられるかということが大きいと思つております。

だから、ルール自体の整備を一層やる必要性が残っているかもしれないが、そういう必要性が仮に大きく残つていたとしても、今回あつたルールがエンフォースメントでできないようであれば全く意味のない話になりますので、現状の体制、人員の中でどれだけのエンフォースメントがなしているのかということ、やや繰り返しになりますが、より人員の増強等を図つて強化していく

というふうな方策が併せて必要ではないかというふうな思ひでございます。

○参考人(越田弘志君) 金融商品取引法の実施状況を十分に見極める必要があると考えておりますが、課題といたしましては、先ほどから話が出ておりますように、エンフォースメント体制の一体化、それからあるいは金融商品取引業者を管轄する官庁の一本化といったことが今後の検討課題ではないかと考えております。

○参考人(藤沼亜起君) 会計不祥事の後を受けて、監査法人の責任強化ということが言われておりますけれども、先ほどの御質問の中で、刑事罰を掛けたらどうだというような話がありましたけれども、私どもは、それは監査法人の特殊性から解体論につながつてしまふので、もしそういう形で将来、監査法人についての問題を考えるならば、責任強化という考えならば、一つは課徴金というふうな制度も考えた方が現実的ではないのかということと、あと、監査法人自身が非常に古い法律といひますか、公認会計士法は変わったわけですから、公認会計士の無限連帯責任、これ非常に、合名会社の法律に基づいたものがまだにある。これは、社員が四百人とか五百人というふうな事務所無限連帯責任というのは、これは非常に、ほかの国でもないような制度なので、これも見直していただきたいというふうな思ひでございます。

また、監督強化ということにつきましては、私どもは、これは監督強化はそれはそれで大事だとは思ひますけれども、まず第一に大事なのは、やはり我々自身の、公認会計士自身が自らの業務を改善して、それを公認会計士協会が厳しくチェックしていくという、自主規制体制を強化することだということに思ひます。そこを、足りないところを、例えば公認会計士・監査審査会、そういうところから別の角度から厳しく見ていただくということ、その連携を強化することによつて国民経済的にも一番いい効率的なエンフォースメント体制をつくることのできるのではないかとこのように思ひます。

ふうに思っております。

以上でございます。

○糸数慶子君 ありがとうございます。

○委員長(池口修次君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

参考人の方々には、長時間にわたり御出席をいただき、貴重な御意見を承りまして、誠にありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚くお礼申し上げます。

午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十八分休憩

午後一時開会

○委員長(池口修次君) ただいまから財政金融委員会を再開いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

証券取引法等の一部を改正する法律案、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融商品取引監視委員会設置法案の三案の審査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、政府参考人として金融庁総務企画局長三國谷勝範君外十二名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(池口修次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(池口修次君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

三案の審査のため、本日の委員会に参考人として、理事会協議のとおり、株式会社東京証券取引所代表取締役専務飛山康雄君外一名の出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

んか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(池口修次君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(池口修次君) 証券取引法等の一部を改正する法律案、証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案及び金融商品取引監視委員会設置法案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○峰崎直樹君 民主党・新緑風会の峰崎でございますが、今日、事前に質問通告をしていた直後といいますが、今日の朝、東京新聞の、これ何面でしょうか、中央青山監査法人の新しい理事長になられた片山さんという方が、東京新聞のインタビューの記事がございまして、午前中も実は、尾立委員が藤沼さんに、公認会計士協会会長に中身をお尋ねしていたんですけれども、残念ながらきちんとした答弁返ってきませんでした。

ちよつと本日は資料を皆さんにお配りすればよかったんですが、なかなかそれ間に合いませんでしたので、どういふことをインタビュでしゃべつてくれるかということについて、新聞記者はこういうふうに言っているんですね。「一時国有化された足利銀行や日興コーディアルグループでは監査問題が解決していないが」と、こういうふうな質問したら、「足利銀行では収束に向けて取り組み、日興問題でも過去の決算で訂正報告書が必要かどうか検討したい。監査をめぐる問題がこれ以上表面化しないよう、総点検する」、もう一度申し上げます、「日興問題でも過去の決算で訂正報告書が必要かどうか検討したい」。これは、私は大変大きな変化だと思っております。しかもこれは大変大きな問題をばらむ問題だと思

います。

この問題は、この二月に、私は日興コーディアル証券ベル24のMアンドA案件を、これをSPC、特別目的会社を通じてこれを全額いわゆる非上

場の会社にしてしまったプロセスについては何度もお話し申し上げました。これは、連結対象に加えるべきじゃないかということをめぐる、実は、いや、会計原則からすれば、会計規則からすればこれについてはいろんな意見があるんだと、こういう話だったわけです。

金融担当大臣、このいわゆる新しい片山新理事長が、これはやっぱり再検討していきたいと、訂正報告書が必要かどうか検討したいと、こうおっしゃっておられることについて、金融担当大臣としてはどのように判断をされているのか。

○国務大臣(与謝野馨君) 先生がこの問題、度々この委員会でも熱心に取り上げられてこられたわけですが、実は、直接まだこの件は伺っておりませんので、また個別の問題でございまして、直接的なコメントはできないわけでございますけれども、検討したいということが事実であれば、しばらく待っていただいて、検討の結果を先生も私の方も見るといふことになると思います。

いずれにしても、連結決算の基準というのは、度々この委員会でも申し上げましたけれども、実質的に支配しているかどうかということが一つのメルクマールでございまして、そういう面から、恐らく、再検討してみたいということですから、言葉どおり再検討されるのではないかと思っております。

○峰崎直樹君 恐らくこれ、再検討をせざるを得ない理由はあるんだと思うんですが、と申し上げますのは、私も前回お話ししたんですが、このいわゆる日興コーディアルを担当していた中央青山、この中央青山が処分を受けたわけでありまして、そうすると、引き続き日興コーディアルとしてもこの中央青山にやつてもらうのか、その場合も株主総会で恐らくその説明が求められると思

いますね。そして、他のいわゆる監査法人に頼むとすれば、監査法人とすれば、いや、問題になつてい

ば、この問題について、そう簡単に引き受けましたと、こうならないわけですね。

やっぱり、この自分たちの連結対象範囲については問題があったんだと、このことを認めない限り、実は日興コーディアル証券の監査法人が次にだれになるのかということ、どんな監査法人にとつても実は大変高いハードルになっているんじゃないかと、このように私は思うんですが、担当大臣、どう思われますか。

○国務大臣(与謝野馨君) 手元に東京新聞の朝刊がございましてけれども、これは新理事長が言っておられることは、やはり新しい気持ちで出直すときに、監査をめぐる問題がこれ以上表面化しないよう総点検するということで、きれいな形で再スタートしたいというお気持ちを表したんだと私は読んで、そのように理解をします。

そういう中で、具体的には足利銀行とか日興コーディアルというのが具体的にでておりますので、そういうものを含めて新しい気持ちで出直すためには、すべて過去問題にされたようなこととさちんと点検した上で再スタートしたいと、そういうお気持ちであると思

います。したがって、総点検すると、こう言われてい

ます。したがって、総点検されると、こう言われてい

ます。したがって、総点検されると、こう言われてい

ます。したがって、総点検されると、こう言われてい

ます。したがって、総点検されると、こう言われてい

しゃっているんですが、そうじゃないんであります。私がなぜこの問題を取り上げたかというのは、今の問題とも絡むんです、監査法人の。

この間、私は前回、たしかちょっと言葉が過ぎたかなと思うんですが、要するに粉飾決算というのがこの日本に非常に横行してきていると。どんなに粉飾問題が新聞紙上にぎわしていても、中央青山がああいう処分を受けたと。

中央青山だけじゃありませんね。この豊和銀行は、担当しているのはあらず監査法人だと思ふんです。いろいろたくさん監査法人が上場企業を含めて決算をしているわけでありまして。

なぜこのような粉飾決算が多発するんだろうかな。これは談合問題が、まあ談合問題はどほくもないんじゃないかなというふうに思われているかもしれないんですが、私は、案外これは、粉飾決算というのは意外と多かつたんじゃないかなというふうに思っている一人なんです。

なぜそういうふうになっているのかということを見ると、護送船団行政の下でのいわゆる監査法人というのは、どんな役割だったんだろうかな。これは、今日はこれ質問通告しておりませんが、後でもし、私のこの意見にも感想があれば、大臣のお話をお聞きしたいんですけれども。

大体、終戦直後の、高度成長時代に右肩上がりの経済だった。そして、大体モニタリングしていたのは、これは監査法人が監査をするというよりも、このいわゆるメーバンクが、この企業はおかしくなっているんじゃないかとかこの企業は問題があるんじゃないかということは銀行の融資を通じてモニタリングしていたんじゃないのか。

そして、何か問題が起きたら、銀行に問題が起きたりある問題が起きた場合には、必ず大蔵省や、まあ今でいえば財務省かもしれない、金融庁かもしれない、あるいは行政当局がこの問題を、合併させたり様々な手法を通じて問題をある意味では制御していくということで、まあ言ってみれば、会計監査、監査法人というのは戦後導入されたけれども、日本においては、会計監査を

受けるというのは、有価証券報告書を提出するときに監査の証明書がなきゃまずいからとにかく付けていったと、こういう実態があつて、やはり監査法人自身が独立性というものが必要とされない時代が随分あつたんじゃないのかなというふうには思っているんです。

そういう時代に監査法人がどのような監査をしていたのか。そうすると、いや、銀行に言われるままに、あるいは行政当局がこうしたいからということに、あるいはその企業の経営者の言われるままにどうも監査をしているのが常態化していたんじゃないのかなというふうには私は思ふんです。これは、いわゆる高度成長時代ならばいざ知らず、あるいは護送船団行政が進んでいざ知らず、あるいは証券報告書、この虚偽記載も大変大問題になってきておるわけですが、こういう問題は本場に正しいのかどうなのかというの

は、証券市場というところを通じて資本調達をする、あるいは貯蓄から投資へと国民の投資行動が変わってくる、こうなってくると、今までのような監査の在り方であつたらこれは本場に資本市場の要請にこたえられない。

それで実は私は、この監査法人の問題というのは、あるいは会計監査の問題というのは極めて重要であり、この機会に、私はやはり、監査法人が本場に独立していくために改革を進めなきゃいけない。それで、あの日興コーポラルの問題やあるいはこれから述べる豊和銀行の問題について、本場に一体どうなつていったらうかな、こういうことで質問をさせていただきたいと思つて

いるんです。私が今述べたようなことについて、与謝野大臣、どのようにお考えなんでしょうか、まずお聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(与謝野馨君) 多分、先生言われましたように、日本の監査は多分緩かつたんだらうと思ひます。それと、どうしても監査法人が監査をする会社と親しくなつていこううちに監査も甘くな

るということもしばしばあつたんだらうと思ひます。それと同時に、日本の監査は残高証明をチェックするような監査でございまして、期末の瞬間風速のところだけを測つて監査をするということで、期を通じて、全期、一つの期を全体、流れを見て監査をするということは多分余り日本の監査では行つていないというふうには思つております。

そういう意味では、貯蓄から投資という言葉もありまして、またきちんとした情報開示をして投資家を保護するという観点、あるいはきちんと情報開示をして、取引先、顧客、すべての方々には社の実情をきちんと把握していただく、そういうためには監査の正確性、真実性というものがこれからはますます重要になってくると思ひます。したがって、今のような監査、これで十分なのかどうかということは常に考えながら進んでいかなければならないと思つております。

○峰崎直樹君 午前中、藤沼会長も、実は監査料の問題とか監査の独立性の問題とか監査の質の問題なんかについて随分おっしゃつていました。私は、一時期、監査法人の監査料の問題とか、それはそれで独自に、余りにも今の仕組みが、それはそれで独自に、余りにも今の仕組みが、まあもちろんまずいことはまずいんですが、何が今監査にとって非常に重要なのかといつたときに、やはり市場と司法の力じゃないか、ルールの力じゃないか。

つまり、下手な監査をする、粉飾決算が分かると、ばれると、これが大変な損害賠償を請求される。つまり、それをやったら大変だと。そうすると、適正な監査をするきちんとした監査法人、適正な監査をする人が実は監査を求められるような、そういう方向へ持つていくことを通じて監査料の適正化を図つていかなきゃならない。

そういう意味で、私はやはり、これ、もちろん今度の金融商品サービス法は監査の問題だけじゃないんですけれども、全般にそういう意味で、日本の今までのルール、この弱さ、それから罰則の

余りにその不十分さ、それがルーズな監査を実は再生産していったんじゃないかというふうには思つてゐるんです。そういう点についてはどのようなお考えになつていますか。

○国務大臣(与謝野馨君) 多分、日本の監査法人が受け取つてゐる監査料というのは、例えばアメリカの監査法人がアメリカの会社の監査をやつたときの監査料に比べますと、多分数分の一であると思ひます。

会社の方も監査にお金を掛けなければならぬと思ひますし、やはり監査法人の方も、自分のやつてゐる監査というものが非常に社会的に重大なことであつて、それには責任が伴うという自覚を持つてやつていただかなければならない。そのために法整備が必要ということであれば、これは国会の皆様方としっかりと議論をしながら、どのような点を補つていくべきかということは金融庁としては積極的にやらしていただきたいと思つております。

○峰崎直樹君 それでは、各論といひますか具体例から入つていきたいと思つています。四月二十八日でございますが、大分県の豊和銀行が金融庁から経営改善を求める早期是正措置を受けたと、こういうニュースが我々のところに入つてきたわけです。私も実は、いやもう日本の金融機関の不良債権問題はもう終つたんだと、前任者の竹中金融担当大臣、元の大蔵省で、伊藤大臣がおられましたからその前です、竹中大臣は高らかに、もう不良債権問題がある、これはもう日本経済にとって一番大きい改革しなきゃいかぬ課題なんだと、こうおっしゃつていて、当然もう不良債権問題は終つたのかと、こういうふうには思つてゐたわけですが、実はそうではなかつたということでございます、豊和銀行に金融庁が早期是正措置を發動したわけですが、その理由及び背景を、簡単に結構でございます、教えていただきたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 先生御指摘のように、豊和銀行は、四月二十八日に、十八年三ヶ月決算

の業績予想修正を公表した際、このように述べております。

監査法人との協議を経て算出した自己資本比率が健全性の国内基準を下回る見込みとなったことから、本日、金融庁より早期に正措置命令を受けたと、これが豊和銀行の説明でございます。

また、自己資本比率が健全性の国内基準、すなわち四％を下回る見込みになったことについては、次のように述べております。

十八年三ヶ月決算においては、抜本的な不良債権処理を行う必要があるとの認識から、金融庁の検査結果を踏まえ、極めて厳格に自己査定を行った結果、予想を上回る与信関連費用を計上することとなったため、まあこれが豊和銀行側の御説明でございます。

○峰崎直樹君 要するに、金融庁が検査に入つて、そしてその検査の結果、あなたのところのこれは不良債権だ、もつとこれはきちつと処理し、引き当て積まなきゃ駄目だよと、こういうことで実は予想以上に膨らんでいったと、これがここに書かれてあるわけですね。

そこで、まず金融庁、検査のことについてお聞きしたいんですが、過去五年間ぐらいにこの豊和銀行に対して何回ぐらい、そして回数が少なければ、いつからいつまで検査に入つたのか、教えてください。

○政府参考人(西原政雄君) お答え申し上げます。

豊和銀行に対する検査でございますが、過去五年、今回の検査も含めまして三回の検査を実施しております。

今回の検査は平成十七年九ヶ月を対象とした検査ですが、今年の一月の二十六日から立入りを開始いたしましたして、三月の二十九日に立入りを終了しております。

前回の検査は、平成十六年の三月の十日から立入りを開始しまして、四月の十三日まで。それから、その前の検査でございますが、平成十三年の十月の三十一日に立入りを開始いたしましたして、そ

の年の十二月の二十日に立入りを終了している、と、こういうことでございます。

○峰崎直樹君 ありがとうございます。

その間の豊和銀行の自己資本比率、ちよつと調べてみたんですけれども、今度は自己資本比率が二・一％ぐらい、二・二％に下がったというんですけれども、皆さんのお手元に、「一、豊和銀行自己資本比率推移」と書いてありますが、ずっとその間検査されても、十二年度から十六年度までは七・八から六・八七と、ちよつと低下傾向ですけれども、それほど、四％を大きく下回らなかつた。これが十七年度、すなわちこの三月三十一日の決算ではこれは二・二％まで下がったという、これが今回のいわゆる検査に伴って、いわゆる不良債権の処理を進めた結果二・二％に下がったんだと、こういう理解でよろしゅうございますね。それかどうかということだけお聞きしたいんです。

○政府参考人(西原政雄君) 今回の検査は、平成十七年の九ヶ月を基準としてして検査を行いました。それで、先ほど申しましたように、立入り終了が三月の二十九日ですが、検査結果を通知しましたのが四月の十四日、それを踏まえまして、十八年の三ヶ月、この検査結果も踏まえまして、それを反映させた結果として十八年三ヶ月の自己資本比率が今述べられたような数字になったということでございます。

○峰崎直樹君 ちよつと金融担当大臣にあらかじめお聞きしておきたいことがあるわけです。それは、金融庁長官が、これは記者会見の中で記者から、豊和銀行がいわゆる公的資金の注入などを申請するといふようなことについて質問があったわけでありまして、そのことについてこのようにおっしゃっているんですけれども、こう理解してよろしいかどうか。

要するに、なぜそうなったのかということについて、これは大口の与信先に対する管理が十分でなかつたということから、その与信集中のリスク

が顕在化をして健全性の基準を下回るところまで不良債権処理が必要となったということでありまして、特異な事例だつたと思います。地域金融機関全般に何か問題があることの現れとしてこういう問題が生じたということではないかと思つております。後でいろいろ書かれておりまして、要するに、今リレーシヨンバンキングシステムを通じて結構向上しているんだと、こういう理解を新聞記者の皆さんに記者会見でしゃべっておられますが、与謝野担当大臣も同様の認識を持っておられますか。

○国務大臣(与謝野馨君) 五味長官と全く同一の認識でございます。

○峰崎直樹君 それでは、皆さん方もちよつと眠いかもしませんけれども、退屈なお話かもしれないんですが、この豊和銀行というのを、ちよつと私、皆さんに資料をお渡ししたので見ていただきたいんですが、この連結の貸借対照表が資料二として載せております。

これは単位、十億円ですから、それぞれ今、十八年三ヶ月の決算は五千三百五十億円の資産である、その前は五千六百六十億というところでございまして、合計の資産が少し下がっております。その大半は貸出金。要するに、銀行は企業に貸出しをするわけでありまして、それが一番大きいウエイトを占めているということでございます。

今度は負債の方はどうかという、負債・資本のところでもうごらんになっていただきますが、負債・資本の合計五千三百五十億円、そのうちの預金が大体五千五百五十億円ということで、負債の大半は預金であるということでございます。ある意味ではこの銀行というのは比較的分かりやすいといひますか、皆さん方から預金を五千億以上集めて、それを貸付けに回してその利ざやでもって商売をしているんだと。

で、どのぐらいの利ざやが上がつてくるのかという、次の二ページ目の資料を見ていただきましたんですが、損益計算書ということで三年間、十

六年、十七年、十八年で貸出金の利息として大体毎年百十億から百二十億と。なぜそうなるのかというところは、貸出し時の利息と、それから企業に貸し出している利息と預金利息との利ざやが問題になるわけでありまして、貸出金の利ざやは、平成十六年三ヶ月が二・八九％、平成十七年三ヶ月が二・七九％。それに対して、ごめんなさい、二・九七と二・八七です。一方の預金の利回りは〇・〇八ということ、ほとんど預金金利は払っていないということ。ですから、その差額の利ざやが二・八九と二・七九と。これを大体掛け合わせるとおおむね年間百二十億円のいわゆる利ざやの差が入ってくるわけです。

経費はどのぐらい掛かっているのかということ。次の三ページ目に、営業経費ということ、単体でしかちよつと見せておりませんが、給料、諸手当、そのほか記載をしているとおりでありまして、大体八十億円前後です。

そうなつてくると、この銀行は、百二十億大体安定的に経常利益があつて八十億の経費が掛かっている、そうすると残り利益は四十億というのが大ざっぱな流れだということを理解をしていただきたいわけですね。

それで、そういうところが一体どうなつたのかというところで不良債権のところの実態を見てみたところ、不良債権は、十六年、その三ページ目の五番目の豊和銀行における不良債権でございますが、この中身を見ますと、大体引き当てているときは、十六年三ヶ月というのは四十億円程度引き当てている、十七年三ヶ月はこれが七十二億にちよつと跳ね上がっているわけですね。

先ほども、検査は三回あつたと申し上げましたが、けれども、その三回は実はなかなか見事に対応しているんじゃないかと思つておりますが、その次の四ページ目を見ていただきたたいわけですが、この豊和銀行というのは、大体通常はいつもぎりぎりの、まあ四十億もうけがあるんだけれども、不良債権があるために実際の当期純利益というのはどのぐらいになっているのかというの、この

問題に、実は何でこんなふうで、この数字を見ていって、これは平成十四年三ヶ月で当期純利益三十二億四千万。経常利益が六十九億だったのに当期純利益が減っているということは、多分その差額であるところの三十六億五千九百万円というのは、きつと何かを処分してそこからその穴埋めをしたに違いないんです。つまり、不良債権処理をここでやった。本来ならば、これで完全に終わってれば、きれいな債権が多ければ、当然翌年からは四十億近い利益が上がってしかるべきなのに、依然として四億四千六百万、三億六千六百万と。

どうしてそうなっているかという、またその不良債権の処理に、引当金に毎年のように四十億近い不良債権処理を充てているということなんです。そして、十七年三ヶ月の決算というのは、十七年三ヶ月ということですから、先ほどの検査があつた翌年になってくると、このように経常利益が赤字になり、当期純利益は赤字になってしまふ。どうもこの流れを見たら、ある会計士さんがこう言つたんです。これ、峰崎さん、粉飾決算しているからこうなるんじゃないのと、こう言つたわけです。

ちよつと豊和銀行というのは、大体九〇％が大分県内、九〇％が大分県内で、九〇％が中小企業という典型的な第二地銀の実態なんですけれど、貸出し先はどんなところに、業種に貸し出しているかというのをこの資料七に記載をしたわけです。豊和銀行貸出し先残高明細表ということです、ちよつと黒い網を掛けておりますが、建設

その意味で、この豊和銀行の主要経営推移を

見、あるいは豊和銀行の貸出し先残高の明細を見るにつけ、どうもこの銀行の不良債権処理というもの、いつも徹底的にやつた徹底的にやつたと言っているけれども、どうもこれはおかしいんじゃないのかなというふうに私どもはちよつと見えるんですが、このように疑いがあるというふうには私は見ているんですけれども、この今、私の見方に対して、大臣、個別のことに対してはなかなか答えにくいかもしれませんけれども、一般論として結構ですから、この銀行のこのいわゆる決算、あるいは不良債権の推移、なぜこんなふうになっているのか、ちよつと御意見があつたらお聞かせ願いたいんです。

せ願いたいです。

○国務大臣(与謝野馨君) 先生はよく分析されておられまして、やはり豊和銀行の貸出し先というのは、建設業、卸・小売、不動産業と不況三業種にも相当の貸出し残高がございまして、こういうものが収益を圧迫してきたということは十分予想されることでございますが、先生がお話になりました豊和銀行の十四年三下期の決算につきまして、私どもの知っていることを申し上げますと、十四年五月二十八日付き決算短信において、連結子会社である株式会社ほうわファイナンスの清算費用を含んで貸出金償却、引き当て費用が増加したこと、市況低迷による有価証券減損処理によつて有価証券関係損益が減少したことを赤字決算の要因として同行は挙げております。

○峰崎直樹君 いや、私は具体的にあると思うんです、例があると思うんですよ。問題は、そういう金融庁の検査が入って、不良債権を落としたさ

この間、本当に不良債権処理というものを、不

良債権と言われているものを本当にこれは処理をしてきたんだろうかと、きちんと、というところに、どうもそうではないのではないかとというふうに私は思っているんですけども、その点どうだんでしょうかというのを私は質問したわけなんです。が、まあよろしゅうございます。

ちよつと時間があと十五分で私も交代しなきゃいけないので、今日、全部質問でなきゃれば、また六日の日にまた私自身時間がいただけますので全部そこでやりたいと思いますが、まず確かめなきゃいけないところだけちよつと確かめさせていただきますと思うんです。ありますか、何か、今の。

○国務大臣(与謝野馨君) 個別の金融機関の決算に関するコメントは差し控えていただきたいわけですが、豊和銀行を含む金融機関の決算は、自己責任原則の下、当該金融機関が会計基準等につとめた会計処理を行い、会計監査人による監査を経た上で確定するものであり、豊和銀行の過去五年間の決算についても、こうした適切な手続を経て行われているものと私どもは承知をしております。

○峰崎直樹君 本当に適切であればよかったわけですよ。まあ、それは恐らく金融担当大臣としては、いや、適切に行われているということだったんだらうと思うんです。

そこで、今から、本当に適切だったのと。資料の五ページ目に豊和銀行の資産査定が、これは正に自己査定だったわけでありませう。その自己査定について、本当にこういう状態であれば問題はな

何かといいますと、私、質問要旨に書いたわけですが、豊和銀行の二〇〇五年のアニュアルレポート第十九ページに「次期の見通し」ということで次のような文章が記載されているんです、このアニュアルレポートというのを調べたわけがあります。

いですが。

その中にどういふふうに書かれてあるかという
と、ちょっと読み上げますと、平成十七年度は不
良債権問題の終結に向け、お取引先に對し、再生
部門と過剩債務部門とを区別するなどの抜本的再
生支援策を講じるため、貸出金関係損失は九十億
円程度となることを想定しております。このた
め、単体の業績は、経常収益百四十七億円、経
常利益、赤字でマイナス二十八億円、当期純利
益マイナス二十億円を予想しています。

これを、今私が読み上げたことについて、ごらんになって、大臣、これどういふふうに思われましたか。

○国務大臣(与謝野馨君) この件についても個別の問題ですからコメントは差し控えさせていたいただきますが、一般的に言いますと、次期の見通しというようなものを発表する場合には、その時点において見通せる事象を勘案して、取締役会等の適正な手続やルールに従い、また、必要に応じて会計監査人との協議等を経て開示されているものと承知をしております。

○峰崎直樹君　これ、次期にはもう九十億円マイナスになりますよと、要するに不良債権処理をしますよと言っているんですけれども、出ますよと、ということを行っているんですよ。ということとは、もう、前の期に九十億円もうあるんだということを認識しているからこういう表現になっているんじゃないですか。そういうふうに理解できませんか、大臣。じゃ、もしよければ検査局長でもいいですよ。

○委員長（池口修次君）　どなた、答えますか。金

融行佐藤監督局長。

○政府参考人(佐藤隆文君) 上場企業が決算発表いたしますときに、次期に、次の期についての見通しを併せて公表することが多いわけでごいませけれども、その時点におきましては、確たる高い確度でもってこうなるといふ部分と、それから今後の見通しにかかわる部分とがあるかと思ひます。そういった見通しにかかわる部分については、その期の決算に直ちに反映するということが、その期の決算においてはその時点で明確になつてゐることを反映して決算をつくと、こういうことであらうかと思ひます。

○峰崎直樹君 正に発生主義の原則です。その時点において発生しているものはその時点で会計の中に表さなきゃいけない。このいわゆる豊和銀行の、監査人も多分見ていると思いますが、アナウンスメントで書いてあることを見ると、九十億円の来期必ずしもこれは不良債権処理その他でやんなきゃいけないですということを宣言しているんです。これ。そうしたら、それ、その時点で上げなきゃいけないじゃないですか。この九十億円というのは後で百七十九億円というふうに倍ぐらになつちゃうんです。

そうすると、この時点でなぜ、九十億円という現実に不良債権として認めたものが発生しているのに、その時点ではなぜ会計上、会計原則からすれば、発生主義からすれば、当然その時点で認識するのが原則じゃないんですか。当たり前じゃないですか。それをやつてないんじゃないですか、これ。どうですか、大臣。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別の銀行の決算についてはコメントを差し控えたと思ひますけれども、先ほど申し上げましたとおり、この次の期の見通しというのは不確実な要素も含んで見通しを立てるということだろと思ひます。個別のこととはちよつと申し上げられませんが、不良債権の残高がかなり大きいといった場合には、そこから一つの期が経過するに伴つて新たな与信コストが明確なものとして認識されることになる

といった流れがあるかと思ひます。そういったことも含めまして、将来の予想見通しとしてその業績予想というものをしておられるのではないかと推察いたします。一般論でございます。

○峰崎直樹君 幾ら一般論でもすね、こういうふうにかかれてゐるといふことは、現実にこういうものがもう既に不良債権の実態として存在しているといふことを、これは不良な部分とそうでない部分に分けてといふことまでわざわざ書いてあるわけですよ。ということは、こういうところでやはり発生主義の原則に立つてきちんとした会計処理がなされてゐないといふことを私はこれは表しているんじゃないかと思ひます。これ会計士の皆さんに本當聞いてみたいところなんです。今一般論でいろいろ答えられていますが、具体的に固有な名詞でなかなか分りにくいのかもしれません。

そこで、粉飾ではないだろうかといふふうには思つてゐるわけでありませうけれども、実は、もう時間もあと十分程度に下がりましたんで、質問の方をちよつとや先に飛ばさせていただきます。と思ひます。これによって実は明らかになつてきたことがあるわけでありませう。それは何が明らかになつてきたかといふと、二十二億円の特別利益を上げてゐるわけですよ。どうして特別利益を上げてゐるのかと思つて、もう一方で貸付けの金額を調べてみたら、貸付けの金額がおおよそ五百億円減つてゐるんです。

つまり、優良な貸付先があつた、不良な貸付先があつた、トータルとしてこの銀行は、率直に申し上げて本来ならば四十億円の利益が上がる、そういう会社なんだけれども、不良債権があるためにもうゼロ%か、若しくは時々その氷山の上のちよつと顔が出るぐらいの利益を出すぐらいの、実質的にはゼロぐらいしか生まないような債権しか持つてゐなかつた、これが貸付けの実態だと思ひます。総資産に対する利益の割合というのは、平成十五年、平成十六年、みんなこれは三億

とか四億のそこそこのあれなんです。それだけしか上がつてゐない中で貸付金が五百億落ちてゐるんですよ、この一番、十八年三月は。そして、その分では特別の利益が二十二億上がつてゐるんですよ。この中身は何なんですか。

○政府参考人(佐藤隆文君) 御指摘の点に該当いたしますと思ひますのは、豊和銀行が五月二十五日に公表をいたしました十八年三月期の決算短の流動化を実施し、その譲渡益二十二億五千九百万円を特別利益に計上してゐるといふ旨が記載されてゐるといふことでございます。

○峰崎直樹君 ところで、それはいつ住宅ローンの債権はつくられて、それはいつ販売したんですか。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引でございますので、詳細を説明することは差し控えていただきますと存じますが、この住宅ローン債権の証券化につきましては、三月八日、本年の三月八日でございますが、豊和銀行自身が適時開示を行つております。この公表資料によりまして、この本件証券化の概要につきまして、当行の保有する住宅ローン債権の一部約四百億円を信託銀行に信託し、その対価として得られる信託受益権のうち優先部分約三百二十億円について証券会社を通じて投資家に販売する予定である。優先受益権の受渡し日は平成十八年三月二十九日(予定)と、こういった記述がなされております。

○峰崎直樹君 そういうスキームであなたが売つたかといふのはもう一般投資家以上は分からないわけですね。

ちよつと念のためにお尋ねしますが、西日本シティ銀行というのがこれ三十億ほどこのいわゆる豊和銀行に融資をすること、約束がなつてゐるんですけれども、そういうことになつてゐます。そこがまさかこのいわゆる住宅ローン債権を買つたといふことではないんでしょうか。

○政府参考人(佐藤隆文君) 証券会社を通じまし

て一般投資家に販売されたといふふうに承知をいたしております。

○峰崎直樹君 はい、分かりました。

そこで、この二十二億円の売買というのは、これは証券化をして、そしてその優良な部分を一般投資家に売買したといふことでその売買益二十二億が入つたといふことなんでしょうか、そうすると、四百億で二十二億といふことは大体五%ぐらいの言つてみれば利益やといふことになりましようか、売買利益。

先ほどから何度も言つてゐる通りに、この銀行はほとんどいわゆる貸付先はゼロ%のその金利しか入つてきてゐないんです。ひよつとしたら不良債権の査定いかんによつてはこれマイナスになるかもしれない。そのときに、優良な債権である住宅ローン、これ私、住宅ローンといふのはたしかBIS規制でも五%のリスクウェイトですから、民間銀行に貸すよりもはるかにこれはいいんですよ。ウェイトが低いわけですよ。つまり、安全だと、有利であると、そして四%ぐらいの利ざやが稼げる。これを実は売つてしまつてしまつと、この残された四千五百億は、五千二百億ですから四千七百億ですか、貸付けが減る。そうすると、この銀行はとらの子のいわゆる住宅ローンで利ざやが稼げてたのが、それを売つてしまつてしまつていゝんだから、売れるもんだから、そして残されたいわゆる債権といふのは、貸付資産といふのは一体、これはもう劣化して大変な問題なんじゃないですか。

これ、商法に何かそういう規定があつたんじゃないですか。商法第二百四十五条第一項、商法だつたか会社法だつたか、どっち、忘れてしまつたんですけれども、ちよつと古いものになつてゐるかもしれません。商法の、営業の全部又は重要な一部の譲渡を行うためには株主総会の特別決議を経なければならぬ、こうなつてゐるんですよ。

一般的に、私は、住宅ローン債権をつくつてそして販売する、住宅公団がそういうのをやつてい

る、大いに結構だと思ふです。ただし、住宅ローンのいわゆる利益率はここであつたら四％になつてゐる。ほかのいわゆるもつともうかるところを持つてゐるということならいいんですけれども、この銀行に關しては多分最も優良なその債権を売つたつちやつたんじゃないですか。だつて、さつきから何度も言つてゐるやうに、ほとんどこれ利益上がつてきてないんですから、このいわゆる何年も。赤字になることはあつたとしても。

そうしたら、こういうものを売却をするということについての問題は大変大きい問題を残してゐるんじゃないんですか。二十二億円をこれ計上すること自身の正当性も実は會計上疑われるんじゃないですか。この点どうなんですか。

も言つてゐるやうに、この銀行はほとんど利益率が上がつてゐない銀行で、ゼロ％でしかです。いわゆる貸付けに対するリターンが。その中で住宅ローン債権というものを四百億もそれを証券化してしまつたら、この残された企業という一つのゴーイングコンサーンというのはどうなるんでしょうね。そういうことから判断して、商法のいわゆる責任に当たりませんかということを述べてゐるんです。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

今日はもう時間ありません。私、これも豊和銀行がけしからぬと言つて、大分に恨みがあつて言つてゐるんじゃないんです。この銀行を何とかつぶせとかそういうことを言つてゐるんじゃないんです。一つの氷山の一角として、後で、次回で述べたいと思ふんですが、恐らく相当な、こういういわゆる第二地銀とか地銀とか、そして協同組合的な農林關係とか漁業關係のいわゆるそのこの辺りは本当はどうなつてゐるんだろうかということをしつかりしないと、地域経済が発展しないんじゃないんです。大手だけが何とか身ぎれいになつてゐたけれども、それで大手でそこは経済は発展したかもしれない。しかし、末端の中小企業を抱えている地域金融というのがこういう状態になつてゐるから地域経済がおかしくなつてゐるんじゃないですか。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

大臣、竹中大臣はもう金融問題終わったなんて言つてゐるんです。こんな実は大変な問題を残しながら実は今別の大臣になつていかれてゐるんですけれども、是非、こういう地域経済を発展させるためには地域金融がしつかりしなきゃいけない。その地域金融をしつかりさせるのには、地域のいわゆる監督の在り方とか、あるいは企業経営の在り方、コンプライアンスの在り方、こういうものをやはりきちつとこの機会に、私はこの間と謝野大臣の答弁を聞いていて、与謝野大臣だつたらこれやつてくれるんじゃないだろうかというふうには私は思つてゐる一人です。最後、そのことを聞いて、残りの部分、是非、これは次回に質問をさせていただくということで、その質問を聞いて終わりたいと思ひます。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

○政府参考人(佐藤隆文君) 個別金融機関の個別の取引の會計処理でございますので直接のコメントは避けさせていただきます。思いますけれども、一般論で申し上げると、各金融機関が個別具体的に取引を実行するに当たっては、關係する各種法令や會計ルール等の適合状況、取引の適切性を十分にチェックするなど、適切な審査を行うことが求められてゐるやうに認識をいたしております。

し、そして六人の方が減給処分を受けているという状況。

一方で、今回のこの一月のシステム停止、ウォール・ストリート・ジャーナルにおいては、トリー・ストップ・エクステンジ、ストップじゃないですよ、ストップですね、ということがもう見出しにばんと載っちゃうぐらいの大きなインパクト。そして、かつ長い期間、システム運用時間を短縮するという、この国の金融インフラを支えている東証、その責任はどこに行ったかという余地にもお粗末、余りにも無責任なことが行っただけでございます。

東証は、今回の一月のシステムストップの責任の明確化、そして処分についてどう考えるか、お答えください。短くお願いします。

○参考人(飛山康雄君) 本年一月十八日の売買停止につきましては、今先生御指摘のとおり、いわゆるライブドアショックと呼ばれる突発的な注文の件数の増加があったわけでございます。

あつたとはいっても、結果として、そのシステム能力の増強が間に合わず、市場を二十分間停止するという事になりましたことは、非常に市場運営者として責任を痛感しているところでございます。

それで、取引の停止、その後の取引時間の短縮につきましては、処理能力を超えた場合には決済が付かなくなるということがありますので……

○藤末健三君 原因は読んでいますから、資料を、やめてください。責任の明確化と処分のことを聞いていますから。

○参考人(飛山康雄君) はい。

その市場への影響を最小限にとどめることで経営判断して行ったものでございまして、私どもとしまして、市場の安定的な運営を果たして、もって市場に対する信頼性を取り戻すということが私どもの責任ではないかというふうに考えております。その観点から、順次システム能力の増強を図ってまいりまして、現在では実績値の二倍のキャパシティを得るというに至っております。

す。今後、そういった対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

○藤末健三君 短く、的確に答えてください。責任の明確化されているかどうかという意味では、されてないじゃないですか。そして処分さえも発表されてない。

大臣、聞いてください。六月二十二日に東証は株主総会を開きます。役員の入替えがある。何と、昨年十二月に処分された方が役員になるんですよ、今度。どう思われますか、大臣、今の誠意がない答弁。責任の明確化をされましたか、処分はどうされるんですかということについて一切答えない。どうですか、大臣、どう思われますか。お答えください。

○国務大臣(与謝野馨君) やはり東証は、社長を初めきちんと自ら責任を取って辞められたということで、東証の最高責任者が責任を私は明確にされたと思います。

ただ、これは人事の問題でございまして、東証の本当の責任はやはり将来に向かって証券市場を整備していくこと、このことに情熱を傾けていたことが東証の今後の責任であると私は思っております。

○藤末健三君 よろしいでしょうか。東証の責任は信頼性を得ることだと思ふんですね。御指摘のとおりです。信頼を得るためにきちんと責任を明確にする、処分すべき点は処分をするですよ、必要なことは、よろしいですか。それが信頼を得る道であり、システムを増強するというのは小手先でしかないんですよ。いかがですか。東証さん、もう一回お答えください。私ちゃんと話を入れているんですからね、これ。もっと誠意ある対応してくれなさい。お願いします。

○参考人(飛山康雄君) ちょっと繰り返すにやりました。恐縮でございますけれども、一月十八日のケースは、その前に起こりました十一月三十日、十二月八日の前二回のケースとはちょっと違っております。このまま、一月の十八日のケースで

ございませうけれども、そのまま取引を継続するというふうな場合には全取引について決済が付かなくなるといって、社長以下の経営判断ということで停止をさせていただいたわけでありまして、今でもこの措置は正しかったんじゃないかというふうに思っております。その見通しそのものが甘かったんじゃないかというところがあるわけでございますけれども、その前のところで一応それなりにその能力増強の対応を図ってまいりましたし、その後、十八日の約定件数というのは、その後四百三十八万件ということでもうぎりぎりの線だったわけでございますけれども、その後を見てもみまして、四百三十八万件を超える約定件数というのはいわけて、非常にひとつ、今となつてはもう反省点でございますけれども、予測が非常に難しかったということがあります。

こうした観点から、全体、具体的な処分までは必要ないだろうということでも処分は行わなかったわけでありまして。私どもの責任としまして、今申し上げました、将来に向かってきちんとしたシステムを安定的に提供していくというのが責任ではないかというふうに考えているということでございます。

○藤末健三君 今、株主がオープンじゃなくてよかったですね、本当に。六月二十二日の株主総会で、十二月に、ちよつとこの間ですよ、半年前に処分を受けた方が役員になるような人事があつていいかどうかというのは、僕は正直疑問です。次の質問に移らせていただきますけれども、東京証券取引所さんが作られた中期経営計画、三月二十二日付け、ここにございまして。A4四枚。これだけ。一方、これは尾立議員と昨年の十一月にロンドンのストックエクスチェンジ、証券取引所に行ったときにいただいたやつです。これだけの枚数がある。

枚数が多けりやいいというものじゃないかもしれませんよ。しかし、よろしいですか、専務。この国会において西室社長はおっしゃいました。これは衆議院の井澤議員との会話の中で、戦つてい

くツールとして東証の上場であるとおっしゃっているわけですね。東証としてこういう中期計画しか書けない会社、上場できますか。イエスカノーカで答えてください。できる場合はイエスと答えてください。

○参考人(飛山康雄君) ちょっと今の先生の御質問でございますけれども、この中期経営計画というのは、私ども株式会社移行のところで、毎年ローリング方式で見直しを掛けながら、それぞれの期間の基本的な考え方とか経営財務指標、事業戦略を具体的に、概括的にまとめているものでございまして、その肉付けは各部においてやるということになっております。

それで、株式の上場の件でございますけれども、私どもとしまして、国際的な市場競争に打ちかかっていくということの有力なツールであるとは考えておりますけれども、今現在、まずはシステムインフラを含む東証に対する信頼の回復と向上に全社を挙げて取り組むというのが基本でありまして、今も高まつております自主規制機能の強化などに、そういうことに一つ一つ取り組んでいくと、その上で上場を考えたいというふうに思っておりますので、今ここですぐに上場をという話をしていくわけでは……

○藤末健三君 イエスカノーカ答えてください。質問に答えてください、イエスカノーカだから。これでできるんですか、上場が。

○参考人(飛山康雄君) この中期経営計画そのもののじゃなくて、何をやってきたかということが大事でございますので、その内容によるんじゃないかというふうに考えております。

○藤末健三君 本当に同僚議員の皆さん、そして役所の皆さんに申し上げたいんですよ。東京証券取引所は株式会社で民間であるかもしれないですけど、我が国の大事な大事なインフラなんです。この国がこれから金融市場で戦うための。そういう自覚が僕はないように思います、私には、今の答弁聞いています。

これを見てくださいます、どれだけやっています

か。本当作つておられるなら後でください、そして、これの裏バージョン作っているならば、ちゃんと。お願いします、それは。

そして、金融大臣に是非お聞きしたいんですけど、この四枚、べらべらの紙、どう評価されますか。

○国務大臣(与謝野馨) 私は、東証は日本の金融市場の中心的な存在の一つとして、この事件を契機に更に自覚を深めたと私は思っております。二つのことを私はどうもやっていただきたいと思っております。それは、東証の売買システムは、アクセス速度も遅いので処理能力も限界がありますし、またシステムとして複雑過ぎるということもありますので、システム自体を一新していただきたい。それから、東証としていろいろな市場の規則を作っているわけですから、これは国際的に通用する自主規制のいろいろなルールを確立していただきたい。この二つを早急にやっていただきたいということは、いろいろな機会を通じてお願いをしているところでございます。

○藤末健三君 是非やっていただきたい。

ただ、大臣、一つだけ申し上げますと、先ほど大臣がおっしゃった情報システムを中心とする信頼性という話は、東証の中期計画の二番目のポイントなんです。一番目のポイントは何かと申しますと、国際的な市場間競争における競争力の強化を図りますと書いてある。私は、これが正しいと思うんですね。ITがきちんと、システムはきちんと信頼性があるというのは当たり前なんです、よ、こんなの。

まず当たり前のことからやるということをおっしゃっているかもしれないですけど、一月に起きた事故の責任、だれか分かりませんよ。十二月には確かに処分があったかもしれませんが。一月以降の事故の責任は明確になってないんですよ。その責任を明確にできないところがちゃんとやれるかという話は、僕は非常に疑問だと思います。それは是非考えていただきたいと思ひます。

これは。野放しにしちゃいけません、絶対。いや、もう本当に、僕は今日の御答弁聞いてみると、もう一国民として憤りを感じます、私は。

次にお聞きしたいのは、この中期計画の中におかれまして、先ほど申し上げましたように、国際的な市場間競争における競争力を図るということ、特に、今日西室社長がおられなくて残念なんですけど、西室社長が今までの国会における審議におかれまして、特にアジアを中心に展開していきたいということをおっしゃってられます。そのアジアにおける具体的な取組をどう考えておられるかということについて、東証さんから伺いたいと思ひます。お願いします。

○参考人(飛山康雄君) 今、米欧間におけます合従連衡の動きが高まっているわけでございますけれども、そうした動きが早晩アジアに及んでくるということはだれにも否定できないことだろうと認識しております。その観点から、国際戦略の一端としてアジア戦略というものが必要なものになっているというふうにも認識しております。東証は、アジアのリーディングマーケットになるという認識の下に、アジア企業の上場の促進でございますとか、各国取引所との連携強化などの将来に向けた戦略を明示しまして、その実行に努めていくというところでございます。

それで、連携強化の観点からいいますと、去年五月十八日に日中の証券会議を開催したり、そのことによりまして、今まで日中両国の証券取引所ですとか行政機関とが一堂に会するということがなかったわけでございますけれども、そういう機会があったということ。それで、その議論の内容におきましては、東アジアにおける証券市場の在り方について、現時点ではアジアにおいて欧米で起きているようなドラスタチックな動きが生じる可能性は小さいものの、一方で、アジア経済の発展状況や地理的な要因を考えますと、域内における交流、協力関係を促進する必要があるだろうというところで、日中両方で意見の一致を見ることができました。

こうした会議を深めていくということによってアジアとの連携を深めていきたいと思っておりますし、また、アジア企業の上場促進ということにつきましましては、証券会社、弁護士、会計士とも連携を取りながら、積極的に現地に赴いて誘致活動を行っているというところであります。

また、JDRによる上場につきましても、現株による上場、選択肢の一つとして認識しております。アジア企業の中にはそのような意向を持っているところもあるようでございますので、今後は、実務面の検討を踏まえて、その対応を図ってまいりたいということで戦略を考えていきたいと思っております。

○藤末健三君 皆さん、この一枚目のページちょっとごらんになっていただけてますでしようか。一枚目のページの表の下から三つ目に外国企業の数と書いてございます。私がこれ調べた時点でございますと、東京証券取引所、今二千四百の上場企業があると、そのうち外国企業が二十七。これはちなみに一九九一年見ますと百三十あるんですね。どんどん減っています。先ほどアジアの話が出ましたけど、私、アジアの証券取引所も調べました。シンガポールを見ますと、どうなっているかと、右から二つ目でございます。六百八十のうち二百十六が外国企業になっているという状況です。

先ほどJDRの話もおっしゃってましたけど、西室社長が、衆議院で越智議員との審議の中で、JDRは十社程度を考えているということをおっしゃってましたんですけど、十社程度で足りるかどうかという話、それが一つ。

そしてもう一つは、この二十七という数字を例えればかの国のレベルにするとしたら一けた増えなさいいけないわけですよ。どういふことをされるかというのを具体的に教えてください。先ほどの話は、カンファレンスを開きました、何となくやっていますよとしか聞かえませんでした、是非お願いします。

○参考人(飛山康雄君) 西室が十社と申しました

のは、JDRということじゃなくて現株上場を含めて十社ぐらいを上場させたいと、年内にですね。というのは、昨年もそうでございましたけれども、上場が一社ということでございますので、今年は十社ぐらい目指していきたいということ、そういうふうにして申し上げたということでございます。

それから、二十七を増やしていくという点については、これ地道にやっていくしかしようがないということでございますので、中国とか韓国とかいろいろなところに、先ほど申しましたとおりで、証券会社、それから弁護士、公認会計士常同でいろいろな企業を回って、今勧誘に努めているということでございます。

○藤末健三君 是非私は東証さんに一つお願いしたいことがございまして、是非、上場の支援を行う証券会社と連携を取っていただきたいと思うんですよ。やはり中国で、アジアで展開しようと思つた場合に、上場担当の証券会社が行つてやっぱりやらなきゃいけない、先導しなきゃいけないと思ひますし、また、もう一つお願いがありますのは、今東証さんというマザーズで特に話を私が聞きますのは、何か事件があるために審査の基準が変わつたような感じになつちゃうと。

実際に東証の方の話をお聞きしていますと、東証自体は粛々と事件が起きては変わらないうつてくるけれども、引受審査を行う証券会社が、東証さんの雰囲気を見ながらどんどんきつくしたり緩くしたり変えているということを聞いておりますので、是非東証さんとと証券会社の関係、もつと綿密にやっていただきたいと思ひます。

そして、アジアの展開を是非進めていただきたい、あと私は、やはりJDRというのは一つのキーだと思ひます。JDRを是非進めていただき、やっぱりアジアとの関係を金融のインフラとしての立場から進めていただきたいと思ひます。次に、私がお聞きしたいことは、国際競争力と

いうことがこの中期計画、東証さんの中期計画に出ておりましたけれども、本場に今どういう状況かと見ますと、今世界は例えばニューヨーク・ストック・エクスチェンジがドイツ取引所とユーロネクストの統合の競争をしているような状況。そして、ナスダックはロンドン・ストック・エクスチェンジ、ロンドン証券取引所に出資する。そして、近くのアジアを見ますと、オーストラリアの証券取引所と何とシドニーの先物取引所が合併するというような、今取引所間の合併などの動きが非常に動いているわけでございます。このような世界な動きを金融庁としてどう見られているかというところにつきまして、大臣からお話を聞きたいと思っております。

○国務大臣(与謝野馨君) 市場というのは、公正な取引、公正な価格形成、確実な決済、こういうことが必要でありまして、それが市場を持つていくということとはほとんど実は市場の機能の本質とは関係ないことだと私は思っております。ただし、日本の市場が日本に存在する以上、やはり我々の手で十分な制御が利く形にしておく必要があると思っております。

○藤末健三君 その制御が利く形というのはどういうことをお考えなんでしょうか、教えてください。○国務大臣(与謝野馨君) 必要な規制を掛け、それに従ってもらい、また日本の証券取引法等一連の関係法令等が厳しく遵守される体制のことを言っております。

○藤末健三君 僕はこれ、与謝野大臣に一つお願いがあります。それは何かと申しますと、金融庁の設置法の中の四条、所掌事務というのがございまして、その二項に国際業務に関する制度、これ金融の国際業務に関する制度の企画及び立案とあるんですよ。規制じゃないんですよ、設置法上の書いてあることは。規制は下の方に書いてありますけれども、所掌事務の二番目に、国際的な制度の企画立案と書いてあるんですよ。是非、日本国内を守りますよ、我々が監視できるようにしますよということにちよっと聞かざるんではないですか。

も、もつと国際的に我々日本の資金がもつと生かせるようにしようという発想はいかがでございますでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) それを、市場がだれが支配しているかということとは全く関係のないことだと思っております。

○藤末健三君 私も同感でございます。市場をだれがコントロールするかということは関係ないとは思いますが、少なくとも国内の証券取引所は金融市場のルールというのは金融庁が非常に管理監督されているわけですので、その運用が一つあると思えますし、もう一つ大事なことは、国際的に、西室社長もおっしゃっていましたが、国際的に、西室社長もおっしゃっていましたが、取引所の人間が連携しながら国際的な舞台でいろいろな交渉をするには必要であるということをおっしゃっているんですよ。私もそう思います。

ですから、是非とも国際的な金融システムの在り方、当然我が国にとって大事な金融システムの在り方を企画立案された上でどうするかということとを私は考えていたのだと思います。このまま自然にほっといてどんどんどんどんMアンドAが図られるということじゃまずいと思うんですよ、私は。

例えば、これで見えていただきますと、取引所の時価総額というのを私計算させていただきました。各国のユーロとドルの関係とかもございまして、けれども、このちよつと表でいきますと下から四つ目の項目でございまして、注五とございまして、取引所の時価総額。

これを見ていただきますと、何とドイツの取引所が一番高いんですよ。取引量はそんなに多くないのに、ドイツの取引所は非常に時価総額が高い。その時価総額の高さをもつて例えばユーロネクストとの統合を図るとか、またロンドン取引所に統合のアプローチをするとか、そういうことをしているというのがドイツの取引所の状況でございまして、この理由を調べてみますと、幾つかの

論文や記事がございまして、これ完全に書き切れなかったんですけど、どういう商品を取り扱っているかというのは非常に重要であるということでございます。ドイツ取引所は、デリバティブで金融先物を三角に書いてございまして、非常にこのデリバティブの利益率が異常に高い。そして株価が高く評価され、その力を持って各ユーロネクスト、ロンドンLSEとかのMアンドAを提案できるということになっております。

ここで私がお話ししたいのは、東証が今の一つの形として持ち株会社形式、ホールディングカンパニー形式の経営形態を考へておられるということと、ちよつとこのドイツの取引所は、ホルディングカンパニーがあり、その下に証券取引所、そして先物、金融先物、いろんな取引所がございまして、オプション取引もまた別に持つていらっしゃる状況でございまして、ホルディングカンパニーの下にいろんな取引所を持つてくるというような事業展開も考へられると思うんですけども、そのような今後の拡張についてどう考へているかということについて、東証からお話を聞かせてください。お願いします。

○参考人(飛山康雄君) 東証の組織形態でございまして、今現在御審議いただいております金融商品取引法案におきまして、自主規制機能を担う組織というものが複数選択肢が用意されたというところでございまして、それは自主規制委員会、設置でございまして、自主規制法人の設立、さらに今先生おっしゃいましたとおりで、持ち株会社形態の下に自主規制法人を設立するということが、いろいろな選択肢が用意されております。私もひとつは、市場開設者自らが判断することができるといふことでございまして、法案成立後に新たな法的枠組みの中で自ら有する自主規制機能マーケット、自主規制の機能とマーケットの機能、その双方を強化し、さらに国際競争力という観点を見ながらどういう組織形態がいいのか、改めて議論してまいりたいと思っております。

それで、金融先物取引などへの事業の拡大でございまして、これも市場の利用者のニーズとか、それから市場の効率性、利便性、それから競争力の観点といったことを真剣に考へながら、先生御指摘のことも踏まえて、様々な可能性について検討していきたいというふうに考へております。ということでございまして。

○藤末健三君 是非とも日本を代表する証券取引所と申しますか、取引所として活動をしていただきたと思います。

ただ、本場にくだいようですけど、僕は今の東証さんのこの中期計画とかいうのではなかなか非常に難しいんじゃないかと思っております。ちなみにほかの取引所の収益構成を言いますと、ドイツ取引所は二〇〇三年においてデリバティブが大体三割、利益の三割を稼いでいると。ユーロネクストも三割を稼いでいるという状況でございまして。一方で、ロンドン証券取引所はこの時価総額は安うございまして、デリバティブなんかの利益は二・四％しかない。恐らく東証さんはもう一％ないと思うんですよ、細かいデータ出ていませんけど。

そういう状況でございまして、是非とも全体的な取引所の在り方の議論がまずは先決だとは思いますが、本場に国際的に競争力がある取引所をつくるということ、ですから、この中期計画の中で、アジアは国際競争力が付いてきますよというところが第一番目に上がっているんですよ。でも、読んでみると何も書いてないんですよ。じゃ、国際競争力って何なんですか。情報システムをきちんと動かすことが国際競争力じゃないと僕は思います。だから、本来あるべきやれる企業価値を最大限に上げられるようなことを考へていただきたいと思っております。いかがでございますか。大臣、お願いいたします。○国務大臣(与謝野馨君) 先生が心配されていることは、私も実は心配をしております。やはり

東京市場が世界のどの市場とも競争に負けないぐらいいつかりした市場にしなければならぬと。それはシステムの問題もありまされども、東証で例えば取引できる商品、これは株だけではないのかと、デリバティブ、金融先物等々、いろいろできるような方がいんじゃないかというような問題もあります。

それから、既に日本の商品のはずなのにアジアの市場に負けているものもあります。例えば、日経の先物、日経二二五の先物は東証でやっていすけれども、どうも取引高を見ても、シンガポールの方が上になっていると。これはちよつと悔しいなと思うわけでございまして、そういう意味ではシステムをしつかりしなきゃいけない、信頼性も高くなければならないですし、また市場としての多様な機能を持っている、多様な商品を扱える市場であるということも確立しなければならぬと思っております。

○藤末健三君 大臣が踏み込んだ御回答、本当に有り難いと思ひます。是非ともこの我が国、私はやっぱり我が国の金融インフラの一つとして東証はあると思ひますので、その観点からは非やっていただきたいと思ひますし、また、一つお願いがございしますのは、私、よく中国に伺うんですけど、中国は今、証券市場ほとんど機能していないんですよ、実は。中国のベンチャーがどうなっているかと申しますと、もうナスダックに行っちゃう。ただナスダックに行けるところはいんですけど、ナスダックに行けないところは資金調達できないんですよ。

私が中国のそのベンチャーの人間に何人かお会いして言われたのは、もし日本の市場が使えたらうれしいと、ナスダックまで行けない我々のような人間が、もし会社が日本で資金調達ができ活動ができたら、アジアとしてはすごく動きやすくなるんじゃないかということを書いておりましたんで、是非ともそれは進めていっていただけないかと思ひます。やはり相手の政府と政府との間、やっぱり中国政府との間をきちんとやっていただ

き、その下に東証さんがおられる、そしてその下に証券会社があるという、僕はそういう縮図だと思ひますよ。

ですから、先ほどのJDRも含めまして、アジアにおけるこの日本の今力があるうちに、どれだけの金融インフラをアジアワイドで展開できるかというのは非常に大きな使命だと思ひますので、本当、与謝野大臣がおられるうちに絶対進めて、何か、済みません、おられるうちに絶対進めていただきたいと思いますし、あと、また金融庁の方とお話しして私が非常に感じますのは、金融庁の方の脳みそがやっぱり監督管理に行き過ぎなんです、いや、本当に。

設置法読んだことありますかと云つたら、余り読んだことがないんじゃないかなというお答えをいただいております。やはり金融庁の役割は、四条件の二項にありますが、国内金融制度の企画立案が一つ。二が、大事なものは、国際業務に関する制度の企画立案、二なんです、これが。それから、銀行とか銀行持ち株会社、信用金庫などの監督なんですよ。ですから、この順番を是非金融庁の方々の中にこれ徹底していただけないかなというのをこれ深くお願ひします。

まずは、この国の金融制度の在り方を考えていただき、そしてできれば、私は、アジアにおける我が国の金融力の発揮、是非やっていただかなければ、今やらなければ私はずいと思ひます。もうシンガポールとか、後でお話ししますけれども、シンガポールとか香港の取組を聞いていると、もう必死ですよ、彼ら。まだ規模は小さいですけれども、これ成長率で見たらもう負けていますからね、我々。いや、これ本当に、見てください。国際展開もそう、含めて。ですから、是非とも、先ほど日経の話がございましたけれども、アジアワイドの展開を金融庁が率先して、大臣が率先してやっていただくことをお願ひしたいと思ひます。(発言する者あり) ありがとうございます、私

それに伴ひまして、一つございしますのは、私

は、将来この東証さんが株式を上場されて海外の取引所との統合を進めようという話が多分出てくると思ひます。今こでちよつとはつきりさせていただきたいのは、株式の二〇%以上の保有をする場合は、金融庁と申しますか、政府の認可が必要ということでございますが、この政府の認可、どういふふうにお考えかということをお聞ひしたいと思います。

ちなみに、証取法と申しますか金融取引法におきましては、百六条において幾つかの条件を書いています。業務の健全かつ適切な運営が行われること、公共性に理解を示すこと、そして社会的信用を有することでございますが、本当にこの額面どおりでやつちやうのかどうかということをお聞かせいただけますでしょうか。

じゃ、金融庁さん、お願ひします。

○政府参考人(三國合勝範君) それぞれ個別、どういふも仮定の要素がございしますけれども、一般論として申し上げますと、海外取引所を含めまして、証券取引所の株式を一定数以上取得しようとする者から許可の申請を行われた場合、これは先生御指摘ございましたとおり、現在では証取法百六条の四にいろいろ基準が書いてございしますけれども、そういった個別の申請の内容に応じまして、法令の規定に基づきまして金融庁としては適正に対処してまいりたいと思ひております。

○藤末健三君 是非裁量が働かないようにやってください。それだけお願ひします。この書いてある内容に従つてきちんとやっていただくことをお願ひしたいと思ひます。

ちなみに、ほかの国がどうやっていっているかを調べますと、この二〇%枠みたいなことはないんですよ。例えば、イギリス、フリーです、自由です。アメリカは、取引所の定款に書いています。そして、フランスを調べますと、フランスは通知義務です、認可じゃありません。という状況でございます。これの二〇%の認可につきましましては今後議論をする必要が私はあると思ひております。

次に、これが大事なところでございまして、資料の二枚目を見ていただけますか。私が苦労して作った資料をごらんください、皆さん、是非とも。これは頑張つて作りしました。各取引所の省庁のOB数でございます、OB数。取引所でございします。これを見ていただくと、いろいろ感無量になるところもございしますけれども、取引所に果たしてその省庁のOBがおられていいのかなということがあつて、本当にどうかと。私自身、役所の方の本当に能力を生かすということはすごく大事だと思ひます。

ただ、私が考えますのは、これ大臣にちよつと質問させていただいてよろしいですか。今度ワールドカップあるじゃないですか。ワールドカップがあります。そのとき、ある国の監督は審判出身ですと、ある国の監督は。審判出身が監督をしているチームとチームが戦うときに、本当にフェアにやるだろうかというのはちよつと不安になりませんか。あるチームの監督、審判、今までずっと笛を吹いて審判していた方、仲間が一杯いますよ、審判の。その方が監督になって試合をするときに、ほかのチームの方、これフェアになるかどうかというのすごく心配になると思ひますけど、大臣、いかがですか、これについて。

○国務大臣(与謝野馨君) 私は心配しておりません。人間はそれぞれの立場でその責任と義務を果たしていくと、それが普通だろうと思ひております。

○藤末健三君 いや、これ一般の話ですよ。この間ワールドカップでちよつと有名な審判の方がおられましたけど、そういうカリスマ的な審判の方が、審判の世界に力を持った方がどこかの、ジャパンの監督になつたとされるじゃないですか。そして、試合をしますよと。この人、だつてサッカー知らないじゃないかと、審判はできるけど。その人がトップに立つて試合するわけですよ。ちゃんと審判できるかどうか不安になると思ひますけど、どうですか、これ。

○国務大臣(与謝野馨君) 余りサッカーや何か詳

しくないのうまいお答えができないんですけれども、審判から監督になるような人があるとすれば、監督としての能力と人格を持つておられる方だろうと思うし、監督から審判になる方がおられるとしたら、それなりに公平な人格を持つておられる方ではないかと想像をしております。

人格も大事だと思うんですけど、ただ、一般世間的に見られると、いやおまえちよつとおかしいんじゃないのと言われる可能性高いと思うんですよ、ということがここで起きているわけですよ。

何を言いたいかというと、取引所を監督する審判の親玉が取引所のトップなんですよね、實際、親玉だった人が。そうすると、やっぱり何が起きるかという、本当にきちんと審判というかフエアに見てくれるのかなということは僕はすごく不安になると思うんですよ。これはあると思います、はっきり言つて。その方々、本当に優秀な方だと思ひます。僕も。能力あると思うんですけど、思ひますし、同じことをせっかくですから農水省の方と経済産業省の方、ちよつとこの表を見てどう思われるか、ちよつとお答えいただけませんか。

○政府参考人(迎陽一君) 経済産業省の本省課長相当以上の勤務者が商品取引所に在籍していることは事実でございますけれども、この点については、取引所が求めるような資質要件と、当省のOBが個人的に有しております知識、経験、能力を踏まえまして、その適材適所というふうな観点からそういうふうな選任が行われているものと承知しております。

もちろん、公務員の再就職については、いわゆる天下り問題について国民の強い批判があることを真摯に受け止めて、押し付け的なものはないよう厳に慎むというふうなことが必要であると思っております。

○藤末健三君 農水省の方、お願いします。

○政府参考人(佐久間隆君) 商品取引所は農産物

等につきまして先物取引を行うために設けられております会員組織でございます。その役割として、公正な価格形成及び適正な取引がなされるよう商品取引所法に基づきまして、農林水産大臣又は経済産業大臣によりまして設立の認可や監督がなされますとともに、法令、定款等において規定されます透明、中立的なルールの下で公開により運営されているところでございます。

このような商品取引所の役員に農林水産省の出身者が在籍しているというのは事実でございますが、これらの者はいずれも当該商品取引所の総会におきまして会員の総意によりまして役員と選任されたものでございますし、在職中の行政経験を通じて得られました商品の生産、流通についての知見を有する者である、あるいは中立的な立場の者が商品取引所の公正かつ適正な運営を確保する上で必要であると、こういったような判断に基づいて選任されたと考えております。

○藤未健三君　取引所において選ばれましたというのは確かに向こう側はおっしゃったかもしれませんが、何かメリットがあるから多分選ばれていると思うんですね。そして、農水省などの経験は非常にその取引所の運営に役に立つというのは僕もそう思います、それは。ただ、ちよつと与謝野大臣、せつかくだからこの表を見ていただきます。よろしいでしょうか。

農水省のOB、下から二番目でございますが、東京穀物商品取引所に四名行かれているんですね。農水行政の知識が必要だと私も思いますけれど、四人も要るかという気がするんですけど、大臣、いかがですか、これ。所管外ですけれど、政治家としてどう思われますか。

○国務大臣(与謝野馨君) 多分、ちゃんとした能力を持って、また穀物商品取引所が必要な人間がそこで働いているんだろうと私は思っております。

○藤末健三君　これやっぱり見て私は思うんですよ。一つは、やはり監督をされるところのOBがいると、多分、まあそういうことはないかもしれないと、

ませんけど、はたから見ると、やはりちよつと透明性、公平さが薄れるんじゃないかなという気が少しします。正直申し上げて。やっぱり、管理する人のところのＯＢがいると、監督の情報が流れるかもしれませんし、検査が手ぬるくなるかもしれないと一般的に僕そう思うと思うんですよ。

方がおられたとしても、同じ取引所に複数名の役員がいるというのはちよつと異常じゃないですか。いかがですかね、これ。僕は大証に対してこれ言及しなかったのは、大証は調べますと、民間経験が長い方が、すごい長い方がおられるんで申し上げないんですけれど、特に、農水省さんのこの四人というのは、僕はちよつと、こんなに農業行政のスペシャリストがおられないければ動かないものなのかなということを思います。

そして大臣、もう一つ大事なことが、一枚目にちよつと戻つていただいてよろしいですか、一枚目。一枚目で左から三番目にシカゴ商品取引所とございますよね、シカゴ商品取引所。今、シカゴ商品取引所の力はすごいですよ。極端な話言つと、世界の価格を決めれるぐらいの力がある。なぜかということをお自分なりに調べてみました。やはり、株式会社形態であるし、ホールディングカンパニーの形態であるし、もう一つ大きなことは、ここにございますように、金融から農業から工業までの先物すべてやれるんですよ。大臣、これ見ていかがですか。

我々民主党は、今回いろいろな各省庁はらはらしめ、そのものを一本化しなきゃいけないということを申し上げましたけど、これは何かということ、役所の方々の問題じゃないんですよ。この国のために必要。これからの社会でこの市場における価格のコントロールがどんどん上がるんですよ。今、石油のプライスはもう決まるか。ニューヨークの先物市場で決まったものがWTIの価格に反映され、それが世界じゅうに回っているんですよ。投機的なお金で決まっちゃう。食料も同じですよ、シカゴで決まるんですよ。

ですから、我々が今何をしなきゃいけないか。これから中国が成長する、アジアが成長する中で、石油が足りなくなる、食料が足りなくなる。だれが価格をコントロールできるかということはすごく大事でございまして、今回、各省庁、本当に縦割りのままなっちゃいましたけれど、必ずこの先物取引所は統合化するような方向に向かわざるを得ません。そうしなければ、我が国の生き残るインフラができないです、これは間違いない、ということとは絶対申し上げます。

そして同時に、この二枚目にありますように、何となく何か天下りポストが欲しくてやっているんじゃないかなというのを世間に誤解を与えるようなことは役所の方も僕はなさるべきじゃないと思います。私。優秀な方、先輩方々が力を社会のために使っていただくのはいいと思うんですよ。しかしながら、やはり桃の木の下で冠を正さずといいますが、君子は。ということをきちんとやっていただきたいと思います。

そして、最後、私が本当にやりたいことがございまして、三ページ目ちょっとごらんになっていただけてますでしょうか。金融庁の仕事の一番目、日本の金融制度の企画立案でございます。ちなみに、で、日米の株式市場を比較しますとどうなっているかと申しますと、アメリカは下の市場に行くと、だんだん数が多いんですね、三角形になっています。だんだんだんだん少ない、下の市場からだんだん上に上がっていくようになっていります。ところが、日本どうなっているかというと、頭でつかちなんです、逆三角形。ですから、何を言いたいかというと、小さな企業、お金が必要な、資金が必要な小さな企業が資金を調達できないんですね、これが。非常に大きな問題点。

例えば、ここにございますのは、これは経済産業省が作られた元気なモノ作り中小企業三百つであるんです、三百。見ていると、すごい企業です、もう世界でこしかなれないというものを一杯作っている。ところが、この三百社のうち、株式を上場し、直接金融から資金を調達していると

ころ、何社だと思われ、三百のうち。(発言する者あり)一けたじゃない、十六社なんですよ、十六社。たった十六社ですよ。

こういう状況を見て私が思いますのは、あと、ちよつと時間もありますけれども、例えばヘラクレスとかマザーズという新興市場があります。この中で、東証マザーズ、ヘラクレスにおいて製造業は何%かと申しますと、東証マザーズは一七・一%、ヘラクレスは九・六%です。ちなみに、ナスダック、アメリカの新興市場で製造業は三七%。これだけののづくりは大事だ大事だ大事だと言いながら、新興市場にはサービス業がほとんどなんです、今。

こういう状況を経済産業省はどう思われますか、お願いします。

○政府参考人(古賀茂明君) お答え申し上げます。今、モノ作り中小企業三百社の御紹介をいただきました。これ、全国から様々なネットワークを通じて集めて発表させていただいたわけでございます。今言われたとおり、非常に技術力の高い立派な企業が入っているわけでございまして、そういう会社の中で株式市場から資金調達をしている企業は十六社しかない、少な過ぎるんじゃないかという御質問かと思ひます。

もちろん、中小企業が資金調達をする場合に株式市場を利用するかどうかということは、様々な要因から決まってくると思ひます。

一つは、中小企業側の意識の問題というのございまして、実はいろいろ私もそのものづくりの社長さん方とお話することがございますけれども、必ずしもそういう株式市場を使つて資金調達をしたいという人たちがばかりかという、結構そういうことにむしろ消極的だということ、結構おられます。これは意識の問題が一つございします。それから、どちらかといえば銀行とのお付き合いが深く、しかも非常にうまくいっている、融資で十分やっているとというようなことをおっしゃる方もございます。それからあと、経営戦略

の問題として、他人の資本が入ってくることによつて自由度が失われるんじゃないかというようなことを心配をされるというところもございします。

ただ、もちろん、だから必要ないと言つてもいい全然なくて、そのニーズがあるという場合もあると思ひますし、意識もだんだん変わつてきていると思ひます。せつかくこれだけいい技術力を持つて世界で競争できるという会社があるわけですから、日本経済のためにも、そういう会社が株式市場を通じて資金調達をして一段飛躍をしていただくということが日本経済の活性化につながるということだと思ひますので、そうしたことは、様々な要因ございしますけれども、是非活発に行つていただくようにというふうになつていけばいいのではないかとこのように思つております。

○藤末健三君 私も、その中小企業の方々、何社か僕、存じ上げている方、おられるんですよ。ただ、古賀部長がおっしゃっていることはその受け売りなんです。経済産業省が、あなたは上場して資金を調達して世界と戦つてくださいと言わないう駄目なんじゃないですか。この三百社を選んだかつて、次の日本を支える三百社つておっしゃっているんですよ。であれば、銀行の融資とかじゃなくて、資金市場からきちんとお金を持つてきて、そして投資して、急激に成長してくださいとおっしゃつていただかなきゃ困りますよ、そんなことじゃ。いや、本当ですよ、これ。本気で言つています、僕は。中小企業の方がこういうふうな気持ち、すくくマインドがないと、株式市場使わないからいいんですよとほつたらかしにするようなことだつたら、経済産業省は僕は要らないですよ、本当に、そんなことおっしゃるぐらいです。よ。こんな当然ですよ。

大臣、済みません、最後によろしいですか。僕と経済産業省さんの議論を聞いていただいて、そしてこれ、金融庁のパンフレットがございします。金融庁のパンフレットの一番始め、金融庁の施策

の一番目の一でございしますけど、健全な中小企業や次世代を担う新産業に対して必要な資金提供が円滑に行われるようにやりますと書いてあるんですよ。一番目の一です、これ。

是非、大臣お願いしたいんですけども、このような、アメリカのようにしろとは申し上げませんが、やはりきちんと頑張れる中小企業の方々が、銀行融資じゃない、直接金融による資金を調達し、そして急激に成長する、リスクを取つて急激に成長するような土台を作つていただきたいと思ひますけれども、いかがでございますか、大臣。お答えください。

○国務大臣(与謝野馨君) どんな市場にしろ、上場するというのは相当手間の掛かることでございます。中堅企業ならいざ知らず、日本の中小企業はなかなか市場に上場するだけの手間暇を掛ける余裕はない、むしろ銀行から間接金融で資金を調達するというのが今常識になつております。ただし、やはりこれからは直接市場から資金を調達して新しい分野に投資していくと、そういう傾向はますます強まつていくわけですから、そのことに對しても、経産省といわず金融庁といわず、政策で後押しをしていく必要があると思つております。

○藤末健三君 是非お願いします。このピンクシートとかグリーンシートとか、この比較表を書きましたけれど、やはりアメリカは投資家がリスクを取るといふ精神ができています。日本のやつぱり金融庁の方とお話をしてるとよく感じるのは、投資家保護、投資家保護おっしゃるんですよ。じゃないです。

一方、大事なことは、金融庁は我が国の金融システムの立案と企画なんです。ですから、お金を使う産業界の方も考えてください、必ず。そして、この例えばピンクシート七千銘柄ございしますけれど、非常に緩いんですよ、情報公開の基準が。そういうことも考えた上で、金融庁の方々、そして経済産業省の方々に新しい金融制度、企画立案していただくことをお願いしまして、質問を

終わらせていただきます。

どうもありがとうございます。

○尾立源幸君 民主党・新緑風会の尾立源幸でございます。藤末議員に続きまして質問させていただきます。

今朝、午前中でございますが、当委員会に参考人の方にお越しいただきまして、意見を聴取しておりました。その中で、池尾教授ですか、慶應義塾大学の、大変いい意見をおっしゃつておりました。

早速ですが、ちよつと御披露させていただきますと思ひますが、私は消費者保護と営業の自由、これをいかにバランスを取るのがいいんでしょうかという、こういう質問をさせていただきまして。そうすると、教授がおっしゃつたのは、私は三つにカテゴリーを分けたい。その三つというのは、一つは、商品のリスクとリターンで分けるということなんです。一つは元本が保証される商品。もう一つは、幾ら損を出しても元本をなくすことすべてが完結してしまう商品。それともう一つは、元本以上に追い証とかが発生するような商品。そういう意味で、この三つに分けて、特に不招請勧誘については、三番目の元本を割つて追い証が発生するようなものは不招請勧誘の対象とすべきだと、このようなお話をされたわけなんです。多くの委員も聞いていらつしやいましたけども、はつとするような思ひでございしました。

そういった意味で、与謝野大臣、この一つの案だとは思ひますが、大門議員からもちよつと質問があつたんですが、この池尾先生は、経済産業省ですか、の商品取引の方の何か委員も兼ねていらつしやるといふことで、まだそういった意見を開陳されてないといふことなんですけども、そういった意味も含めて、金融大臣としてこの考え方はどうかというふうに思われるか、少しお聞かせください。

○国務大臣(与謝野馨君) 金融商品には、今先生が分類されたような分類というのは当然あるわけでございます。リスクの高いものはもしかしたら

リターンも高いかもしれないという部分もあります。

問題はやはり、そういう分野に自分のお金を掛けるという、掛けるというか投資するというか、そういう方々がやはり、あらかじめ自分が投資するもののリスクというものの、リターンというものはどういう構造になっているかということと十分な知識を持つということが必要で、ただただ勧誘のときの甘い言葉に乗って泥沼に入っていくというようなこと、これはやっぱりシステムあるいはいろいろな規則等々で防がなきゃいけないと、やはり告知すべきことはきちんと告知をして投資をする方に投資機会を提供するというものでなければ私にはならないと思っております。

無知に付け込んで物事をやるというのはやはりひきょうなことであると思っております。

○尾立源幸君 今回の考え方、法案の中でも、外為の証拠金取引等については不招請取引を禁止するような予定だというふうに聞いておりますけれども、そういった分類からすると、商品先物もある意味で性格は同じじゃないかなと思っております。一般投資家向けという限定はあるんでしょうけれども、私はそういった意味で同列に是非扱っていただきたいと思ひますし、多くの国民はそのことを望んでいるというふうに思っております。

万が一そういう要求が通らない場合においても、例えば、今大臣がおっしゃったように、一般の投資家がよくこのシステムを理解した上で取引を始めるべきだとおっしゃっているわけでございしますから、やはり、例えば、業者において一日セミナーをやるとか研修を受けてからじゃないと取引に参加できないとか、少しそういったハードルを設けるとか、当面の間はですね、そんなことも考えていいんじゃないかと思ひますが、こういったアイデアはどうでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) いろんな考え方がありと思ひます。金融庁としては、この法案を提出するに当たってはやはり横断的な投資家保護ルール

というものを考えたわけでございますが、商品先物については是非、経済産業省、農水省の考えを聞いていたいただきたいわけですが、やはりこういう分野に投資する方々に、投資を行うことによって発生するいろいろな状況、すなわち利益を出す状況、損をする状況、こういうものをきちんとやはり説明をする、しかも丁寧な説明をするということとは欠かしてはいけないことだろうと思っております。

是非、経産省、農水省にもこれについてのお考えを問うていただきたいと思っております。

○尾立源幸君 池尾先生もおっしゃっていたんですが、省庁それぞれが監督するというのは現状ではやむを得ないだろうと。逆に、マーケット主義者でいらつしやるということ、それぞれが監督についても競い合うのもこれは一つの行政の在り方じゃないかというふうにおっしゃっていました。私はちょっとそうは思わないんですけれども。ただ、いい情報は是非交換し合っていたらいい。大臣のリーダーシップで是非、農水、経産の方にそういうふうな考え方を広めていただければなと思っております。済みません、質問通告をしておりますのでしたけれども。

では、本論の方に行かしていただきたいんですが、今、与謝野大臣に求められていること、我々が期待していることは、ある意味で金融自由化の中でゆるゆるにしてしまったこの部分を今きっちり監督管理機能というのを高めていくべきだと、その部分を我々期待をしております。

本来ならばセットで、金融自由化したときに今議論をしているようなこの法案をセットで持ってきていけば、もう少し未然にいろんな問題も防げたんじゃないかなと思っております。それは前回申し上げました、少し遅いぞというふうに私申し上げたんですけれども、いずれにしても、一歩、二歩も前進していただいているわけですから、その点は評価したいと思ひます。

ただし、これはほとんど諸外国でもう既に実施されているような制度がほとんど入ってきている

わけですから、金融庁におかれましては、先ほど、二項の企画というところで相当研究を私にされてるものだと思います、これらの制度を持ち込む上で、まさか日本が独自で考えた、金融庁さんが考えたわけではないでしょうから、ほとんど諸外国のいいところを持ってきて利用する、これは我々の得意な部分だと思ひます、日本人として、それは結構なことだということをまず申し上げたいと思ひます。

そこで、今回、財務報告に係る内部統制の強化という面で、これまで導入されることになりましたが、実はこれをもう既に導入しているアメリカにおきましては、中小規模の上場会社、この場合、内部統制の報告、監査というものを一部免除や非適用というのが議論されていると言われております。これは、SOX法、サーベインズ・オックスレー法が非常に内容が厳しいもので、コストも思った以上に掛かるといふようなことも原因だといふふうに言われております。

我が国も結構、経営者の皆様、同じように感じているらつしやっております。配付させていただきました資料のページ目、これは野村総研が二の月に発表したアンケート調査結果でございますが、まず、財務報告に係る内部統制の強化に関する負担はどうなるかといった場合に、まず図一で見ていただければ、非常に大きいと感じる方が四二・六％、大きいという方が三七・九パー、まあ八割近い方が負担になると、これはまあ当然だと思ひます。それと、もう一個、図二の方でございますが、じゃ、どういふふうにかこれから取り組むんですかということでございします、具体的な作業を開始したというのが二〇％ぐらいになっております。ということは、まだ八割の方は余り準備具体的にはしてないということなんですけれども。

〔委員長退席、理事峰崎直樹君着席〕
そういう意味で、今後、我が国でもこの内部統制の強化を図っていく上で、いろいろな中小規模の上場会社の方々から、アメリカと同じように免

除してくれとか非適用にしてくれとか、こういうような話が出てくるかもしれないと私は危惧しております。しかし、新興マーケットの企業でも中小規模の企業でも、私はやっぱり同じようにリスクはあるんじゃないかと思っておりますのでございします。

そういう意味で、この法律がスムーズに実効性を持つためにどのような取組をされているのか、金融庁からお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(三國谷勝範君) まず時期の問題でございますが、財務報告に係ります内部統制の有効性に関します経営者による評価と公認会計士の監査を、これを実務に適用していくためには、これらの評価及び監査の基準、それから実務指針、これが策定される必要がございます。企業や監査人において体制の整備などのために相応な準備期間が確保される必要があると考えているところでございまして、このため、本法案では、内部統制報告制度につきましては平成二十年四月以降に始まる事業年度から適用することとしております。

次に、この基準の在り方でございますが、現在これは企業会計審議会の内部統制部会において検討をいただいているところでございします。昨年十二月の段階でまとめられましたこの部会報告におきましては、先行して制度が導入されましたアメリカにおける制度の運用の状況も検証し、制度導入に当たりましてのコストの負担が過大とならないための方策として幾つかのことが考えられております。

やや技術的な話になりますが、一つにはトップダウン型のリスクアプローチ、二つに内部統制の不備の区分の簡素化、三点目に、これはダイレクタレポーティング、直接報告業務といいますが、これはしなくてもいい、それから四点目は、内部統制監査と財務報告監査、これを一体的に実施する、五点目は内部統制監査報告書と財務諸表監査報告書の一体的作成、それから六点目は、監査人と監査役、内部監査人との連携といった提言がされているところでございます。

この具体的な評価、監査手続等の詳細につきましては、このような提言も踏まえながら引き続きしっかりと検討を深めてまいりたいと考えております。

○尾立源幸君　また、是非その進捗具合については別の機会に聞かせていただきたいと思っております、よろしく願います。

それでは、監査の実務の方の質問に移りたいと思いますが、若干冒頭に、与謝野大臣が先ほど、今の日本の監査のフィー、報酬が低いということをおっしゃった。まあそれは正しい御認識だと思います、世界の中に比べて。それはいいんですけれども、もう一個は、今の日本の監査は残高証明みたいなもんだと、こんなふうな言い方をされたんですけれども、それは違うということをおっしゃりたいと思います。

フィーは少ないながらも、期中監査というのやっております、この内部統制の評価というのが前提にあつて、その内部統制がしっかりしている会社は期末の監査を、範囲を少なくしてもいい、その内部統制がめっちゃめちゃですと期末の監査をしつかりやらなきゃいけないという、こんなことも考えながらやっておりますので、フィーはしかしながら大変少ないということは申し上げておきます。

私は、アメリカの企業の監査をやっておりますが、そこは我々のために監査室を一つその会社につくっていただいております、我々監査人が常駐しているような、もう一年じゅうそこにいて、正に我々の仕事場がその会社であるような形で監査にかかわっております。一方、日本の企業さんの場合は、まあお客さんが来たような感じで扱っていただきまして、期末に、おっしゃるように、何週間か行くというのが基本だったと思います。

そういった意味で、受け入れる側も随分意識が違ふもので、そんな意識を持っていらっしゃるかと思ひますが、少なくとも期中監査や内部統制評価をやった上で監査をやっているというふうに御

理解をいただきたいと思ひます。

それではもう一つ、コンプライアンスを高めていく上で、一つ法令等々で厳しく縛るというののもちろんあるわけですが、もう一つ大事なことは、しっかりと内部からの通報制度というものが無いとこれは実際うまく機能しない。これはコンプライアンスの権威の郷原元検事がおっしゃっているんですけれども、絞めるのを絞めるだけやっちゃうと、またノルマを課せば課すほど今回の社会保険庁のようなことになっちゃうと。あれはコンプライアンス、法令遵守の間違った使い方だということもおっしゃっていただくと、それども、そういった前提があつた上で質問に移らせていただきたいと思ひます。

今回、デイスクロージャーをしつかりしていくということはいくことなわけですが、例えば監査人が企業の法令違反を見付けた場合に、じゃどうするのかということでございます。通常は我々、経営者に警告をするわけでございますけれども、経営者がそれを無視するような場合、おれが責任取るんだからいいんだみたいなことを言われてしまうと、なかなか監査人としてはそれ以上のアクションが取りにくいという、こういうジレンマに陥るわけでございます。

そこで、金融庁にお伺いしたいんですが、現在のこの監査人が法令遵守違反を見付けた場合、どのような制度になっているのか、御説明をいただきたいと思ひます。

〔理事峰崎直樹君退席、委員長着席〕
○政府参考人(三國谷勝範君)　お答え申し上げます。

会計監査人が監査の過程で経営者の違法行為を発見した場合でございますが、これは会社法の三百九十七条というところに規定がございますが、監査役等に報告しなければならぬこととされており、なお、違法行為の結果、財務書類に虚偽がある場合におきましては不適正意見を表明することとされております。会計監査人がこうした役割をしつかり果たすことがまずもって重要であ

ると考えているところでございます。

なお、これに加えて、職務上の守秘義務の解除に足る正当な理由があれば、刑事告発等を行うことも否定されるわけではございませんが、御指摘のとおり、監査人が不正を発見した場合に捜査機関に対して通報する義務というのが課せられているわけではございません。

○尾立源幸君　前回の質問でも申し上げましたけれども、監査役というのは会社の経営者によつて基本的に今選ばれるような仕組みになっております。その方に通知をして握りつぶされてしまうことがあるのかどうか分かりませんが、結果的には粉飾決算が防げないというような事態があつた場合に、私はこれはジレンマ、先ほど言いました、やっぱり投資家、株主のことを考えれば、これは意を決してしつかりとたていくべきだと、このように思ひついでございますが、そういった意味で、例えば、最初は監査役と言ふ、経営者に言う、それでも聞かない場合は金融庁に言う、こんな制度はできないものか、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君)　非常に難しいんではないかと思ひます。

これ、監査人は、そういう報告は、いろんな基準やなんかにかつていないというところは天下に表明できるわけでございますから、どこかに通報するということよりは、監査をされる方は別の方法でこのことを周知できるのではないかと私は思ひついでおります。

○尾立源幸君　私が申し上げているのは、大臣がおっしゃった、例えば期末の監査で何かを見付けた場合には、例えば監査意見に表明すればいいと思ひついで、期中で見付けてしまったような場合、これは意見を表明する場所というのはいないです、実は、もう監査役が聞いてくれなかつたらそれで終わり、そんな制度になつていくわけでは。

ですから、監査意見書というもので表明できないような場合を想定して質問させていただいていくわけでは。いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君)　それは期中であれ、やはり監査人は監査役にきちんと報告するあるいは経営陣に直接物を申すということで、聞き入れられなければ職を辞するしかない私は思ひついでおります。

○尾立源幸君　分かりました。監査人もそれぐらの倫理観を持つてやれと、責任感を持つてやれということだと思ひます。

それでは、監査法人に対する行政処分、今回カネボウの件で、これも前回指摘させていただきましたが、中央青山監査法人がこの行政処分にあたつておりますが、この行政処分が実は余り実効性がないんじゃないかと、私、調べれば調べるほどそう思ひついで、お聞きしたいと思ひます。

そこで、何でもかといひますと、実はこれは雑誌で恐縮なんです、週刊東洋経済という雑誌が出ておまして、その記事で、今、中央青山監査法人の方々が一生懸命営業に、おわびと説明と多分営業だと思ひついで、回つておられるわけですが、そこにこんな記事がございました。

つまり、まずお会いしたときに、企業の方に、問題を起したチームは別部門で自分たちは関係ないと、このようにおっしゃっているそうなんです。実は、先ほどの朝の参考人質疑の中でも藤沼会長が、カネボウの問題は一中監査法人だけの問題でなく業界全体の問題としてしつかり取り組んでいきたいと、こんなふうにおっしゃっている矢先に、こういう発言をしながら監査法人が営業に回つていくわけですね。しかも、内情を御承知のとおり、この中央という昔の監査法人は、部屋制というんです、何部、何部という、一部、二部、三部という縦割りの制と徒弟制度のきつところでございます、ある意味、この発言私よく分かるんです。一部、二部、三部、四部、例えば五部とありまして、一部と三部の間では昔は全然交流がない。一部は一部だけですべて仕事が終わつてしまふというような構造になつていたわけ

そういう意味で、多分その意識がまだあつておつちやつていふと思ふんですけれども、大臣、このお話を事実とすれば、どのようにこのお話を聞いてお感じになりますか。

○国務大臣(与謝野馨君) その部分だけ切り取って読めば、その方の感想としては正直にその方の心境を語っているんだらうと、私はそういうふうに思います。監査法人についても、五名や十名でやっているわけではなくて、千五百名を超える公認会計士の先生がおられるわけですから、多分他の分野でやっていることは全く知識がないと思つております。

しかしながら、やはりそこに属している公認会計士の方は、その法人の名前を使って仕事をしているわけですから、直接関係なくとも、やはり法人の下で働いている意味では、法人の名前から恩恵を受けている場合もあるわけですから、やはり責任は少しは感じていただかなければならないと思つております。

○尾立源幸君 こういう縦割りの意識というのは、また今回の不祥事の私には一つの原因だとも思つております。そういう意味で、このことが本當かどうかというのは、確かに報道なので分かりませんが、是非、心の中でそうは思つても、なかなか、それをトークに営業してもらつちや私は困るんですよね、行政処分を下されているという状況をかんがみれば、是非、大臣もこれを見過さないと、もしそういうことがあれば、そういうトークはやめろというふうに言つていただきたいと思ひます。

それともう一点ですが、これは法務省にお聞きしたいんですが、実はほとんどの日本の会社は三月決算でございまして、これから株主総会を迎えるわけでございます。中央青山の場合は七月から業務停止ということなんで、七月、八月は監査人の地位をもう失つてしまふこととございまして、通常であるならば、この六月に株主総会を迎える会社が中央青山と今まで契約しておつた場合、引き続き中央青山を監査人として選任する

かどうか、これはどこでどのようにだれの責任で決めるのか、御説明をいただけますでしょうか。

もし株主総会の議題でこの監査人の変更を申し出ない限り、議題に上げない限り、自動的に中央青山に決まってしまうという私は理解をしております、そうお聞きしておるんですが、その部分はどういうふうな形で決まっていますか、こういうふうな七月から業務停止が決まっているような監査人を抱えている場合、どういうことを株主総会で決めていかなければいけないのか、お聞かせください。

○政府参考人(深山卓也君) 中央青山監査法人を会計監査人としております個々の具体的な企業で、取締役、役員の方が株主総会でどういう行動を取るべきかというのを一つ一つ全部御説明するわけにいきませんので、ごく一般論で申し上げますと、業務停止処分を受けた監査法人を会計監査人としての株式会社においては、処分がされたことに伴つてどのような対応策を講ずるのか、これ、いろんな選択肢があると思ひますけれども、これについて取締役は株主総会において説明をすべき責任があるということになるんだろうと思ひます。

○尾立源幸君 株主総会で説明をすべきだということだと思ひます。

それで、会社法三百四十六条では、七月、八月のその業務停止というのは、これは監査人の欠格事項に当たるといふことで、もし欠けた場合には、遅滞なく監査人を選任し、それができない場合は仮監査人を選任することとなっているということなんですけれども、それでよろしいでしょうか。

○政府参考人(深山卓也君) 今の御指摘のとおりでございます。

○尾立源幸君 分かりました。

それで、実は資料のこの二ページ目を見ていたんですが、通常であるならば、この六月に株主総会を迎える会社が中央青山と今まで契約しておつた資料を私の方で再度作らせていただいたんですが、これは実は中央青山監査法人が顧客にそのお

わびと報告と営業を兼ねて回つているときに出している表でございます。それはどういふことかといいいますと、今法務省の方からお話ございましたけれども、七月、八月に業務停止ということ、いわゆる監査人としての資格がなくなるということ、じゃ、どう対応すればいいのかをケースごとに、A、B、C、D、E、Fというふうに分けて説明をしている表でございます。

例えば、Aを見ていただけますでしょうか。例えば、もう七月、八月には監査人にならないといふことは分かっているわけですから、あらかじめ株主総会で他の法人を選任するケースというのはこのAでございます。御丁寧に、括弧の下に、当法人は不再任と書いてあります。この場合はどこで決議するんですかといふたら、総会選任決議といふところに丸が付いておりますし、その場合は仮会計監査人や共同監査人というのは必要なく、また監査人不在の期間もないと。これは非常に標準的なパターンだと思ひます。

例えば、そうじゃなく、それを説明させていただきましようか、例えばBですか、株主総会で他法人を選任するとともに当法人を期限付きで選任するケース。これは、要は二人を選ぶというケースでございます。株主総会で七月からの監査法人を一つ選んで、また九月から共同監査人ということとで中央青山を選ぶという、これもまた監査人不在の期間はないということでございます。

しかし、一つ説明資料で首をかしげたくなるのはこのCとDでございます。C、これはどういふことかとすると、株主総会で当法人を期限付きで再任するケース。再任するといふことは、これは九月からということなんででしょうか、そうすると七、八が抜けてしまふわけですね。そうすると監査人不在の期間があるというふうに書いてあります。

もう一つ、F、見てください。これは、株主総会ではなくて、監査役によつて同じように九月一日に当法人を仮会計監査人に選任するケースといふことで仮会計監査人に丸が付いております。こ

のときも、九月一日ですから七、八というのは監査人が不在になつてしまふ、そういうことが書いてあるわけでございます。

そこで、注をちよつと読んでいただきますと、これもきつちり、やっぱり弁護士さんが作られた文章ですからこういうふうな書いてあります。会社法上、会計監査人が欠けた場合には遅滞なく会計監査人か仮会計監査人のいずれかを選任すべきです。上記のC、Fのケースは正当な又は合理的な理由に基づく遅滞により結果的に会計監査人の不在期間が生じたケースを想定してありますといふことで、意図的にやつたんじゃないとまたま、ずつという選んだんだけれども結果的に不在になつたやつたといふなら許されるんじゃないですかといふことを多分これは言つていふんだと思ひます。

そういうふうな、これは正に、もう一つ、こんなこともおつちやつていふんです。業務停止期間中に監査報告書の提出などの重要な監査業務がないことなどの条件を満たせば仮会計監査人が不在でも違法とならないと、こういうふうにおつちやつておるわけでございます。これはだれが言つていふかといふと、中央青山の営業の方が言つていふわけでございます。

ですから、要は、七、八は暇だから、大した業務もないから空白をつくつても、九月からきつちと我々がやりますからいいんじゃないでしょうかと、こういう、平たく言えばそういうセールのなわけでございますが、法務省、この件について違法性がないかどうか、御見解をまずお聞きしたいと思ひます。

○政府参考人(深山卓也君) 中央青山監査法人がどのような説明をしたのかといふことは承知しておりますが、今の御指摘のとおり説明をされていふといふことを前提に説明をしますと、一般論としては、既に委員御指摘のとおりですけれども、遅滞なく会計監査人が選任されないときには一時会計監査人の選任義務が発生します。この遅滞なくといふのは、できるだけ早くという意味で

そうしますと、具体的な事情の下で、個々の会社の規模、状況等は様々ですので、具体的な事情の下で合理的な期間と考えられる期間が経過してもなお会計監査人が選任されない場合にこの一時会計監査人の選任義務が法律上発生するということになります。つまり、その選任義務がそれぞれの会社で発生するか否かというのはそれぞれの会社の事情、事案ごとに個別的な事情を考慮して判断をされるということで、一律にこうであればこうというような基準があるわけではないと思っております。

したが、いまして、今の業務停止期間中の監査報告書の提出などの重要な監査業務がないことなどの条件を満たせばというのが、これ一般的にそのとおりであるということであるとするとやや問題があるのではないかと思っております。

○尾立源幸君 この遅滞なくというのは議論の非常に難しいところで、法務省さんともいろいろやり取りをさせていただいたんですが、これといったもう期間はないということでございます。

ですから、これを議論してもしょうがないわけ
でして、最善の努力をしたけどこれだけ掛かった
と。やっぱり、今日監査人を失って明日選べとい
うのは、これは無理な話ですから、それは合理的
な期間というのはあるんでしょうけれども、しか
しながら、その合理的だということをあらかじめ設
定しておいて、それが遅滞なくの範囲に入るだろ
うかなみたいなこの使い方は決してやってもらっ
ては私は困ると思います。

ただ、なぜこんなことを申し上げておるかとい
いますと、いわゆる業務停止の期間を二か月とい
うふうに金融庁の方はお決めになりました。これ
も前回の委員会では質問をさせていただきまして、
回答もいただいておりますが、今、基本は三か月
だと。そして、今回、内部統制の状況が悪いか

つまり、今申し上げました範囲なくの範囲に入るといえば入るような二か月というのは期間のよ
うな気もしますし、そうでないといえはそうでな
いと思います。それが三か月、四か月となると、
おお、さすがにそれはおまえ違うだろうと、こ
う突つ込みとなるわけでございますが、そういう
配慮が働いたのかなと思うんですが、大臣いかが
でしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 処分は監査法人に對してのものでありまして、当然、処分をするに當つては、全く過ちのない方々に迷惑を及ぼすというだけではできるだけ避けるというのは当然のことだろうと思つております。

そういう意味では、公に、そういうためにやったということは、だれも言わないでしょうけれども、なるべく累が過ちのない人に及ばないということについてはやっぱり意を尽くしたというふう
に私は思っております。

○尾立源幸君　まあ、もう決まっちゃった処分でございますから、適正にやっていただいていとは思いますが、私申し上げたいのは、こういうふうに大きな監査法人が業務停止を食らうというのは初めてだと思います。そういった場合に、初めてのケースだから何でもいいんじゃないやなくて、ある程度何か、金融庁としては何か、ガイドラインというんですか、ここまで介入すべきじゃないというのかもしれないが、何か中央青

山とこういったことに關してはやり取りをされて
いるんでしょうか、その処分後の七月、八月の対
応について。いかがでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 私どもとしては、
法令の手續に従ひまして聴聞もし、昨年出しまし
た基本的な考え方について、こういったことも勘

いすれにいたしましたが、この処分に当たりましては、今回で起きた事案、それからそれに伴いますこれまでのいろんな加重要素、減算要素等を考えましてこのような形にさせていただいたというところでございます。

○尾立源幸君 いや、私がお聞きしたかったのは、こういう監査人の交代についてシミュレーションをされ、それを当法人とこういうケースがありますねということで何らかの相談をされているんですかということです。

○政府参考人(三國谷勝範君) 一般論といたしまして、私どもがこういった処分を行います場合に、どういった影響があるかというようなことは、私どもなりにいろいろな検討はいたします。しかしながら、それをその相手方と事前に調整するということのようなことはしておりません。

○尾立源幸君　そうすると、この表を見ていただくと、想定内ということですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) その表自体につきましては私どもが直接コメントする立場にござい
ませんが、私どもは私どもなりにいろいろな状態を
考えながら、法律的效果あるいはその影響等も
考えながら、その上で適正な処理をさせていた
いたというところでございます。

○尾立源幸君 それでは、これ以外の方法論というのはあるんですか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 現在、私どもの公認会計士法上の処分といたしましては、一つにはこれは解散、あるいは業務停止、それから戒告と、この三つのものがございます。今回の事案につきましては、この三つのうちの一部業務停止と

います。

○尾立源幸君 いや、質問の意味が違うんですけれども。業務停止をされて、そのときに監査法人が取るべき、取り得るべきパターンというのはこれ以外にはないんですかということでございます。

してもこのところは、監査というのが今回まず六月まで今年度決算というのが一般的に行われと。その後において、会社法の規定に基づきまして中央青山がその会計監査人になることができなくなると。それに対して、新しい監査人を選任する手続、あるいは一時会計監査人を選任する手続、その選択の組合せの問題かと思ひます。したがって、ここに書いてありますようなことは、大体のところは網羅されている形になろうかと思ひます。

○尾立源幸君　　ありがとうございます。

なぜひつこく聞いたかというところ、これがまた一つの事例になってくるわけですね。ですから、その遅滞なくというところをどう取るかは別として、こういうことが考えられるという理解をさせていただきましたので、ありがとうございませう。

それでは次の、もう一つまた最近これも自虐的に職員の方もおっしゃっていますが、金融処分庁というような話をされている方もいらつしやいます、ペイメントハウス、この有価証券報告書訂正命令というのが出ました。

これに、実際は八十九億の債務超過だったにもかかわらず約二十七億の資産超過と記載、さらに、連結最終利益も約八十三億の赤字だったのに、連結最終利益と記載していたということに対する訂正報告でございます。

この命令が出されたというのは何か三十五年ぶりだそうでございますが、この粉飾に会計士がまた意図的にかかわったのではないかというふうな疑問がわくわけでございますが、百十七億の差があるわけですね。大きいですね、百十七億というところ。これについて、今御承知の範囲で結構ですの
で、会計士がどう関与したか、教えていただけませんか。

○副大臣(櫻田義孝君) 公認会計士による個別の監査の問題につきましてはコメントは差し控えます。

せていただきますが、一般論といたしまして、企業財務情報の信頼性の確保につきまして重要な役割を担うべき公認会計士が、仮にその職責を果たさず、適正な監査を行っていないとしたとすれば、法令に基づきまして、職業専門家としての責任が問われていくものと考えております。

金融庁といたしましては、仮に法令上問題となる事実があれば、法令に基づき厳正に対処していくところでございます。

○尾立源幸君 何かまだ裁判が進行中だということに聞いておりますが、恐らく相当な確信を持った上でこの処分を、処分というか訂正命令を出されたと思いますので、またその経緯について明らかにできるときには教えていただきたいと思います。

それでは次は、中小監査法人の問題でございすが、御承知のとおり、今こういったリスクのある会社を監査したくないというところも出てまいりました。当然ですね。訴えられて大きな損害を被るわけですから、お客さんを選ぶのも技術のうちというふうになってくるわけでございます。そういった意味で、大手の四法人ですか、ここはできるだけリスクのないものを仕事として引き受けて、リスクのあるものは断るというふうな風潮になってきていると聞いております。

そこで、お聞きしたいのは、私は今回のペイントハウスも個人の会計士さんが上場会社の監査をされているわけですが、個人で上場会社の監査をするというのは相当私は能力的にも厳しいし、やっぱり集団訴訟等々に対しても堪えられるものではないというふうには私は思っております。特に、会計士は無責任でございすから、訴えられたら身ぐるみはがれるわけですね。そういった知識、経験という意味でも、能力という意味でも、個人会計士が上場会社を監査することには私は無理があると常々思っておりますのでございます。

そこで、監査ができる能力、資質のある監査人というものを登録してはいいかなのかなと、こ

れは会計士協会にですね、自主規制として、こんなふうなアイデアを持っておるわけでございますが、それに対して金融庁又は金融担当大臣、どちらがお答えなのか、そういった考えはありでしょうか、今後。

○政府参考人(三國谷勝範君) 御指摘の点につきましては、御指摘のとおり、日本公認会計士協会におきまして、先般、四月六日でございすが、会長声明を公表いたしました。公認会計士監査の信頼性の確保に向けまして、上場会社を監査する監査事務所の登録制を自主規制として導入する構想を明らかにされたことと承知しております。

協会では、来年四月からの登録制の実施を目指しまして、今後制度の詳細について検討していく意向と承知しております。専門職業士の自主規制団体としての日本公認会計士協会が監査の品質の維持向上等に真剣に取り組まれることは重要なことと考えているところでございます。

○尾立源幸君 私が午前中に会長にお聞きしましたところ、この登録制というのはちょっと私のイメージしている登録制ではございせんので、取りあえずまず登録をして、何か不祥事があつたらその監査人を消していくというような、そんな登録制らしいんですね。私はそうじゃなくて、監査ができるというクオリティー又はその基盤があるところを登録する方がいいんじゃないかというふうな思っているわけでございます。金融庁、どんなふうな、そこらはどう思われますか。アメリカではちなみに後者の方でございす。

○政府参考人(三國谷勝範君) ここにつきましましては様々な御意見がございすかと思ひます。一つには、そういった監査の質というのを規模だけで決めていいのかどうか、あるいは、しかしながら一方で、現状におきまして公開会社の監査というものの対する重要性というのも考えた方がいいではないかということで、協会の方でもこれからまたこの点について真剣に検討していられるものと承知しております。

査の適正化あるいは監査法人制度全体の在り方に つきまして、現在、金融審議会が公認会計士制度部会におきまして監査法人の在り方等を検討しておるところでございまして、こういうところでは幅広くいろんな課題を検討してまいりたいと考えております。

○尾立源幸君 私もこの点については会計士協会にも物を言っていますので、是非、金融庁としても検討に加わっていただいで、そのような、何かというか、ネガティブリストじゃないですけど、ポジティブリストにしていきたいなと思ひます。

それでは次に、あと二問でございす。与謝野大臣にちよつと前回の発言についてお聞きをしたんですが、御承知のとおり、大手銀行の過去最高益を出したということが話題になっております。御承知のとおり、三兆一千二百億、これはパブル期の約二倍に達するというところでございすが、これに対して与謝野大臣は、公的資金が完全に返済されていないこと、預金金利が低い水準にとどまっていること、法人税が支払えないことを挙げて、まだ半人前だと、こういうふう以前おっしゃったと思ひます。

しかし、私、そうは言うものの、キャッシュ、現金では三兆一千二百億というのが銀行の内部にまづとどまつておるわけですね。これをどう使うかは別といたしまして、現実的には三兆一千二百億というキャッシュフローがあるわけですね、潤沢な。これを私は、一つは公的資金ということでまず銀行を助けた、これは国民の税金だと思ひます。それともう一つは、低い受取利息を犠牲にして我慢しながらやっている。そういうことでこれは成り立ったものだと思います。普通の会社で言えりゃ、倒産しそうなときに、まず税金を貸してもらえりゃ、それで百円で売っていた商品を二百円で買ってくれと、こういうことをやってもらつて初めて銀行は立ち直つてきているわけなんです。ね。それは御理解できると思ひます。

に還元、全部とはいひませんが、少しずつでも、半人前でもいいから、少し国民にこの一部を還元すべきじゃないかと、このように思ひわけでございます。

そこで、大臣にお聞きしたいのは、政府としては公的資金をまず返せ、それから国民にだといふ、こういう議論なのか、公的資金も返していただきたいながら国民に利息や手数料の引下げということとメリットを感じてもらふのもいいんじゃないかと。どっちにお考えがあるんでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 経済のことを考えますと、資金も若干でございすが上昇している。

○尾立源幸君 資産も増えました。

○国務大臣(与謝野馨君) ええ。それから配当も増えている。そういう状況の中で、やっぱり預金者も日本の経済の底分の果実を受け取るべきだと。それによって個人消費が増えるというのは健全な景気の姿だろつと思ひます。

そういう意味では、預金者の金利がまあ常識的な水準まで戻ることというのは日本の経済運営にとつても大事なことでございまして私は思ひます。

一方では、大事なことは、やはり金融機関が本来リスクを取つて金融仲介を行う。この本来銀行が果たすべき社会的使命と申します。経済社会における役割をきちんと取り戻すということが大事だろつと私は思ひます。萎縮をし、本当に縮こまつていような金融機関では日本の経済の発展にはちよつとも寄与してない。もう貸しはがしとか貸し渋りの時代は過ぎましたけれども、それでもこれからは、健全性を取り戻しつつあるんであれば、銀行本来の社会的な使命、責任である金融仲介ということを取り戻す。うと、このことを自覚してやっていただきたいと思ひます。

もちろん、公的資金もお返しただけだと思ひます。

○尾立源幸君 三兆一千二百億というのは消費税一%をはるかに超えるわけでございますから、広

く薄く国民から集めた利益がこれだけたまっておるわけですから、是非、公的資金、もちろん返していただかなきゃいけません、プラス、もうけ過ぎじゃないかという批判もあるわけでございます。私は、そういう意味で、金利を上げるのは、預金利息を払うのは銀行の自由です。別に貸出利息とは連動しなくて私はいいと思うんです。ね。そういう意味で、少しその辺を考慮してもらえばなと思います。大臣もそういうふうには是非思っていただけではないかと思うんですが、なかなか思っていないようなので。

最後に、これも与謝野大臣から積極的な意見をいただきました。実は、銀行にたまったおれおれ詐欺の分配の問題でございますが、至るところに犯罪収益というのは今たまるようになっております。それを没収して追徴して被害者に分配するという、こういった仕組み、大臣も是非アメリカなどの例を参考に今後検討していきたいと言っているように思います。

そこで、今後導入していく際に、検討していく際に留意していただきたい点をお話ししたいと思います。

それは、一つ、やみ金事件でスイスにたまったお金を日本に戻してもらって日本で分配するという法制度が整いつつありました。ありましたというの、参議院では通ったんですが、何か衆議院で止まっちゃって、何か継続が廃案になるか分からないんですけれども、微妙な扱いということで、これは大変残念なんです、いずれにしてもそういう第一歩ができたわけでございます。

そこで、私は、被害者の掘り起こしという意味で法務省さんはこの際どういうふうになされたかという、何万という方が被害に遭われているんですが、じゃ、私が被害者だということをどうやって名のり出たかというふうにおっしゃったんです。私は、だれにだまされたか分からない事件を取り上げて被害者の方名のり出たかという点でも、それは私、無理じゃないかと思うんです。

ね、だれにだまされたか分からないわけですか。

そこで私が申し上げたいのは、銀行は、被害者が振り込んであるわけですから、名前や電話番号というのを分かっているわけなんです。それから、その分配を担当する検察官がそういった情報を何とか銀行の方からいただけて逆に通知をしてあげるぐらいの、そんな制度を私は考えていた

そういう意味で、金融庁、是非リーダーシップを発揮していただいて、銀行にそういうことに協力しろと、もう被害に遭った方は一杯いるんだから、そういうリーダーシップを取っていただきたいんですが、このことを最後にいたしまして私の質問とさせていただきます。

○国務大臣(与謝野馨) 銀行が、警察や検察より正当な手続に基づきまして被害者の氏名等の開示を求められた場合には、情報開示を拒むことはないのではないかと推察しております。

被害者が迅速に被害を回復することが重要であり、まずは現時点における各銀行の対応状況等の実態把握に努めてまいりたいと考えております。

○尾本源幸君 ありがとうございます。

○広田一君 民主党・新緑風会の広田一でございます。どうかよろしくお願ひ申し上げます。

私は、二度目の御質問でございますので、前回御答弁を受けたことを踏まえまして、確認の意味を含めて再度御質問等をさせていただきます。

まず、消費者保護ルールの確立というふうな観点から、先ほど冒頭に尾立委員の方からもお話がございましたように、不招請勧誘の禁止について少し具体的にお伺いをしたいと思います。

まず、不招請勧誘が既に禁止されております外、国為替証拠金取引におきまして、今回の法改正に伴って、現行法では適用になっております取引所取引が適用除外になるかもしれないということが数々の御答弁で明らかになっていったんですけれども、その理由につきまして御説明をいただきたい

と思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) 金融商品取引法案におきましては、不招請勧誘の禁止の対象につきまして、政令において、契約の内容その他の事情を勘案し、投資者の保護を図ることが特に必要なものを定めることとしております。当面の適用対象につきましては、御指摘のとおり、店頭金融先物取引、いわゆる外国為替証拠金取引の店頭を定めることを考えておりますが、これはレバレッジが高いことなどの商品性のほか、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態、こういったものを考慮しているものでございます。

御指摘の取引所取引の方でございますが、現行の金融先物取引法におきましては不招請勧誘の禁止が適用されていることになっておることは御指摘のとおりでございますが、取引所におけます金融先物取引につきましては、外国為替証拠金取引に関する規制を整備した金融先物取引法の改正以後に導入されたものでございます。

その商品性につきましては、一つは、業者は顧客の証拠金を取引所に預託する義務があり、取引所は証拠金を分別管理していること、二点目は、公開市場で価格決定することから、価格が透明、公正であり、業者が約定価格等からさや抜きできない仕組みになっていること、三点目は、取引相手方は取引所、これは清算機関でございます、業者が破綻しても、証拠金、債務履行に影響はないことなど、店頭金融先物取引に比べまして取引制度が整備すると考えられるものでございます。

したがって、今回の法案では、取引所金融先物取引については不招請勧誘の禁止の対象として指定することは考えておりませんが、一方で、勧誘受諾意思確認義務や再勧誘の禁止の対象とすることを考えており、これらの厳正な運用を通じて必要なる投資者保護を図ってまいりたいと考えております。

○広田一君 御答弁にございましたように、取引所取引の場合は、預託する義務であるとか、業者が破綻しても証拠金というものがしっかり確保で

きるなどなどで取引が整備をされているということでございます。

確認なんですけれども、つまり、店頭取引と取引所取引とは、同じ外国為替証拠金取引であっても商品性が全く違うというふうな御認識なのか。つまり、取引所取引の場合は、元本割れであるとか追い証をつぎ込むなんかのリスクの心配は格段になくなってしまふのか。この点についての御所見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) 不招請勧誘の禁止の対象といたしましては、一つにはレバレッジが高いことなどの商品性のほか、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態、これを考慮して定めることが必要と考えているところでございます。取引所の先物取引でございますけれども、これにつきましては法施行後に、以後に導入されたものでございます。

それから、今申し上げましたとおり、いろいろな制度も整備されているということで、これにつきましては再勧誘の禁止等で対処してまいりたいというところでございます。

○広田一君 私も三國谷さんの御説明にあるとおり、取引所取引が非常に整備をされていると。更に付け加えていけば、市場での価格決定等が透明度も高いというふうなことは踏まえながらも、その一つ、不招請勧誘の禁止の基準の一つが商品性ということでございます。その商品性の中、更にその商品特性です。特性を考えたときに、店頭取引と取引所取引という違いだけであって、先ほど御答弁の中にあつたようにレバレッジが掛かること、ハイレスクであるという商品特性が本質に異なるというふうな言い切れるのかどうか、この点についてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) 商品特性というよりも、やはり店頭の金融先物取引につきましては相当な被害が出たという実態が大きいかと思えます。取引所取引の場合にはいろいろな制度整備もそれなりに進んでおりますので、そこにつきまし

ては再勧誘の禁止ということで対処してまいりたいということでございます。

○広田一君 それでは確認なんですけれども、商品性、商品特性につきましては取引所であっても店頭取引であっても違いはないということでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 商品性という面につきましては基本的には同様のところがあると思っております。

○広田一君 そういことで、二つ目の基準になります被害の実態等が店頭取引の方が多いというふうなことでございまして、まず、ちょっと一般論の整理としておきたいんですけれども、業者につきましても、私は店頭取引の業者でも適合性の原則にのっとりまして説明を果たす、果たしている業者もいらっしゃると思っております。しかしながら、取引所取引の業者でございしても適合性の原則を守らず、説明義務違反している業者もあるというふうに考えるわけでございします。

つまり、店頭取引か取引所取引かということ、こういったところは一般論としては私は明確には区分できないと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 取引所と店頭それぞれ勧誘行為がどのようであるかというのが基本かと思いますが、恐らく御質問の場合に、仮定として一つの勧誘で両方あったという場合にはどうかというように想定いたしますと、勧誘の要請をしていない顧客に対して訪問又は電話により取引所外国為替証拠金取引の勧誘を行う際に、店頭の外国為替証拠金取引の勧誘を併せて行うと不招請勧誘禁止規定に違反することになるという具合に考えております。

○広田一君 その一つの業者が店頭取引と取引所取引をやっているやつについては、ちよつとこの後の質問でお聞きをする予定だったんです。

その前に、その前の前提として一般論として、繰り返しになりますけれども、その店頭取引であるとか取引所取引であるということだけでその業

者が適合性の原則を遵守しているというふうには私は区別はできない。まず、このところの確認をさせていただきたいと思ひます。

その後、ちよつと業者が店頭取引と取引所取引を同時に行っている場合の議論をしたいと思ひますので、まずはその前提についての確認をさせていただきます。

○政府参考人(三國谷勝範君) いずれにいたしましても、それぞれのその勧誘の行為が取引所取引であるか、あるいはそれが店頭取引であるか、こういったことにつきましてはきちんと業者の側で識別をした上で勧誘することが必要かと考えております。

○広田一君 そうなつてきますと、やっぱり店頭取引と取引所取引であるからということで、私はこの問題というものは区別するのは難しいんだらうというふうに思ひます。

そして、その上で、先ほど少し御答弁をいただいたんですけれども、一つの業者が店頭取引と取引所取引というものをを行う場合、私は不招請勧誘の禁止と再勧誘の禁止等ですき間が出てきてしまつて、そこが逆に悪用される懸念はないのかなというふうに思ひます。

つまり、先ほど言ひましたように、前提としては、取引所であろが店頭取引であろが、この外国為替証拠金取引の商品性というものは変わらないうわけでございしますので、やはりここは同一の適用をもつて臨むべきではないかというふうに思ひます。

○政府参考人(三國谷勝範君) いずれにいたしましても、取引所外国為替証拠金取引、これは行為として勧誘する、これ自体は不招請勧誘の禁止の対象にはなりませんけれども、勧誘の要請をしていない顧客に対して店頭取引を勧誘する行為、これは厳に禁止されるものでございします。業者がこういった形で不招請勧誘禁止、その規定に違反した場合には、私どもとしては厳正に対処してまいりたいと考えております。

○広田一君 確認なんですけれども、実態として

一つの業者がこの二つの取引を行っているというふうな事例はあるんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 数から申しますと、現在、取引所取引に参加している業者数というものは、これは十四社でございます。十四社中、店頭の外為、店頭取引も取り扱っている金融先物取引業者は六社でございます。しかしながら、この六社につきましては、それが取引所取引ということにかかりまして店頭の方での不招請勧誘をすることは厳にそれは禁じられているということでございします。

○広田一君 御答弁としてはそのような整理は可能だろうというふうに思ひますけれども、果たして実態としてはどうかのかなというふうな疑問が付きまとうわけでございします。つまり、なぜこれほど問題となつております店頭取引を、あえて取引所取引を行っている業者さんが重複して行うのかというところには、やはりそれなりのインセンティブがあるのではないかなと。これを上手に組み合わせることによつてまたぞろ同じような被害が私は発生する懸念が大変多いというふうに思ひまして、ちよつと繰り返し質問をさせていただいてるわけですが。

その上で、もう一つの基準といたしまして、商品性と並んで被害実態があつたのかどうか。その実態を評価した上で不招請勧誘の禁止を規定するんだというふうなお答えがございました。そこで、取引所取引と店頭取引の被害実態をどのように把握、分析されているのか、お伺いをしたいと思います。

先ほどの御説明であつたように、取引所取引につきましては法改正によつてまた新しく出てきたということなんで、どのような実態把握をされているのかお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) 店頭取引につきましては、過去に相当程度苦情相談等があつたことは御指摘のとおりでございます。一方で、昨年、金融先物取引法を施行させていただきまして、それ以来これは監督等におきまして相当程度の取締

りといひますか、そういうことを行つておりまして、その効果はいずれ現れてくるものと考えているところでございます。

なお、取引所外国為替証拠金取引につきましては、現段階で私どもとして、特に大きな問題が生じているということは現段階で私どもは確認できておりません。

ただ一方、私どもとしては、全体として金融取引に係りますいろいろな相談事あるいは苦情といったことにつきましては、常にこれは敏感に感じ取ることが必要であると考えておりまして、これにつきましては実は、昨年の七月に、これは大変大きな試みでございしますけれども、金融サービス利用者相談室というのを設けまして利用者からの相談、情報提供等を受け付けるなど、そういった実態の把握と利用者への注意喚起、こういったことにつきましては組織として取り組んできているところでございます。

こういった取組を通じまして、この不招請勧誘禁止規定に違反した業者、あるいは把握した場合は、あるいはそういった状況を把握した場合に、きちんと適正に対応いたしますとともに、そういった不招請勧誘の禁止の対象とすべきような取引類型、これが類型として把握されました場合には政令において機動的に対応できるように、そういうものとして今御提案申し上げている次第でございます。

○広田一君 確認でございますけれども、私の考え方としては、取引所取引につきましては、まだこれが行われてから日が浅いわけでございします。そういった意味で、様々な実態等の把握、分析というものは、まだ私は十分なされていないというふうに思ひます。

何がいいたいかというふうに申し上げますと、現行法で禁止の対象になつていないものを外す場合は、まさしくその一つの基準でございします実態というものをきちつと客観的に把握をした上で、これが適用除外になるか否かというものを判断しなければいけないのではないかなというふう

に思ひます。

うわけでございます。

そういった意味で、先ほど来議論してきましたように、商品性につきましては店頭取引であろうが取引所取引であろうがその本質においては変わらないということ、また御紹介があったように、それを、二つの取引を行っている業者が重複して存在をしていることなどから考えますと、私自身は当面は現行法どおり、外国為替証拠金取引については店頭、取引所を問わず不招請勧誘につきましては禁止とし、まさしく被害の実態を把握して適用除外等についての検討をすべきではないかなというふうに思うわけでございますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 現行の金融先物取引法上の不招請勧誘の禁止規定でございますが、これは金融先物取引全体を現在対象としておりますが、平成十六年の改正時におきましては、これは、そのとき行われておりました店頭外為証拠金取引による被害の状況等を念頭に置いて導入されたものでございます。

取引所取引につきましては、昨年七月に取引が開始されたものでございますので、これにつきましてはは再勧誘の禁止ということで出発させていたいただきたいと考えているところでございます。

○広田一君 再勧誘の禁止ということで出発をしたいということでございますけれども、繰り返しになりますが恐縮なんです、なぜそこまで逆に急ぐのかということですね。今回の法改正で、そこをどうしてあえて適用除外をしなればいけないというところが、先ほど来議論していてもまあ私自身ちょっと腹に入らないというか、疑問に思うわけでございます。

まさしく被害の実態がどういふふうになるのかということとをきちっと分析した上で、適用除外をどうするかを検討するのも私は十分考えられるんじゃないかなと思うんですけど、何かあれですか、この関係業界の方からこは適用除外にしてほしいというふうな具体的な要望もあつたんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) これは不招請勧誘の禁止が一体なぜかというところから来るわけでございますけれども、これは大変強い規制でございます。不招請勧誘の禁止をいたしますと、例えば新たな金融商品・サービス、こういったものにつきまして、顧客の方から働き掛けることができない場合には情報を得ることが困難となると。そういった意味では、新たな金融商品・サービスへの自由なアクセスが制限されるといった、そういったおそれがあるわけでございます。

そういうことで、昨年の十二月の金融審議会第一部会報告におきましては、適合性の遵守をおよそ期待できないような場合につきまして不招請勧誘の禁止の対象としようということでこの制度が導入されているわけでございます。

その中で、取引の性質やこれまでの利用者被害の実態等を勘案して考えますと、これは店頭の金融先物取引、これがまさしくこれに該当するということ、これにつきましては不招請勧誘の禁止の対象とさせていただきたいということでございます。

○広田一君 私たちは、これまで商品先物等については付け加えるべきだというふうな議論の中で、先ほど三國谷さんが御説明されたような、また営業の自由との関連性というところは、一つのそれは論点としては成り立つとは思っています。しかしながら、私がお聞きしているのは、現在、現行法で禁止をしているものを適用除外とする場合には、更に説得力のある付け加えた私は御説明がなければならぬと、一般論の同じようなことでは私は納得できないのではないかなというふうに思うわけでございます。

そういった意味で考えられるのが、やっぱり関係業界団体から何か強い要望もあつたのかなというふうに思ってしまうわけでございますけれども、ちよつとこの点については御答弁がなかったもので、確認をさせていただきたいと思ひます。

○政府参考人(三國谷勝範君) 金融審議会の第一部会でございますけれども、これにつきまして関係者からどういった意見があつたのかということでございます。これはつきましては、金融先物取引所からはこれにつきまして除外してほしいという意見が表明されました。このことは事実でございます。

一方、昨年十二月の金融審議会第一部会での審議の結果でございますが、これは店頭金融先物取引に比べまして取引制度がより整備された取引所金融先物取引については、不招請勧誘禁止の対象から除外した上で、再勧誘禁止を適用することに付いて検討を行うことが適当と考えられるという具合にされたわけでございます。

私もそういったしましては、この部会報告を踏まえて、かつ繰り返しになりますが、取引所において証拠金の分別管理が義務付けられておりますこと、それから価格形成の透明性といった取引所金融先物取引の商品性を考慮いたしまして、先ほど申し上げました不招請勧誘の禁止の考え方に照らして問題ないと考えられますことから、この対象としないこととしていくものでございます。

○広田一君 その御説明は私もよく理解はできませんけれども、私が質問したのは、そういったお話と同時に、審議会の方でも適用除外すべきじゃないかというふうな声が出ていたということは私も読ませていただきました。

しかし、その背景について、何らかの要望、業界団体からの要望があつたのかどうか、これを考慮してのことなのかどうか、ちよつとこれは繰り返し私も質問していることですので、少し明確にお答えをいただければと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) 金融審議会につきましては、これは全部公開で、オープンで行っているところでございます。そこにおいて、そういった立場からの御意見もあれば、それに対しましていろいろな御意見も出まして、それを踏まえました上で部会としての報告が作成された、そういう経緯をたどっているものでございます。

○広田一君 そういうことで、何らかの要望等があつたんだろうというふうに理解をするわけでございます。

でございます。

そこで、この点について最後、与謝野大臣に確認の意味で御質問をさせてもらいたいと思ひます。

先ほど三國谷さんの方にも同様にお聞きをしたんですけれども、今回の外国為替証拠金取引について、取引所取引については現行法上は適用になっているんです。しかし、これが今回適用除外ということになります。

これはどうしてなのかということとをずっと議論してきたわけでございますけれども、はっきりしたのが、商品性の本質的な特性については店頭取引であろうが取引所取引であろうがそれは変わらないということ。そしてまた、店頭取引と取引所取引を重複して行っている業者も存在をします。さらには、この取引所取引というのはまだ行われ始めてから日が浅いわけでございます。

そういったことを勘案した場合に、私は、当面は現行法どおり、取引所取引についても不招請勧誘の方は禁止として、まさしく禁止の基準の一つである被害の実態等を把握した上で適用除外を行うかどうかを検討すべきではないかというふうに思うわけでございますけれども、大臣の御所見をお聞かせしたいと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 局長の答弁と重複する部分がございますが、先生から確認の意味でということでございますので、確認の意味を含めましてお答え申し上げます。

平成十六年の金融先物取引法の改正においては、レバレッジが高いなどの商品性、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態を考慮して、不招請勧誘の禁止を導入したものでございます。現行の金融先物取引法上の不招請勧誘の禁止規定は金融先物取引全体を対象としておりますが、取引所外為証拠金取引は昨年七月に取引所において取引が開始されたものであり、平成十六年の改正時における不招請勧誘の禁止規定は店頭外為証拠金取引による被害の状況等を念頭に置いて導入されたものであります。

今回の法案においても、不招請勧誘の禁止の対象については改正金融先物取引法と同様に、レバレッジが高いなどの商品性、執拗な勧誘や利用者の被害の発生という実態を考慮して定めることが適当であると考えますが、取引所外国為替証拠金取引は、店頭外国為替証拠金取引に比べ証拠金の取扱い等、取引制度が整備されているところがございます。したがって、取引所金融先物取引については不招請勧誘の禁止の対象としないこととしておりますが、一方で、勧誘受託意思確認義務や再勧誘の禁止の対象とすることを考えており、これらの規制の厳正な運用を通じて必要な投資者保護が図られるものと考えております。

○広田一君 これまで外国為替証拠金取引に関連して質問させてもらいました。これは、ただ単に、一つの事柄が適用除外になるか否かの問題ではなくて、今回の法改正、本当に消費者保護とか投資家保護というものを掲げて非常に具体的に進展をしているというふうにも思っております。しかしながら、個々具体的に見れば、逆に後退をしている部分もあるんじゃないかということをここに強く指摘をさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

先ほど尾立委員の方から御紹介があったように、やはり不招請勧誘の禁止の基準については、損失が発生した場合、追証などの元本を超えることがある商品取引については原則として不招請勧誘の禁止を行うというふうな、やはり分かりやすい明確な基準を持つてこの問題には取り組むべきであって、取引所取引だからオーケーで店頭取引だから駄目だという非常に分かりにくい私は基準で、これはまさしく不招請勧誘において被害を受けている消費者というものが、その商品性を分らないまま、取引所取引であるか分からないうまま、店頭取引であるか分からないまま被害があるわけでございますので、そういったまさしく実態を踏まえて、今後これから政省令で定めるということでございまして、検討をさせていただきたいというふうに思うところでございます。

それで、次の質問に行きますけれども、先ほど来から適合性原則というふうなお話がございます。これ前回の質問でも私は、投資家保護が健全な活性化した資本市場をつくっていくということに必要とされていると申し上げたけれども、投資判断に必要な情報を十分に与えられて適切な商品に自発的に購入した場合は、損をしてもこれは投資家の自己責任だろうと思えます。しかしながら、我が国では適合性の原則や受託者責任ということがまだ徹底されておられません。そのことが資本市場の本格的な発展を阻害しているんじゃないかというふうな意見もあるわけです。

今回の改正でも適合性原則が規定されているものの、これに違反した場合は損害賠償義務とか取消し権、無効などのいわゆる民事効果の規定が見送られております。被害者救済に結び付く実効性のあるルールの構築が必要だというふうに思いますが、それでも、この点についての御所見をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(三國合勝範君) 今回の金融商品サービスの取引に際しまして、利用者被害が生じた場合の民事救済ルールにつきましては、今回の法案の改正の一環を成しております。現行の金融商品販売法でございしますが、これにおきまして、業者が説明義務を果たさなかった場合に損害賠償責任を課しますとともに、損害額の推定、これが行われているところでございます。

その上で、今回の法案におきましては、この金融商品販売法を改正いたしまして、同法上の説明義務を尽くしたかどうかを判断する解釈基準といたしまして適合性の原則の考え方を取り入れることとしていくところでございます。

具体的には、金融商品販売法におけます説明義務については、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならぬという具合に改正をしているわけでございます。このよ

うな解釈基準に従いまして、適合性の原則に照らして業者が説明義務を果たしていないと判断されます場合には、金融商品販売法に基づきます無過失損害賠償責任や損害額の推定規定の対象となりまして民事救済が容易となるような、そういうような措置をしているものでございます。

○広田一君 私は、適合性がなかなかない人には幾ら説明しても御理解をいただくのは難しいのではないかなど、非常にこういった問題、個人差がございまして、なかなか判定がいまいなところが出てくるというふうに思うわけです。

それで、ちょっと確認なんですけれども、先ほど三國谷さんからお話があったように、説明義務違反については損害賠償の対象になるということでございますので、金融庁としてはこういうふうな損害賠償の対象になっているから大丈夫だというふうな判断をされていると理解してもよろしいでしょうか。

○政府参考人(三國合勝範君) 私ども、今回、適合性の原則につきましては、今申し上げました金融商品販売法上の民事上の効果、こちらについて今所要の改正案を提出させていただいているところでございます。

また、一方におきまして、今回、書面交付義務等におきまして、この適合性原則、そちらの方におきまして、これまでの知識、財産に加えまして、目的といった要件も加えまして、言わば業者ルールとしてのそういった更に充実も図っているというところでございます。

○広田一君 そういうことを踏まえて、説明義務違反については損害賠償の対象になっているので大丈夫であるというふうな判断をしているということではよろしいですね。

○政府参考人(三國合勝範君) ちょっと詳しく申し上げます。ちよっと技術的になりますが、損害賠償の効果としては、私ども、この金融商品取引法以外に金融商品販売法、こちらの方で規定の充実を図っているわけでございます。

一方で、金融商品取引法の適合性原則という問題でございますが、これは判例の問題になってくるわけでございますけれども、これまでの判例におきまして、適合性原則に著しく逸脱した場合、ここにつきましては民事上の不法行為法上も違法となると、こういう判例があるわけでございます。しかしながら、この適合性原則違反につきましては、一律に不法行為法上違法とされているということではなく、むしろ裁判例の多くは適合性の原則の考え方を説明義務に取り込んで解釈していると、こういったケースが多いと考えております。

したがって、私どももいたしましては、今回金融商品販売法を改正いたしまして、説明義務を尽くしたかどうか、これを判断する解釈基準として適合性の原則の考え方を取り入れたと、この金融商品販売法のところで民事上の責任につきましては適正にさせていただいたと、こういうことでございます。

○広田一君 それでは次に、集団投資スキームに対する規制についてお伺いをしたいと思います。前回の質疑におきまして与謝野大臣の方から、ライブドア事件の切り口から質問されても良かったんですけども、投資事業組合などのいわゆるファンドについては、新たな包括的な定義を設けてファンド全体を規制の対象にするというふうに御答弁がございました。

これの言わんとするところは、組合員その他のかなる方法をもつてするかを問わず、複数の者から金銭なんかを集め、その財産を用いて事業投資を行って、その事業から生じる収益等を拠出者に分配する仕組みを包括的に対象にするというふうなことだろうというふうに理解をいたしております。そういった意味で、まさしく包括的に網が掛かったわけでございまして、これは評価すべきだろうというふうに思います。しかしながら、包括的といえながらも、実際上はこの規制の網が掛からない場合、すき間がそれ

でもあるのじゃないかと。例えば、募集勧誘行為を伴わず出資者全員が出資対象事業に關する少数の集団投資スキームの場合どのような規制に
なつてしまふのか、この点についてお伺いをしたい
と思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) 御指摘のとおり、
今回のファンドにつきましては相当幅広く規制し
ておりますが、逆にそれが形式的に画一的になる
ところもございいます。

その中で、このスキームに該当しないものとい
たしまして二つございまして、一つは、御指摘の
ように出資者全員が自ら事業に關与しており、出
資者を投資者として保護する必要性が低い権利、
これはいわゆるそれが納得ずくでお互いに共
同してやるようなケースでございいます。それから
もう一つは、出資又は拠出した額を超えた収益等
の配当がなされず、投資としての性格を有しない
権利、こういったものにつきましては集団投資ス
キーム持分から除外しているところでございま
す。

いずれにいたしましても、この集団投資スキ
ームにつきましては、共同性、受動性といった、そ
ういったいわゆる概念はございいますけれど
も、そういった言わばほか、第三者の販売勧誘と
いうか、そういったものに広まらないものにつ
きましては一定の範囲内で除外とされているところ
でございいます。

○広田一君 そうしますと、例えば我が会派でい
いますと、櫻井理事と富岡委員と大塚委員が共謀
じやなくて協議してファンドをつくると、そうい
うふうなことになるたら何の規制も掛からなく
なつてしまふと。まあこのお三人は非常に倫理観
の高い方でございまして、これを使って何か良
からぬことをたくらむというふうには考えにくい
わけでございますけれども。

しかしながら、今回のライブドアのファンドに
ついて、これも前回質問をしたんですけど、何か
なかなか実態よく分らないと、まあ分かつてい

ても言えないということだったんでその全容は明
らかじやないんですけれども、やはり少数者がい
ろいろ共謀、まあライブドアの場合は共謀して
行つたというふうにも思われるわけでございませ
う。そういった意味で、今後も存在すら分らない
ファンドが野放しになつて、良からぬことをたく
らむ人が付け込む空間が存在するんじゃないか
かということも強調をしたいと思います。つま
り、不正の隠れみのにならないように、規制の掛
け方については今回包括的な規制をかけたとい
うことで私も評価しているわけでございませう
けれども、今後ともこの網の掛け方については検討を続
けるように要望をしたいというふうに思います
けれども、この点については与謝野大臣の御見解を
お聞かせ願えればと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 出資者全員が自ら事業
に關与する場合には、出資者自身が事業にかかわ
る意思決定等を行う立場にございまして。したが
いまして、出資者を投資者として保護する必要性は
低いと考えられることから、今回の法案ではその
ような場合を集団投資スキーム持分の定義から除
外することとしております。

仮に、出資者全員が自ら事業に關与している場
合も、一律に規制対象とした場合には、株式等の
投資に興味を持つ数名の個人投資家が共同して投
資を行う投資クラブ等についても登録又は届出を
義務付けることになりかねず、過度の規制となる
ことが懸念されるわけでございまして。諸外国にお
きましては、出資者全員が自ら事業に關与するよ
うなファンドについては規制対象から除外されて
いるものと承知しております。

なお、出資者全員がファンドの業務に關与して
いるか否かについては、個別の事案に即して実質
的に判断される必要があり、出資者の人数が少数
であること等の事実のみをもって出資者全員の關
与があると一概に認定することはできないわけで
ございまして。
また、大量保有報告書制度、公開買い付け規制

やインサイダー取引規制等、市場の公正性、透明
性を確保するための規制は登録、届出義務の対象
とならないファンドについても適用されることは
当然でございまして。

○広田一君 どうもありがとうございます。

大臣がおっしゃつたとおりでらうというふう
に思いますけれども、繰り返すことになりますけれ
ども、包括的な規制が掛つたことは本当に評価を
いたします。しかしながら、まだまだこのすき間
を縫つて良からぬことを考える方もいらつしや
ると思ひますので、引き続き、まさしく実態等につ
いては把握をするように努めていただきたい。そ
して何らかの問題点が発生したら、今後もその規
制の網というものを広げるようなことをしてい
たいというふうに思うところでございまして。

それと、前回の御答弁に關連をいたしまして、
大臣の方から、現在許された範囲内での手段は全
部法律に書き込んで、投資家保護、ファンドの透
明性についても十分意を尽くしたというふうな御
答弁がございました。

この点については敬意を表しつつ、しかしなが
ら、昨今、投資事業組合を使つたマネーロンダリ
ングが疑われる事件が発生をいたしております。
聞くところによりますと、一九九二年にはこう
いったことに対応するために疑わしい取引の届出
制度というものがつくられております。これも二
〇〇〇年には一万件だったのが、二〇〇五年には
十万件と激増しているというところでございま
すけれども、今後、海外の口座や投資事業組合を介
してさせることによつて容易にマネーロンがで
き得るといふことを強く懸念をしておりますので
ございまして、その対策についてのお考えをお伺
いをしたいと思います。

○政府参考人(中江公人君) 委員御指摘のファン
ドを使つたマネーロンについてということでござ
いますが、今回の法改正によりまして、国内だけ
でなく国外の投資事業組合等のファンド持分につ
きまして販売、勧誘を行う者に対しまして、原則

として業者としての登録を求めまして、マネー
ロン等の防止のための義務を適用することとして
おりますので、こうした枠組みを通じて、マネー
ロンダリング等への適切な対応を図つてまいり
たいと考えております。

○広田一君 続きまして、これも御答弁があつた
ことについての重ねての質問なんですけれども、
大臣の方から、大量保有報告書制度について、機
関投資家に求められる特例報告の報告期限、頻
度を短縮するとともに、報告書の電子提出の義務
付け云々を通じてファンドの透明性の向上を図
るというふうに御答弁がございました。

業務上、日常的に大量に株式売買をする機関投
資家対象に現行制度で義務付けられている三か
月一度という報告期間を、新法では二週間ごと
に短縮するというところでございませうけれども、
二週間ごとの根拠はどこにあるのか、この点につ
いてお伺いをしたいというふうに思つておりま
す。確かにこれをやることによつて透明性は確保
できるかもしれませんが、事務手続なんかはた
だではございませうので、投資家に負担が掛
かつてくるんじゃないか、そういうことも踏ま
えて、なぜ二週間ごとというふうな期間の根拠
についてお示しをいただければと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) 御指摘の大量保有
報告の特例制度に係ります報告期限、頻度につ
きましては、投資者に対しまして一層の透明性が確
保されるように、機関投資家に対しては義務付
けるだけ速やかに報告書を提出することを義務付
けるべきとの、そういう考え方がございました。一
方で、この報告期限、頻度を余りに短縮する場
合には、投資行動が過度にオープンとなるのでは
ないか、あるいは機関投資家に掛かるコストや事
務負担を増大させることになるのではないかな
どの指摘もあるところでございまして、両者のバ
ランスを踏まえることが必要であると考えてい
るわけでございまして。
これにつきまして、金融審議会の公開買い付

制度ワーキンググループにおいては、そのような観点を踏まえまして真剣に御議論いただきました結果、全体について特例報告は残しますが、その中で頻度、期限につきましては原則三か月ごと十五日以内を二週間ごとと五営業日以内へと短縮することが適当であるとの提言をいただいたところでございます。

私どもといたしましては、このような提言を踏まえまして、また、投資者に対する適切な情報開示と、これを通じた証券市場に対する信頼の確保を図ることが現下の状況の下では大変重要なことであると考えまして、特例報告制度の見直しを提案させていただいたものでございます。

○広田一君 ちよつとその理由についてはよく分からなかったわけでございますけれども、まず信頼を回復するためにこういったやり方で取り組んでいかなければいけないことだろうというふうに思います。

そして、最後になりましたけれども、与謝野大臣に少し御感想というか御所見をお伺いしたいと思うんですが、今私たちは金融商品取引監視委員会設置法案というものを提出をさせていただきました。先日、私も大臣の隣で緊張しながら提案理由を述べたわけでございますけれども、これは与党の皆さんの中にも、この考えはなかなか、日本版FSAの考え方はいい考え方だというふうに共感の輪が非常に広がっているところでございます。

私たちも、貯蓄から投資へとか、間接金融から直接金融へと、そういう基本的なところは本当に金融庁の皆さんと共有をしているわけでございますけれども、一方で、投資家保護というものをもっと徹底させていかなければいけない、そのためには本当に幅広い横断化、そして監視・監督機能というものを強化しなければいけないというふうな問題意識、また今の国際情勢等を踏まえてこの法案を提出させていただいたわけでございますけれども、与謝野大臣のこの私たちの提案につ

ての御所見、将来はこういうふうに行きたいなと、近い将来やってみたいなというふうに思われていると思えますけれども、正直な御感想をいただければと思います。

○国務大臣(与謝野馨君) 近年、金融サービスの分野においては、業態横断的な販売チャネルの一般化、また第二番目は銀行、証券、保険等を傘下に収めた巨大な金融グループの出現といった流れが進展しております。こうした流れを踏まえれば、業態ごとに異なる行政機構が存在し、別々に監督を行う体制では、利用者保護の徹底や巨大なグループ、金融グループ特有のリスクの把握等に十分対応し切れないおそれもあると考えております。このため、証券市場行政部門を銀行・保険行政部門から切り離すのではなく、業態横断的な組織の下で市場行政体制の強化を図ることが望ましいと考えております。

しかしながら、監視委員会についてはまだまだ歴史は浅く、そういう意味ではこれから積み重ねるべき経験は多いと思っております。また、市場監視体制の強化を図る観点から、今後とも必要な体制整備を図るとともに、人材の厚みや専門性の深さといったものを充実していく必要もあると考えております。

商品先物取引にかかわる検査監督を共管とすることについては、商品先物取引は農産物や鉱物など現物の生産、流通にかかわる施策と密接に関連することから、まずは現在の所管官庁において必要な体制整備を進めるとともに、違反行為の検査監督に厳正に取り組んでいくことが適当と考えております。

なお、民主党の御提案に対しましては、御労作として心から敬意を表しております。

○広田一君 与謝野大臣から敬意を表していただいて、大変恐縮をいたしました。今後とも、こういった法案等の審議、また対案等を通じて、より良い金融市場の活性化を目指して頑張っていきたいというふうに思います。よくよくお願い申し上げます。

以上でございます。どうもありがとうございます。

○櫻井充君 民主党・新緑風会の櫻井でございます。今日は、松副大臣、そして小斉平政務官にお越しいただきまして、本場にありがとうございます。先日の委員会で政府参考人の方から意見を述べていただきましたが、全くとてもでない答弁でございまして、今日は是非政治家としての御発言をいただきたいと、そう思っております。

先日は松副大臣から政治家個人として商品先物に関して踏み込んだ発言をいただいておりますので、小斉平政務官からも是非そういう踏み込んだ御発言がいただければ有り難いと思っております。すし、昨年は議連の理事のカウンターパートとして様々御指導いただきました、本場にありがとうございます。

今日は法案審査ということなので、法文に沿って若干質問をさせていただきたいと思っております。分かっていようで分からないものが、まず第一条の目的のところにあります、最終的な投資者の保護に資することを目的とありますが、その投資者の保護という、この保護は何を指しているんでございましょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 投資者は自らの財産を投資するわけですから、その投資を保護するというところでございまして、どういう場合に保護ということを考えているのかということについては二つございまして、一つは事実を知らされないことによつて被害から保護と、それから二つ目は不正な取引によつて被害からの保護と、これが私どもの考え方でございます。

今回の法案に則して具体的に申し上げますと、まず、事実を知らされないことによつて被害から保護を達成する方策として、一つは企業内容等の開示制度、公開買い付け制度及び大量保有報

告制度、一つは金融商品取引業者等の行為規制として顧客に対する契約締結前の書面交付義務などを定めております。

次に、投資家が必要な情報を十分に得られていることを前提とした上で、不正な取引によつて被害からの保護を達成する方策として、一つは金融商品取引業者等の行為規制としての禁止行為、例えば虚偽告知や断定的判断の提供の禁止等でございます。また、一つは市場における不正取引の禁止、これはもう株価操作やインサイダー取引の禁止等でございます。

こういうことを定めているわけでございます。

○櫻井充君 これは、そうすると、この保護という考え方に立つと、今あるものから毀損されるような、マイナスにならないような形の部分に関して全部保護しないといけないことなんでしょうか。

つまり、もう一つは、投資家というのは、例えば株式を買えば株主としての権利が生まれてくるはずであつて、そういった権利に対して毀損されるようなものに関して保護すると、そういう概念はこの法律の中では担保されないんでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 多分、投資家の権利と株主の権利というのは違うだろうと私は思っております。

投資家の権利というのは、一般に民法や会社法のような私法上の法令に基づいて与えられるものであり、例えば業者等の違反行為に対して損害賠償を求める権利、株主として会社に対して有する権利などが認められております。

投資といった場合、株式に投資する場合もありますし、ほかのことに投資する場合もありますから、この場合はやはり投資家、株主というのはやっぱりきちんと定義を付けて議論をしないと、多分私自身も混乱してしまうんじゃないかと思っております。

○櫻井充君 投資家イコール株主でないことは、これは確かですね。ただし、その集合体の関係でいった場合には、基本的な考え方からすると、株

主というのは、これは一般的に全体の包含からい
えば、そこらは全部投資家に当たるということで
はないということなんです。そういう考え方で
よろしいんでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 投資家という集合が
あって、株主というのはその部分集合であると思
っております。

○櫻井充君 部分集合体であるということは、投
資家としての権利を有することにはならないん
でしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 当然、投資をする過程
では投資家としての権利は生じております。

○櫻井充君 集合体からすれば、これは株主の方
が小さいところにありますから、株主が有してい
る権利というものはイコールが、それがすべて投資
家の権利になるわけではありませんか。

そうなつてくるとすれば、じゃ改めてお伺いし
ますが、投資家の権利というのはあるんでしょう
か。そして、その投資家の権利があるとすればど
のようなものなんでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 理論的には私、研究し
たことはございませんけれども、投資家の権利と
いうのは、あるとすれば、一つは市場に参加する
権利がまず第一だろうと思ひます。その上で、市
場に参加した上で、公平公正に取り扱われる権
利、すなわち必要な情報を受ける、あるいは自分
の取引したものが公正な価格形成において取引さ
れると、こういうようなことは一般的な権利とし
て投資家に保障されるべきものと私は考えてお
ります。

○櫻井充君 そうしますと、今おっしゃられた二
点は、実は先ほどおっしゃられた二点と全く同じ
なんです。つまり、先ほどは、投資家というの
は、情報を知らされないことによって被害から
の保護であるとか、それから不公正な取引を
やつて被害を被るところを保護しなきゃいけ
ない。つまりは、これは投資家が持っている権利を
保護するというに当たるわけですね。その認

識でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 投資機会に参加した者
が与えられるべき当然の権利だと私は思ひます。

○櫻井充君 そうしますと、この法律はその権利
を保障されている法律であるという認識に立つて
お伺いすれば、もう一つ、投資家の権利というの
は、実は会社法によって認められている権利もあ
るんだそうなんです、これは済みません、今日は
通告していないのかもしれないんですが、通告して
いないというのは、そこまで法務省として準備され
ていないのかもしれないんですが、投資家の権利とは
何かという、これは通告はいたしております。

そうしてくると、これは、副大臣においでいた
だいておりますが、会社法によって認められてい
る権利がございます。まずこれが投資家の権
利、その内容として認識することよろしいん
でしょうか。河野副大臣にお伺いしたいと思ひ
ます。

○国務大臣(与謝野馨君) 投資家が株主になるこ
とも当然あるわけでございます。投資によつて株
主になると、で、株主は、言わば株の取得を通じ
て抽象的にはその会社に対する所有権を有するこ
とになります。それから、株主は一定の議決権を
持ちます。そのほか、取締役の選任にかかわるこ
と等々、もろもろの株主としての権利、立場とい
うものは発生するわけでございます。これは投
資行為に参加した権利とは異質のものであると
思っております。

○櫻井充君 ちょっと今日は時間がないので、ま
た後日このことについてきちんと話をさせていた
だきたいと思ひます。

その上で、その上で例えば、産業活力再生特別
措置法でしたか、この中で例えば企業の営業譲
渡をされる時に特例措置が設けられておりま
す。そのときに株主総会を本来開かなければいけ
ない中で、株主総会が開かれなくてもいいような
特例措置がこれは設けられております。これは営
業譲渡に関してはこれは全く問題ないと思ひん

すね。しかし、この特例措置はあくまで営業譲渡
であつて、株主が有している知る権利、それから
今の投資家の中で保護されなければいけない、情
報を開示されなければいけないその権利に対して
特例措置は設けられていないと私は思ひます。こ
れが、そういう認識でよろしいんでしょうか。

○委員長(池口修次君) だれに質問ですか。

○櫻井充君 これは副大臣です。

つまり、経産、松副大臣にですが、済みませ
ん、通告の中で要するに、申し訳ない、通告の中
で同法の特例措置がその投資家保護を担保してい
るのかということとを通告しているかと思ひま
す。その中の内容として、もし私の通告が不十
分であれば、後で文書でいただきたいと思ひま
す。

○副大臣(松あきら君) それに対して直接のお答
えではないかもしれませんが、商法の中で
例えば買取り請求権というものがあります。これは
十四日間でありまして、今まで片仮名で全部
書いてあつたのが平仮名になつて、二十日間に
なつた。その株主が三分の二れば総会を開か
なくてもいいのだということになつて、これがで
きるということでありまして、正に先生が
おっしゃつておられるとおり、それは法律上開か
なくてもそれが議決できる、三分の二あれば議決が
できるということであるというふうに思つてお
ります。

先生の今お尋ねになつたことと直接に對しまして
は、後ほど調べさせていただきます。お返事を
申し上げたいというふうに思つております。

○櫻井充君 なぜかといひますと、その産業活力
再生特別措置法を見ますと、この目的は結局は、
「我が国産業の活力の再生を速やかに実現するこ
とを目的とする。」と書いてあつて、その保護と
いう、投資家の保護という観点に全く欠けている
わけなんです。産業再生だけが優先されると。
その意味では、株主総会、どうせ多数の株主がい

れば少数株主の意見は無視してもいいということ
になるのかもしれない。しかし、一々手続を
取つていけるのが大変ですから。ただし、それは営
業譲渡という点に関しては特例として、法律上
の考え方からすれば穴は空いていますが、情報を
きちんと伝えるということに関しては特例措置が
これは設けられていないんだらうと、そう思ひ
ます。

そういう点で、こういう場合の措置をとるに当
たつても、本来であれば、きちんとした情報を、
少数株主を守るためにも、保護するためにも情報
が必要なんではないか。このことについて、法律
上、私の解釈が正しいのかどうかについて、後で
文書でいただきたいと思ひます。

○副大臣(松あきら君) 後で文書で差上げます
けれども、正に先生のおっしゃつておられると
今個人投資家が増えております。貯蓄から投資へ
ということになつておりますけれども、そうした
中で個人投資家の皆様が本当にそれぞれ専門的な
知識をお持ちの方ばかりかという、そうではな
い。そのときに、いろいろの中で、いろんな難し
い法律があることが分らないで投資をしてい
らつしやる皆様方の中で、やはり私はこれは情報
公開あるいは広報というものをきちんとし、そ
うした例えば二週間以内に、これは二十日にな
りましたけれども、これが過ぎると紙くずになつ
ちやいますから、例えば、そういうことも含めて
きちんと対処すべきである。これは各省横断で
やつていかなければならないと思つております。

○櫻井充君 いやあ、すばらしい御答弁、本当に
ありがとうございます。やつぱり委員会はこうで
なきや駄目です。本当に今日はそう実感いた
しました。ありがとうございます。

時間がないので、じゃ、もう一つ済みませ
んが、これは農水省からも是非前向きな御答弁を
いただきたいと思います。商品取引所法を見てみ
ると、実は投資家保護とは書いておりません。投
資者保護とは書いておりませんでした。これを調

べると、目的は委託者の保護に資するというところになっているので、恐らくいろんな意味で違つていっているんだらうとは思いますが。ただし、問題は、この法律ができたのは昭和二十五年八月五日の第三次吉田内閣の時代でございます、その時代とは相当大きく異なっているんだらうなと、そう思います。

そして、今回、金融庁が相当頑張つて、要するに金融商品のところとそれから商品先物のところで、投資家と、まあ与謝野大臣はこの間、投機じゃないかというお話もありましたが、いずれにしても、そういう形で投資されている方々のその権利が保護されるような形にしなければいけないということ、ほとんどすべてのところが横並びになりました。ところが、たった一点だけ違っているのが、何回もここで議論されていますが、不招請勧誘の部分でございます。

そこで、この間は松副大臣から踏み込んだ御答弁をいただきましたが、小斉平政務官、是非踏み込んだ御発言をいただきたいと思ひます。

○大臣政務官(小斉平敏文君) 踏み込んだお答えになるかどうか分かりませんが、

商品取引所法では、商品先物取引における店頭取引、これにおきましてはそもそも個人向けの取引そのものを禁止をいたしておるところでありますし、また、取引所取引におきましては、平成十六年の法の改正、これによりましていわゆる再勧誘の禁止等々を措置いたしておるところでございます。そして、利用者保護の観点から規制の強化を図ると、そして、この法の適切な運用によって委託者保護の徹底を図つてまいりたいと、このように思つておりますけれども、お尋ねでありますから、そういう対応で万が一まだ問題、あるいは苦情、相談等々が出てきたらどうするのかということであろうと、このように思ひます。

これから先はもう全く個人的な見解ということでお聞きを賜りたいと思ひます。

実は私も先日、自宅に丸一日おりましたけれど

も、午前中だけで十二本電話が掛かつてきました。そのうちの十本が不動産等々含めてこの勧誘、これは正に迷惑勧誘なんです。非常にそのときに憤慨をいたしました。そういうことから、将来において、商品先物取引だけではなくて、証券や金融等々含めて、あらゆる分野においていわゆる不招請勧誘、この禁止の動きが出てきたり、あるいは商品先物取引における不招請勧誘、この苦情等々が、こういうことを、我々が今進めようとしておることを講じたにもかかわらず減らないということであれば、これは当然、不招請勧誘の禁止、これを検討すべきであると、私は思つております。

○櫻井充君 ありがとうございます。

農水省、あれ、昨日どちらだったか忘れましたが、役所の方は件数が減つたからという話をされていますが、実際今まだ四千件あって、口座が十二万件ですから、単純に言うとな開設者のうちの三十人に一人が苦情を訴えているんですよ。三十人に一人というのはこれは物すごい数でしてね、そのことをもう一度踏まえて是非考えていただきたいことと、それから、この法律そのものの自体が委託者という言葉が使われています。ですから、本当にその業務として必要な人はどうか分かりませんが、関係のないお年寄り、この方々は別に小豆買おうが何しようが関係ないわけですよ。こういう方々はせめて早期にその不招請勧誘をやめさせないという被害になりますから、是非、政治家として、国民の代表として、省庁をきちんとした形で、まあコントロールという言葉を悪いかもしれませんが、やっていたなければ有り難いなと、そう思ひます。今日は本当にありがとうございます。

その上でもう一点ですが、今回勉強していて驚いたことは、この証券取引法でせっかく投資家保護というその道具ができたんですが、弁護士さん方が、司法試験の中にこれが入つてこないもんですから、十分理解されない方がいらつしや

るんじゃないかと、そういう御指摘がございました。そして、衆議院の参考人質疑のところでも、ロースクールで教えている割合が極めて低いと。ロースクールで教えている割合が低いのはなぜかという、司法試験に入つていないからなんです。これ司法試験に入つて、ロースクールで教えるのが少ないから司法試験の中に入れないんだと司法省おっしゃつていますが、それは逆でして、司法試験の中に選択科目として、金融の弁護士さんのスペシャリストをやつぱりこれから育てていかなきゃいけないと思ひますので、そういう制度設計をされるべきではないのかなと、そう思ひます。

我々、済みません、またすぐ医療の話に戻して恐縮ですが、僕はメジャーと言われる内科、外科、産婦人科、小児科以外のマイナーなものも全部試験があつて、その上で、あとは自分たちが専門という形で選択していくことになります。それは、後、医局に入つて勉強していつてやつていくということになります。いずれにしても、選択制なりなんなりにして、そういう大きなものでないものに関してもきちんとした形で勉強、試験の中に組み入れて、もう少しスペシャリストを育てていく必要があるんじゃないかと思ひますが、いかがでございますか。

○副大臣(河野太郎君) 司法試験の選択科目を決めます司法試験委員会では、ロースクールで教えているどの科目が何校で教えられているかという調査をいたしました。そのときの調査でも、証券取引法を教えている学校は六十八校中半分、三十四校にすぎないということもあつて、選択科目の中に入っていないんだらうというふうに思つております。

しかし、この新しい司法試験は三回ほどやつてから選択科目の見直しをするということになつておりますので、そのときに必要性があるならば選択科目の中に取り入れるということもあり得ると思ひます。

○櫻井充君 いや、これ逆でしてね、逆ですよ。司法試験の中に、司法試験の選択科目の中に入れば教えるようになるわけですよ。なぜならば、合格率を上げなきゃいけないですから、学校そのものの自体がですね、予備校は。ですから、是非、今の社会のありようを考えていけば、司法試験の中にこういった選択科目、金融なら金融という分野の中に入れていかないと、私は変わつていかなければいけないかなと、そう思ひますけれども、総裁候補としていかがでございますか。

○副大臣(河野太郎君) 今年から始まる新しい試験です。当初の予定どおり三回程度行つてから見直しをするということに、特に変更はございません。

○櫻井充君 議論をしたいところですが、ちよつと本日に今日は時間がなくて、ちよつと残念なお答えだなと、私はそう思ひます。

その上で、私は全くの素人でよく分からないので、実例を挙げて今回のこの法律が投資家を保護されるのかどうかということについてちよつと質問させていただきます。

個別具体の名前が挙げますが、これはあとは一般論としてお答えいただければ、それはそれで結構でございます。

カネボウが産業再生機構入りをいたしました。その後、譲渡を経ていつて、最終的には、最終的にはTOBなどを掛けられて、株式譲渡がされていくという過程が随分ございました。その中で、例えば、例えばその産業再生機構が株式を譲渡を受ける、譲渡される、株式を獲得する、若しくはその産業再生機構が持っているような株式をほかのファンドに株式譲渡していくとか、これはかなり大量のものを譲渡していくわけであつて、こういう、普通一般的に考えれば、株式譲渡する場合にはTOBを掛けるというのがルールになつていないのかと思うんですけど、そういった考え方に立つていいのかどうか。それから、特例措置がもし設けられているとすれば、な

ぜそのような特例措置が設けられているのか、御答弁いただきたいと思ひます。

○政府参考人(三國谷勝範君) 公開買い付け制度一般につきまして御説明申し上げたいと思ひます。

なお、個別のことにつきましてはコメントをすることは差し控えていただきたいと思ひますが、まず、一般原則といたしまして、会社支配権の帰趨に影響を及ぼし得るほどの大量の株券取得につきましては投資者にとりましても重要な関心事であり、投資家への情報開示や他の株主の売却機会の確保が必要であるとの考え方から、買い付け後の株券等所有割合が三分の一を超える市場外の買い付けにつきましては、公開買い付け手続によらなければならないこととされております。これはいわゆる三分の一ルールと言われているものでございます。

なお、一方、どのような特例があるかということの一つでございますが、株券等所有割合が三分の一を超える買い付けであっても、株券等の所有者の数が二十五名未満の場合であつて公開買い付けによらないことにつき総株主の同意があるときは、他の株主の売却機会を確保する必要がないことから、公開買い付け手続は強制されないこととなつております。

この中で、種類株式の問題がございますけれども、種類株式につきましては、議決権や配当等の内容が種類ごとにまちまちでございまして、経済的価値が異なることから、この公開買い付け手続についても種類ごとに行われているわけでございます。

したがいまして、種類株式に対します買い付けにつきましては、当該種類株式に係る他の株主に売却機会を確保するとの観点から、上記に言う総株主の同意、これは当該種類株式に係る総株主の同意と解されていると、こういった制度になっております。

○櫻井充君 その種類株式のことによって、他の

株式を持つている人たちのその権利というのかその利益が奪われるような場合というのはいないんでしょうか。

○政府参考人(三國谷勝範君) これは公開買い付けの手続として総株主の同意という、そういった場合につきましては御説明させていただいたわけでございますが、一方、株式の大量移動ということになりますと、それ以外に、例えば有価証券報告書提出会社でございまして主要株主の異動、こういったことになれば臨時報告書、こういった形での開示制度があるわけでございます。

こういった手段によりまして、投資者への情報提供の機会を確保しているところでございます。

○櫻井充君 済みません、ちよつと分らないところがあったんでもう一回伺ひたいんです。が、要するに、私がお伺ひしたいのは、情報を公開するとかしないとかいうことではなくて、そのほかの株主に対しての権利が保護されるのかどうか、権利じやなくても結構、その株主が保護されるのかどうかということです。つまりは、普通株式を持つている人たちがいます。それからC種の株式を持つている方々がいらつしやいます。そのC種はC種でやられることは、それは構ひませんが、構ひませんが、しかし、そこで経営権が移ることによつて、今度は経営権が移つていくことによつて、普通株主の方々の権利はどうなつていくのかということなんだろうと思ひますね。

ですから、ここを持つている人たちは、この部分が大量に売られて、大量だから、この人たちが、その何というんでしょうか、経営権を握るような形になつていったとすると、その中に参加されなかつた、情報も事前に開示されなかつた、そういう人たちにとつてはこれ不利を被ることになるんじゃないですか。違いますか。

○政府参考人(三國谷勝範君) 公開買い付けということ、この仕組みにしましては、情報開示のほかにやはり他の株主の売却機会の確保と、こういうことが一つの大きな考え方でございます。

この中で、種類株式につきましては、それぞれ種類株式ごとにその売却が行われるということでございます。まして、二十五名未満の総株主の同意があれば、そこにつきましては公開買い付け手続は適用されないと、これが一つの仕組みでございます。

一方で、情報開示ということにつきましては、それぞれ切り口が異なりますけれども、例えば臨時報告書におけます主要株主の異動あるいは大量保有報告書、こういった形でそれぞれの観点から情報開示の仕組みがあるところでございます。

○櫻井充君 そういうやり方で本当にその少数株主が保護されるんですか。何回もお伺ひします。が、別な株式を持つている人たちがいて、例えばC種ならC種の株式そのものの自体的パイが絶対的に数が多くて、普通株式なら普通株式を持つている人たちが少なかつたとしますよね。そうすると、経営権なりなんなりは、コーポレートガバナンスが効けばですよ、そうするとそのC種株式を大量に保有した人たちの意見によつてその経営が行われていくような形、まあ取締役とかそういう人たちが決められていくんでしょう。

そういうことが行われていくということは、実はそのほかの一般の株主に対しては、一般の株主の方が実は数が多いんです、これは。今回のカネボウの例はですね。一般の人たちは山のようにいるわけですよ。ただし、後でそのC種の株式を大量に発行して、それを、ちよつと詳しい経過をしましたが、そういったものの売買を、株式の譲渡をしていくと。そのときに、大量に持つていたのがたしか産業再生機構とカネボウだったかトリニティだったか忘れましたが、たつた二つしかないんですよ。たつた二つしかないところだから二十

五人以下でやつていいと。一般の株主は山のようにいるわけですよ、何万人だったか何千人だったか忘れたけど。だけど、そういうことで大量に持つている人が二十五人以下だからそれでやつていいということになったら、一般の投資家の人た

ちは全く権利守られないんじゃないですか。もうちよつと時間がないので、最後、この点について、与謝野大臣、どう思われますか。

○国務大臣(与謝野馨君) 今の話はTOBのルールの話を言っているんで、株式が一人の方からこちらの方に移動するということによつて直ちに他の種類の株を持つておられる株主の権利が侵害されるということとは理論的には実は考えられないと。ということは、元々持つておられる方がおられるわけですから、仮に侵害されるとしたら、元々持つていないことが権利が侵害されていることになるんだらうと、理屈の上では。しかし、TOBのルールをここでは議論をしているんだらうと私は思つております。

○櫻井充君 TOBのルールを確かに議論しております。そのTOBのルールを議論している中で、今のよう二十五人以下であれば、しかも二十五人以下でその人たちが大量に持つていけば、あとは少ない株式を持つている人たちが山のようないたとしても、この人数からいけば圧倒的に多いけれど、あとは大量に持つている人たちがだけ優遇されればよいようなシステムになつてきています。そのシステムそのものの自体で、本当にC種以外のものを持つている人たちはそこに参加できないわけですから、そういった形でやるのが制度として保護されるのかどうかということを私は問うているだけです。

○国務大臣(与謝野馨君) 全株主に同意を取り付けるわけでございますから、全部の株主は自分の株を手放すという機会を当然持つわけですから、そういう意味ではTOBのルールとしてはフェアなやり方だと私は思つております。また、種類株で連う株を持つておられる、先生が言われる多数の株主というのは、元々それが、別の方が他の種類の株をどういうふうにも所有しているかということにはかかわりなく株主としての権利は存在しているんだと思つております。

○櫻井充君 ちよつと言ひたいことはあるんです

が、済みません、時間が来たので今日はこれで終わりにしますが、本日に松副大臣、それから小斉平政務官、前向きな御発言いただきまして、本日にありがとうございました。

○大門実紀史君 大門でございます。

私も、商品先物取引の不招請勧誘で質問をしようと思いますが、座っておられますか、先日の松副大臣、経済産業省の松副大臣の答弁に続いて、今日は今、農水の小斉平政務官から踏み込んだ、つまり商品取引所法の改正を検討する方向での前向きな踏み込んだ答弁があったわけですから、農水と経済産業省、役所の方から来ていただいております。もうそろそろ、ここまではっきりとした政治家、政治の方向として皆さんの政務官と副大臣が発言されているんですから、違う答弁をもうされるべきではないかと思いますが、農水と経済産業省、それぞれお願いいたします。

○政府参考人(迎陽一君) お尋ねは、商品先物取引の不招請勧誘の禁止を導入すべきではないかという御趣旨の御質問と理解をいたしますが、これにつきましては、商品取引所法につきましては、平成十六年において大改正を行いまして、これによる大改革が進行中でございます。したがって、これは実際にいろいろな効果を及ぼしております、業界におきましても新たなビジネスモデルを模索するなど極めて大きな変化が見られておるところでございます。

一般消費者向けの不招請勧誘禁止の御提案は、こうした状況の下で、平成十六年改正における勧誘規制の強化に重ねて、更に追加の規制強化をすべきか否かの御議論であると承知しておりますが、今般の改正法案の中で導入すべきとは考えておりません。

この理由については、何度か申し上げていることかもしれませんが、現在平成十六年の改正法を着実に実施している最中であるというふうなこと、それから不招請勧誘禁止の導入はおおよそ適合性原則が期待できない取引であるか否かとい

うのがポイントになると思いますが、正に商品取引所法におきましては、その適合性原則というのを法定いたしました、顧客への説明義務違反に対しては民事救済の容易化を手当てしたところがございます。

また、今般の今御審議いただいている法案で重ねて規制の強化が行われることになっておりますし、それからまた、金融庁の方で政令指定を予定されております店頭取引に関しては、店頭商品先物取引については既に個人向け取引そのものが禁止されているというふうなことでございます。

したがって、私どもとしては、平成十六年改正商品取引所法によつて、今後更に私どもとしても厳正にこれを執行していくということで、トランプの減少ということをもつて図つてまいりたいというふうな思つております。その上で、更にどのような勧誘規制が必要なのか、あるいは必要ないのか、これはそうした結果を踏まえてしっかりと見極めていくべき問題と考えております。

不招請勧誘の禁止につきましても、そうした作業の中の一つの案というふうなことで、今後考えていく問題であらうというふうな考えております。

○大門実紀史君 前段の方はもう何回も繰り返して聞いている話ですけども、要するに、私申し上げたいのは、この参議院のここの議論をずうっと積み重ねてきて、副大臣あるいは政務官がそれを踏まえて政治家としての判断を先ほど申された。ですから、ちょっと答弁書を読まないで、この議論を聞いていて、そういうことも検討する、視野に入れるべきだというふうに、皆さんのあれでしよう、皆さん、政務官より偉いんですか、副大臣より偉いんですか。そういう政治家の国会の判断を聞いて、取引所法の改正も視野に入れていくと、検討するというふうなことを、ちょっと答弁書読まないで、このよく流れを見て、何回も来られたわけでしょう。何か言うことはないのかと

いうことを聞いているわけで、今はだれですか、佐久間さんですか、じゃ、経済産業省迎さん、答弁書読まないで、ずうっと議論聞いていて何か思いませんか。

○委員長(池口修次君) 迎審議官。

○大門実紀史君 済みません。いいですか。

失礼しました、名前間違つて。佐久間さん。

○政府参考人(佐久間隆君) 平成十六年に商品取引法を改正いたしました、昨年施行をいたしましたところでございます。

○大門実紀史君 読まないでいいと言っているんだよ。

○政府参考人(佐久間隆君) ええ。その中で、今その施行を、新しい、認めていただいた様々な規制の強化というものに基づいて、今委託者保護の徹底のために検査体制の強化も含め取り組んでいるところでございます。

○大門実紀史君 これからどうするかということ。

○政府参考人(佐久間隆君) 施行一年を今そろそろ経たわけでございますけれども、その状況を、我々としても更にこの委託者保護の徹底をこの法律の厳正な施行によつて図つていきたいというところが現状でございます。(発言する者あり)

○大門実紀史君 今、助け船出しましたけれども、問題がもう出ていますけれども、問題が出れば取引所法の改正、検討に入ると、このことぐらい、同じレベルのことぐらい言えないんですか。

○政府参考人(迎陽一君) 先ほど私申し上げたように、厳正な執行によつて、今のレベルが不十分だという御意見はあろうかと思ひますけれども、過去よりも法改正によつてトランプの件数も減つていると認識しております、業界も変わりつつあるというふうな思つております。私どもとしては引き続きこれによつて問題を更にないようにしていくという所存でございます。それにつきまして、その上でもし、それは当然いろいろ、将来のことですから更にどのような規制が必要かと

いうふうなことは、それはその状況の推移を見て考えていくべき問題だというふうな考えております。

○大門実紀史君 もう後は本日に二階大臣にお聞きするしかない段階に來ているというふうな思ひます。

私、ずっと聞いていて不思議なんです。この不招請勧誘禁止を政治家の方が非常に何とかなきゃと思つていますけれども、役所の方が物すごい抵抗している。これは何なんだろうと。皆さんの言う理由は、今日、尾立さんも触れられましたが、要するに営業の自由に抵触する。ですから、個人の救済を、個人の被害予防、防止よりも業界の利益といひますか、営業の自由の方を優先していると、そんなことばかりおっしゃっているわけですね。営業の自由のことをおっしゃっているわけでございます。官僚が何でも営業の自由、業界の利益を国会の場で繰り返して繰り返して代弁しているのかということが今回非常に浮き彫りになっているわけですから、これも、業界の利益を皆さんが代弁しているというよりも、私はそれだけではなくて、皆さん自身の利益、皆さん自身の利益を守ろうとしているかと思ひます。

資料をお配りいたしました。藤末さんが取り上げられたその統編のようなものでございますけれども、今、理事会では商品先物取扱企業への天下り資料を要求しているところでございますが、私の方は取引所と業界団体の天下りを調べました。具体的には、農水省、経済産業省あるいは金融庁の審議会に意見を言つたり、審議会に参加しているのはこのメンバーでございます。具体的に政府に物を言っているのはここにいますメンバーでございます、個々の企業ではありません、であります。

そういうふうに見ていただきたいと思いますけれども、例えば東京工業取引所、これは金とかアルミとか原油とかゴムとかの商品先物をやって

おりますけれども、それと下の東京穀物商品取引所、これは農産物の先物をやっておりますけれども、この二つは去年の十月に金融審議会に意見書をわざわざ上げております。今回の投資サービス法に入れるなど、自分たちでやるんだと言っておりますし、今日午前中申し上げました経済産業省の中には産業構造審議会があります。その中に商品取引所部会があります。そこに参加しているのもこのメンバーでございます。具体的にはこのメンバーの意見が非常に強く皆さんの答弁にも反映されているわけでございます。

全国商品取引所連合会役員名簿、これは各取引所のトップが役員になっております。調べて見ますと、経済産業省、通産省、農水省の構造改善局長、この森實さんという人はあちこちでよくしゃべっている方でございますね。木村さんという人は衆議院事務局云々と書いてありますけれども、調査室と書いていますが、実は通産省出身でございます。ジェトロ出身でございます。野口さんもジェトロですね。和田さんも農水省、岩村さんも農水省、岩野さんも農水省、植田さんも通産省。升田さんだけ東京高裁判事でございますけれども、中村さんも農水省。天野さんは連合王国、つまりイギリスの大使となっておりますが、実はこの方は退職したときは経産省の大臣官房付でございます。

つまり、もう判事の方を除いてオール経産、農水というメンバーで取引所のトップが占められている。この人たちが意見を言っていて、今回の不招請勧誘だけではなくて、いろんなルールを自分たちの取引所法案の中でやっていくからかぶせるなどということをやってきたわけでございます。

下の方は業界団体で日本商品先物取引協会、これは八十数社をまとめている元締でございます。ここも副会長に経産省の大臣官房付で坂井宏さん。実はこの人、あしたの参考人質疑に出てこられます。いい度胸しているなと思いますけれども。そして、専務理事の山口さん、国土庁となっ

ていますが、この方は農水省が元の出身でございます。ほかのところも農水、経済産業。穀物市況調査会も国土庁になっていますが、実はこの方も農水省出身でございます。

ともかく、見事に全部経産、農水で占められていて、こういう人たちが政府の審議会の場に出てきて意見を言い、議論を左右しておりますし、皆さんの天下りの先になつていく。もうみんなぐるぐるでやっていると、私から言わせると。これが見てお分かりになるといふふうに思います。

今日来られている方も、佐久間さんも迎さんと大臣官房というところですけれども、見てもらったとおり、大臣官房というのは非常に危ないんです。こういう方々が、皆さんもそういうところに行きかねないといふふうに思います。

今日はこの問題は私は官僚の皆さんに、皆さん自身に聞いてみたいと思つて、副大臣とか要請しないで皆さん自身の、何といひますか、直の生の話を聞いてみたいといふことで政府参考人でお伺いしたいと思つて、肩の力を抜いて本音の話を聞かせてもらいたいと思つておりますけれども。

私は、ちょっと経過も調べてみましたけれども、見事に、このリストそうすけれども、経産と農水が見事に半々ずつポストを分けております。年によつて若干変わりますが、大体この中心部分はうまいこと農水と経済産業、元通産で半々に分けているといふんですね。

これは過去の天下り、談合、いろんな経験から言えることですが、二つの省が一つの業界に天下りポストを確保すると、これはどこかで調整しなければできません。どこかで相談をしてやっていると、過去の例からそういうことがあるわけでございますけれども、これはどこかで調整しているんじゃないでしょうか。農水省、こ

政府参考人(佐久間隆君) それぞれ取引所の役員の選任というのは、それぞれの取引所の会員組織として総意として選ばれていると、このように

思いますし、また、関係の団体も構成メンバーの総意に基づいてそれぞれ役員の選出というものが行われていると、このように理解しております。

○大門実紀史君 じゃ、経済産業省の方に聞きしますけれども、これ、普通にやっていると経産省と農水省でけんかになります。皆さんにとつては天下りポストというのは死活問題ですね。今年一つ多ければ来年一つもらわなきゃと、こういう世界がリアリティーでございます。経済産業省の方、迎さんですか、どうやってこういうふうなうまいこと振り分けられているか、お聞きになったことございませんか。

○政府参考人(迎陽一君) 基本的には、こうした方々が在籍をしておられるということは、個人的に有している知識、経験、能力と、それからこうしたポストに会員組織等という方を就けたいかというふうな御要望が一致した結果、適材適所ということと実現をしているものと思っております。

そして、今お尋ねの農水、経産というお話でございます。商品取引所に上場している商品が工業製品とそれから農業製品ございまして、また取引所もそういうふうな工業品の取引所、それから農産品の取引所なんかがあるというふうなことで、いろいろそれを束ねるような団体についてどういふふうな人を求めるかということをしていろいろその会員の方々がお考えになった結果ではないかといふふうに推測をしております。

○大門実紀史君 ですから、だれがお考えになつたんですかと聞いています。

○政府参考人(迎陽一君) 正にこういった機関の方々といふふうなことでございますんで、その会員で決定をしているといふふうな組織については会員の御意向といふことだろうと思つております。

○大門実紀史君 私は必ず調整システムがあるといふふうに思います。まだ資料出たばかりですから、引き続き調べて明らかにしたいと思つて

具体的にお聞きしますけれども、じゃまず農水の佐久間さんですけれども、このメンバーの中にあなたの大先輩とか先輩とか元上司おられるかも分かりませんが、直接面識のある方いらっしゃるかどうか。

○政府参考人(佐久間隆君) 私、元々は経済企画庁に採用されたので、この方たちには先輩はおられません。

当然ながら、農水産物の取引をやっております取引所の方々については、様々な機会を通じてお会いする機会がございますので面識は持っておりますし、また工業品をお扱いのところの方も、そういうような会合などの機会にお会いするといふようなところで面識のある方はおります。

○大門実紀史君 じゃ、経済産業省の迎さんの方はいかがですか。

○政府参考人(迎陽一君) ここにおられる方で私が役所に入りましてから通産産業省の方におられた時代もございまして、面識は持っております。それと同時に、私、現職に就きまして当然所管の審判官といふことで、こうした方々と面識は持っております。

○大門実紀史君 こういう天下りと皆さんの政策決定の関係、これ全くないといふふうに言えるんじゃないでしょうか。じゃ、今度は農水省、お願いします。

○政府参考人(佐久間隆君) 政策の決定については、幅広く関係者の御意見を伺つて、その現場を見て御見識をお持ちであるわけでありますから、当然こういう方々の意見というのは十分吟味されてしかるべきだと思います。その点におきまして、御見識といふのは尊重されてしかるべきだといふふうに考えております。

○大門実紀史君 天下り問題、いつもそういうふうな答弁でぐるぐる回るわけですが、これは非常に、私はこの問題、政治献金の問題もありましたけれども、ほかの問題よりもこの天下り構造が物すごく強く根っこにあると。これだけ見事

にこういう配分をして、これだけ、もうほかの省庁ありませんよ。全部農水と経産で占めていて、いうところからいくと、この天下り問題がこの問題の核心だというふうに、先ほどの政治家の答弁と皆さんがこだわることの違いはそこにあるというふうな指摘をしておきたいと思っています。

今日はこの問題はこれくらいにしておきますけれども、次は総理がひよつとしたらこの委員会に最後に出てこられるかも分からないというところもありますので、政治の問題として取り上げていきたいというふうに思います。

この商品先物の問題が不招請勧誘、ならないという問題ですけれども、私は金融庁が、ある意味では経済産業省と農水省に足下見られているんじゃないかなというふうに思うところも流れからいつてあるわけでございます。

つまり、日本の役所全体がまだまだ縦割りの領地主義になっておりますから、そういう関係で申し上げたいのは、今回の資料の二枚目に付けておりますけれども、投資サービス法に販売、勧誘ルールのところで、当初は、当初はといいますか、金融庁の気持ちとしては銀行の預金と保険も基本的に全部適用したいというふうな意図があったようにございますけれども、結局は投資性の高いものだけに単品で対象にしていこうということ、これでいきますとBの2案が一度提案されたわけですが、それは少なくともBの1案プラス投資性の高いものだけ預金と保険についてやると、そうになったわけでございます。この辺はやっぱ経済産業省、農水省からいけると、まず所管の銀行と保険会社、ちゃんと全部やってないじゃないかというふうな、まず自分たちのところをやつてからだろうというふうな気持ちがあったという点で、金融庁自身も自ら所管する銀行と保険に対して、きちつとこの販売、勧誘ルールをまず適用するというところに踏み出されるべきだったと思います。

これ、細かい結果申し上げませんが、四月二十八日にそういう提案をされておりますけれども、そのときにこの金融審議会の第一部会は、ほとんどの方が、ほとんどの方が、この金融庁がたたき台で出したB-2案の方、銀行も保険も原則適用といえますが広く適用すると、これにほとんどの委員の方は賛成されました。議事録読めば分かります。反対したのは、唯一銀行業界の代表のみずほ銀行の方と、保険業界代表の日本生命の方と、このお二人、ほとんどこのお二人だけでございます。大森市場課長が雑誌の座談会でも私が言ったようなことをはつきりと言っておられると。

つまり、金融庁は金融庁で、まあ金融庁が頑張つておられるのは私評価していますけれども、最後のところでやっぱ業界の意見でこのB-2案にしなかった。業界に配慮したんじゃないかというふうな思うわけでございますけれども、その辺のところを簡潔にお答えいただければと思います。

○政府参考人(三國谷勝範君) 金融審議会の報告につきましましては、いろんな経緯、議論を経まして昨年七月の中間整理の段階、それから昨年の報告という段階になっているわけでございます。なお、昨年の中間整理におきましては、銀行法や保険業法についても、販売、勧誘等に関するルールなどについて投資サービス法と一元化することについて検討を行うべきとされていたところでございまして、預金、保険全般を対象範囲とするというふうな方針が固まっていたわけではございません。

なお、昨年十月に再開された第一部会では、中間整理におきまして対象範囲となる商品についての基準の一つとして示されておりましたより高いリターンを期待してリスクを取るものについて更に検討を進め、そこにおけるリスクとリターンについてそれぞれ、リスクは市場リスクと信用リスク、リターンにつきましましては金銭的収益の期待、こういった整理を行ったところでございます。

の結果、十二月の第一部会の報告では、具体的な商品の対象として、預金については外貨預金及び円建てデリバティブ預金、保険については変額保険・年金及び外貨建て保険を投資性の強い預金、保険として対象とすることが適当とされたところでございます。

○大門実紀史君 そんな答弁聞いているわけじゃないですね。なぜ、たたき台といつても金融庁が提案されるときはやる気がなきや出しません、やる気がなきや出しません。しかも、委員の方大多數が賛成だと。銀行も、保険にも、販売、勧誘ルール原則適用というのは賛成だという意見が多かったにもかかわらず、たった二つの、二人の業界団体の意見で結局引つ込めたという形になっているわけでございます。

私、この問題でも天下りがやっぱ背景にあるんですよね。みずほ銀行には元国税庁長官が二人も天下りをしておられますし、日本生命には経済産業省の事務次官が天下りをしております。

ついでに言えば、先ほど藤末さんの証券取引所の天下りのときにいろいろ出ていましたけれども、ここに座つておられた日本証券業協会の副会長の増井さんですね、増井さんは三國谷さんの、前総務局長ですね。

だから、もうあつちこつちに皆さん天下りしている。そうすると、やっぱそこから、業界の最終的な拒否というのとはなかなか突破できないというところになっているというのは、私はほかの行政に比べてこの間の金融行政は評価しておりますけれども、金融庁の中でもそういうことが起きていくというのを心配もしておりますし、これからはそういうことがないようにしてもらいたいというふうに思います。

いずれにせよ、この共通する問題が天下りというところが明確にあるということを指摘して、天下りを早く禁止しなければいけないということを申し上げて、時間となりましたので、私の質問を終わります。

○糸数慶子君 無所属の糸数です。お伺いいたします。

本日、金融庁から、中央青山監査法人に対する行政処分についての資料が提出されました。内容のポイントは、第一に、この処分が旧法の規定に基づいて行われたこと、しかしながら、第二に、この処分はより厳しい基準である平成十七年の三月三十一日の「公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方について」に基づいており、業務停止二か月にされた加重・軽減要因を述べています。

そこで、中央青山の処分にかかわる問題につきまして、何点かお伺いしてまいりたいと思います。

去る五月十日、金融庁は中央青山監査法人に対し、二か月間の業務停止処分を行いました。処分理由は、カネボウの平成十一年三月期から平成十五年三月期までの各有価証券報告書の財務書類の虚偽記載に対し、監査法人側が虚偽がないものとして証明したこととあります。

新聞報道によりますと、カネボウの粉飾決算が発覚したのが平成十六年十月であるにもかかわらず、金融庁は公認会計士三名が起訴されました平成十七年十月から調査に入っていたとありますが、この辺りの事実関係についてまずお伺いいたします。

個別事案についてはお答えになりにくいかもしれませんが、粉飾決算の発覚から、金融庁としてもう少し迅速な対応ができたのではないかと思います。

そこで、これまでの処分事案について、過去平均的にどの程度の期間が掛かっているのか、またこれに短縮するような方向での取組が進められないか、併せてお伺いいたします。

○政府参考人(三國谷勝範君) 恐縮でございます。個別事案の調査過程の詳細についてお答えをすることは差し控えていただきたいと思います。存じますが、当庁といたしましては、日々広く情報収集

等を行います中で、公認会計士法上、虚偽証明等の法令上問題となる事実があると思料されるときは、監査法人等がどのような監査を行ったのかについて関係者に対する審問等の調査を行うこととされているところでございます。

次に、証券取引等監視委員会におきましても、公認会計士等に犯罪事件の嫌疑があれば、必要な犯罪調査を行っているところでございます。

今回のカネボウ事件でございますが、証券取引等監視委員会における調査が行われ、その結果として、カネボウの会計監査人である公認会計士四名について、虚偽記載罪に係る共同正犯の事実が判明したとして昨年九月に告発が行われているところでございます。

金融庁といたしまして、平成十七年五月に、カネボウによる訂正報告書の提出を受けまして、訂正経緯等について中央青山監査法人に對しまして公認会計士法上の報告徴求を行いましたほか、十月に会計士三名が起訴された直後からは、関係者に対する審問を行うなど、必要な調査を行ってきたところでございます。

処分に要する期間につきましては、事案によって様々でございますが、一概に申し上げることは困難でございますが、今後とも、法令に照らし問題となる事案があれば、こうした方針の下で適切に対処してまいりたいと考えております。

○糸数慶子君 中央青山監査法人の業務停止期間中の監査のため、一時監査人を探さなくてはならない企業が多数あるかと思われまします。報道によりますと、法務省は、一時監査人を適切な時期に見付けられなかった企業に對し処罰は今回は行わない方針のようですが、今後同じような事案が起る可能性を考慮し、監査人の変更等がスムーズにできるような体制を整備するためには金融庁はどのような方策をお考えなのか、お伺いいたします。

例えば、中小の監査法人にある程度の規模を持つように合併を促したり、監査の断絶を防ぐ枠組

みを設けるなどにより監査法人の交代を円滑にするという方法も一つには考えられるのではないかと思います。この点、金融庁の見解をお伺いいたします。

○政府参考人(三國谷勝範君) 御指摘のとおり、今回の業務停止処分に伴いまして、株主総会で会計監査人の変更を決議しない場合に、中央青山監査法人が七月に会計監査人の資格を失うことになることは事実でございます。その場合、会社法の規定によりまして、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監査役は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないこととなっております。

監査人の変更、一時会計監査人の選任につきましては、基本的には、まず第一義的に各企業において実情に即した判断が行われることが望ましいと考えておりますが、日本公認会計士協会においても相談窓口が設けられているところでございます。私どもの方としても相談窓口等も開いているところでございますが、こういったことも活用しながら、企業において真剣に検討いただきたいと考えているところでございます。私どもとしても、その動向については十分注視してまいりたいと考えております。

なお、中小監査法人の合併のことでございますが、これはやはり基本的にはそれぞれの経営判断にゆだねられるものでありまして、当庁といたしましては、それを直接あつせん、促進するようなことは考えておりませんけれども、監査法人制度全体の在り方につきましては、今後ともいろいろな形から検討してまいりたいと思っております。

○糸数慶子君 今回のその処分を受けて、中央青山監査法人と業務提携を行っているブライスコーターハウススクーパースは新たに監査法人を設立するようですが、今後その監査法人に對する同様の処分があった際に、その顧客や社員がそのまま新しく設立される監査法人に流れ込むということになれば、いわゆる受皿法人となってしまう

可能性があると思われまします。そうしますと、監査法人の業務停止処分は単なる看板の付け替えにすぎず、処分の効果が十分に表れないおそれがあるのではないかと懸念が生じます。

今回の事案について当初そのような見方もありましたが、まず、今回の新法人についてどのような対処をされるのか。また、今後その処分を行った場合の新法人の設立や会計士の移籍などに何らかの条件などが設けられることは考えられないか、お伺いいたします。

を科すことは検討すべきとの議論があることは承知をしております。また、証券取引等監視委員会からも先般、四月二十一日、民事・行政責任のほかに刑事責任を含めた監査法人の責任の在り方について総合的な検討を行うよう建議を受けているところでございます。

一方、一般論として申し上げれば、新たに刑事罰等を設けることについては法制的に十分慎重な検討を要する、そのように考えております。

金融庁としては、金融審議会公認会計士制度部会を再開し、監査法人制度等の在り方についての総合的な検討に着手したところでございまして、今後、同部会において幅広い観点から御審議をいただきたいと思います。

○糸数慶子君 今回の業務停止処分につきまして、解散命令に等しいとの声もあるようですが、また大手監査法人への業務停止処分は監査対象の企業などに対して大きな混乱を招く可能性のあることが今回の処分からも明らかになったと思われまします。

今後、その処分の程度を様々な段階に分ける必要があるのではないか、例えば業務改善命令などをつくるべきではないかとも考えられますが、金融庁の御見解をお伺いいたします。また、課徴金などの経済的制裁は監査対象企業への影響が小さいという意味でも効果的と考えますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(与謝野馨君) 監査法人に対する行政処分の在り方について、御指摘のように現行法制の枠組みにおける戒告や業務停止等以外に何らかの措置を設けるべきではないかといった御議論があることは承知をしております。このような論点も含めまして監査法人制度等の在り方については、今後金融審議会公認会計士制度部会において幅広い視点から御審議をいただきたいと思います。

なお、現行の法令においても、監査法人が法令に違反したとき、又は監査法人の行う監査証明業

務が著しく不当と認められる場合において、同法人の業務の適正な運営を確保するために必要であると内閣総理大臣が認めるときは、同法人に対して必要な指示ができるとされており、必要があればこうした措置も活用していきたいと考えております。これは、公認会計士法第三十四条の二十一の規定でございます。

○糸数慶子君 よろしく願います。

次に、米軍再編に係る閣議決定について伺います。

防衛庁の額賀長官は、名護市の島袋市長とのキャンプ・シュワブ沿岸への移設合意、これは二本の滑走路をV字型とする新沿岸案ですが、その合意においてさきのその閣議決定を踏まえると確約し、さらに稲嶺知事との基本確認書においても同様にさきのその閣議決定を踏まえるという文言が明記されています。

そこで、防衛庁に伺いますが、今回の閣議決定ではさきの閣議決定を廃止するとありますが、なぜ廃止としたのか、明確な御説明をお願いいたします。

○政府参考人(大古和雄君) お答えいたします。

先生御指摘の平成十一年の閣議決定であります。普天間飛行場の移設に係る政府方針でございますけれども、これにつきましては、この飛行場をキャンプ・シュワブ水域内の名護市の辺野古沿岸域に移設するとの方針の下で安全・環境対策や地域の振興等について規定していただいております。

他方、去る五月三十日の閣議決定につきましては、政府としては従来の普天間飛行場代替施設の案を変更いたしまして、この五月一日に日米安全保障協議委員会において承認された案を基本として、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の立場や普天間飛行場の移設に係る経緯を踏まえましてというところ、それからまた具体的な代替施設の建設計画、安全・環境対策及び地域振興につきましては沖縄県及び関係地方公共団体と協議機関を設

置して協議して対応することとしております。このように、今般の閣議決定につきましては、従来の政府方針に代わるものとしての位置付けを明確にするとの観点から従来の政府方針を廃止する旨を明示したものでございます。

○糸数慶子君 よく分からない答弁なんです。次の質問もさきの閣議決定と関連いたします。

普天間飛行場の移設に係る政府方針においては、基地の使用協定の締結も明記されておりました。住民の生活に重大な影響を与える事態は基地への立入りや基地司令官への申入れ等を内容とする使用協定の締結ですが、ところが、今回の閣議決定ではこの使用協定の締結が削除されております。この点につきまして島袋市長は、使用協定の締結は確約済みとの認識を示しており、使用協定の文言が削除されていることに不満を表明し、改めて要求したいというふうに発言しています。

基地の使用協定の締結は、住民側からいいますと日常生活を守るよりどころでありますし、基地被害から命と暮らしを守るための手だてになります。このような地域住民にとって重要な事項をなぜ削除したのか疑問であります。

そこで、基地の使用協定の締結を削除したその理由、何でしょうか、説明をお願いいたします。

○政府参考人(渡部厚君) お答えいたします。

使用協定の件でございますけれども、五月三十日の閣議決定におきましては、普天間飛行場の移設について五月一日のいわゆる2プラス2において承認されました案を基本といたしまして、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の立場並びに普天間飛行場の移設に係る施設、使用協定、地域振興等に関するこれまでの協議の経緯を踏まえて進めることとしておりまして、御質問の使用協定にもこの部分で言及しているところでございます。

また、普天間飛行場の代替施設の使用協定につきましては、去る四月七日に名護市長と防衛庁長官の間で締結いたしました基本合意書におきまして、政府は、平成十四年七月二十九日に合意した

代替施設の使用協定に係る基本合意書を踏まえ、使用協定を締結するものとするとしていたところでございます。今申し上げました閣議決定あるいは基本合意書を踏まえまして、今後適切に対応してまいりたいと考えております。

○糸数慶子君 今後適切に対応していくというふうにおっしゃっていらつしやいます。なぜ沖縄県側が望んでいる使用協定の締結を明確にその文言の中にお書きになれないんでしょうか、再度お伺いいたします。

○政府参考人(渡部厚君) これは、今回の閣議決定につきましては、平成十一年の閣議決定と異なりまして、普天間飛行場の代替施設の建設というところに限定したものでございせん。そういう関係もございまして、先ほど触れましたように、使用協定というところには触れておりますけれども、平成十一年の閣議決定の書きぶりとは違っているというところでございます。

○糸数慶子君 今回の閣議決定では沖縄県や関係市町村との協議機関の設置が書き込まれていますが、沖縄県や名護市は既にこの協議機関への不参加を表明しています。この事態はいかに閣議決定が地元の意向を無視したものであるかを物語っております。

先ほど御質問いたしましたけれども、使用協定のその文言も明言をしていないという、その一つから取り上げても、正に地元の不満というのが、この協議機関への不参加を表明しております。協議機関を設置し、協議していくといつても、沖縄県と名護市が不参加では協議のしようもありません。このことから考えましても、沖縄県と名護市が不参加の場合、どのように対処していくのか、お伺いいたします。

○政府参考人(渡部厚君) お答えいたします。

協議機関への参加ということでございますけれども、先般の閣議決定におきましては、普天間飛行場代替施設につきましては、具体的な建設計画、安全・環境対策及び地域振興については、沖

縄県及び関係地方公共団体と協議機関を設置して協議し、対応するものとするというふうに規定されているところでございます。

それで、沖縄県と名護市の対応ということでございますけれども、五月三十日の米軍再編に関する閣議決定にしまして、稲嶺知事は同日、記者の求めに応じまして、いわゆるぶら下がりの取材でございますけれども、そこで、閣議決定は政府がなされることであり、国の考え方であることは十分理解。二つ目としまして、県は基本的な考え方を今後とも主張していく。三番目としまして、協議の場については関係市町村と連携を取りながら話をしていく旨を述べておられます。

また、島袋名護市長は協議機関に参加する旨を述べておられたということも承知しております。政府といたしましては、四月七日の名護市及び宜野座村との基本合意書、それから五月十一日の沖縄県との基本確認書を踏まえまして、沖縄県、名護市等の関係地方公共団体と様々なレベルで協議を行ってきたわけでございますが、それぞれの立場を踏まえて今回の閣議決定を行ったというものでございます。

今後とも、沖縄県、名護市及び宜野座村との確認あるいは合意した内容の実現を図るために、引き続き協議を続けるとともに、今回決定しました閣議決定の内容を着実に実施してまいりたいと考えております。

○糸数慶子君 今回の閣議決定によりまして、普天間飛行場の危険性はそのまま放置され、住民の命と暮らしを守ることができません。もし再び米軍ヘリや飛行機の墜落事故が起きた場合、だれがその責任を負うのでしょうか。政府はそのことを肝に銘じていただきたいと思っております。

沖縄県の稲嶺知事は、この閣議決定に対するコメントの冒頭、県や地元関係市町村と十分な協議が行われたとは言えない中でこのような閣議決定がなされたことは極めて遺憾であると不満を表明しております。名護市の島袋市長も同様に、納得

できないとしております。なぜ、地元との調整が不十分なまま閣議決定を急いでいるのでしょうか。理解できません。地元との調整を最優先させるべきであり、十分な協議を尽くして地元の意向を反映させてこそ協力が得られると思います。その点、今回の閣議決定は手順において重大なミスを感じています。

一九九九年、平成十一年の閣議決定「普天間飛行場の移設に係る政府方針」と比較しても、今回の閣議決定は地元との協議や、それから調整や内容等において明らかに後退しています。全く地元の意向が反映されない、そういう状況で県民の声を無視して進められた閣議決定であるということ強く申し上げて、次の質問に移りたいと思います。

次に、米軍基地の環境汚染問題についてであります。具体的な米軍基地の環境汚染で四つの事例をまず挙げますと、一点目に、一九九九年、読谷村の嘉手納弾薬庫の一部返還地域から六価クロムが検出されました。地主からの再調査の依頼について、当時の野中広務沖縄開発庁長官は、参議院行革特別委員会の中で照屋寛徳氏の質問に対して、調査は米軍の使用実態を考慮して適切に実施されており、再調査を行う必要はないと答弁されました。このような米軍側の意向に沿った政府側の答弁は今も過去も変わっておりません。

二つ目は、以前にも質問いたしました、アメリカの海兵隊のキャンプ・コートニー、これは沖縄県うるま市にございますが、ここでの鉛汚染の発覚であります。この汚染問題は、日米合同委員会の下にある環境分科委員会のテーブルにはのっているようですが、この詳細は明らかにできないとして、沖縄県の基地への立入調査にしても、国の回答はありません。私の質問主意書に対して、この答弁の内容ですが、これを公にすることは合衆国政府との信頼関係が損なわれるおそれがあるとして、このことに対しての答弁がございませ

三つ目は、二〇〇三年に返還されましたキャンプ桑江北側跡地の方から砒素や鉛や六価クロムが検出されました。環境基準値の二十倍を超える鉛を始め、特定有害物質の砒素や六価クロムが含まれています。

そして四つ目は、旧米軍恩納通信所でございますが、そこからPCBが発見されて、現在、自衛隊の恩納分屯地に収納されております。

以上、いろいろ挙げましたけれども、これ以外にもまだあらゆる汚染問題がございまして。政府はその汚染処理問題について取り組まれておりますが、問題は、その環境汚染の実態であります。

そこで防衛庁にお伺いいたしますが、この四つの事例を含め、政府として把握されている環境汚染の件数を教えていただきたいと思います。

○政府参考人(渡部厚君) お答えいたします。

防衛施設庁といたしましては、在日米軍施設・区域の提供、返還等を所掌する立場から環境問題について取り組んでまいっているところでございまして、このため、施設・区域からの環境問題につきましては、累次の機会に米側に對しまして、環境保全へ配慮するよう、さらには環境汚染事故が発生しました場合には再発防止等の適切な措置をとるよう申し入れているところでございます。

また、当庁におきましても環境問題に對して対策を講じているところがございます。御質問の主な環境問題の例といたしましては次のようなケースがございます。

まず、現在提供している施設・区域につきましては、キャンプ・シユワブ、キャンプ・ハンセン及びギンバル訓練場におきまして、これまで米軍の訓練等によりまして訓練場内の一部が荒廃し、降雨時に、雨が降った場合に周辺河川等へ赤土流出防止のための緑化工事等の障害防止事業を実施いたしております。

次に、キャンプ瑞慶覧におきましては、これまで米軍の運用等によりまして河川等への油流出事

故が発生していたところ、平成十一年度から平成十二年度にかけまして油流出事故の防止のための油分離施設を設置いたしております。

なお、キャンプ・コートニー水域につきましては、平成十三年二月、報道等によりましてクレイ射撃の鉛弾によるヒジキの鉛汚染問題が指摘されたところでございますけれども、平成十四年六月の日米合同委員会環境分科委員会の日本側関係者、関係省庁によりまして調査の結果、食品衛生上の観点からは人の健康に影響を与えるものではないということを確認されております。

以上、現在提供しております施設・区域につきましては五件ということで把握しているところであります。

他方、既に返還された施設・区域につきましては、これらにつきましては返還に伴う原状回復措置を行っているわけでございますけれども、こうした返還の跡地におきまして土壌汚染等が発見されました場合には、国の責任におきまして適切に処理しているところでございます。

具体的には、平成十一年三月に一部返還された嘉手納弾薬庫地区跡地におきまして、先生御指摘のように同年六月に六価クロム及び鉛が検出されております。

また、昭和五十六年十二月に返還されましたキャンプ瑞慶覧跡地におきましては、平成十四年一月にドラム缶あるいはタール状物質の漏出が発見されました。

また、平成十五年三月に一部返還されましたキャンプ桑江跡地、それから陸軍貯油施設の跡地におきまして、同年の十一月以降、鉛、砒素、六価クロム及び油分土壌、油でございますが、油分土壌が確認されております。

これらにつきましては、いずれも国の責任におきまして適切に処理したところでございます。

なお、先生御指摘ございました恩納通信所跡地でございますけれども、ここにつきましては建物等の取壊し工事を実施しておりますところ、平

成八年三月に汚水処理槽内の汚泥から基準値を超えるPCB及び水銀等が検出され、当該汚泥につきましては、現在、航空自衛隊の恩納分屯基地において適切に保管しているところでございますが、当該返還跡地における土壌汚染等調査の結果、土壌及び水質からは特定の有害物質による汚染は確認されていません。

以上のように、返還されております施設・区域につきましても五件把握しているところでございます。

○糸数慶子君 今、環境汚染の実態を御紹介いただきましたけれども、実際にこういう返還された跡地、そして現在米軍が使用している基地の中にもかなりの環境汚染がございまして。

環境省の方も、日本環境管理基準という環境マニユアルに沿っていろいろやっていると伺っておりますけれども、環境省の働きもさることながら、やはり現在の、今の環境基準の中において、返還された跡地からのこういう問題、国が実際にその処理を、クリーンアップとしての処理を行っていくという状況ではございますが、実際に地元県民が使用する段階になって発見されていくような環境汚染の実態もございまして。

これ以上この沖縄県に新たな基地被害、環境問題、あらゆることを米軍の基地が存在するために押し付けていくようなことは決してやっていただきたくない、そんな思いも込めて、今回の閣議決定の在り方、そしてこれから米軍再編にかかわる沖縄県の基地負担、これ以上の負担は本場に納得できないという思いを込めて質問させていただきます。

ありがとうございます。

○委員長(池口修次君) 三案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後六時一分散会

〔参照〕

(峰崎直樹委員資料)

平成18年6月1日
参議院 財政金融委員会 資料
民主党・新緑風会 峰崎直樹

* 下記資料出所は、豊和銀行の有価証券報告書、決算短信、営業報告書等及び金融庁発表資料を基に、峰崎事務所作成

1. 豊和銀行自己資本比率推移

(単位: %)

項目	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
自己資本比率	7.94	7.13	7.40	7.51	6.87

2. 豊和銀行連結貸借対照表

(単位: 十億円)

資産	16年3月期 実績	17年3月期 実績	18年3月期 未監査
現金預け金	49	48	79
有価証券	82	90	88
貸出金	412	420	370
その他資産	8	3	3
不動産	10	10	11
繰延税金資産			
支払承諾見返	6	5	4
貸倒引当金	-14	-17	-23
合計	560	566	535

(十億円)

負債・資本	16年3月期 実績	17年3月期 実績	18年3月期 未監査
預金	521	530	515
社債	0	0	7
コールマネー等	5	5	0
その他負債	4	4	2
繰延税金負債	1	1	1
支払承諾	6	5	4
負債合計	537	545	530
資本金	8	8	8
資本剰余金	6	6	6
利益剰余金	7	5	-11
土地再評価差額	2	2	2
資本合計	23	21	5
負債資本合計	560	566	535

3. 豊和銀行連結損益計算書

(単位: 十億円)

項目	16年3月期 実績	17年3月期 実績	18年3月期 未監査
経常収益			
貸出金利息			
有価証券利息・配当金	1	1	1
投資提供収益	1	2	2
その他	2	0	1
経常収益合計	16	15	15
経常費用			
預金利息	0	0	0
役員取引等費用	-1	-2	-1
営業経費			
与信関連費用	-6	-7	
その他	-2	-1	-1
経常費用合計	-16	-18	-28
経常利益	0	-3	-13
特別利益			
特別損失	1	0	2
税金等調整前当期純利益	0	0	0
法人税等	1	-3	
当期純利益	-1	1	
当期純利益	0	-2	

平成18年6月1日
参議院 財政金融委員会 資料
民主党・新緑風会 峰崎直樹

4. 豊和銀行営業経費 (単位)

(単位:百万円)

科目	16年3月期	17年3月期
給料手当	3,429	3,439
退職給付費用	556	367
役員退職慰労金費用	27	32
福利厚生費	53	49
減価償却費	388	463
土地建物機械賃借料	431	440
営繕費	55	78
消耗品費	149	163
給水光熱費	87	88
旅費	29	31
通信費	171	169
広告宣伝費	162	153
租税公課	425	476
その他	2,121	2,232
合計	8,090	8,166

5. 豊和銀行における不良債権

(単位:百万円)

項目	16年3月期	17年3月期
一般貸倒引当金繰入額	442	3,088
貸出金償却	4	4
個別貸倒引当金繰入額	4,086	4,110
バブルセール売却損	24	72
合計	4,556	7,274

平成18年6月1日
参議院 財政金融委員会 資料
民主党・新緑風会 峰崎直樹

6. 豊和銀行主要経営指標推移

(百万円)

項目	13年3月期 実績	14年3月期 実績	15年3月期 実績	16年3月期 実績	17年3月期 実績
経常収益	16,626	16,509	15,608	16,059	15,335
経常利益	636	-6,900	1,263	408	-2,821
当期純利益	41	-3,241	446	366	-1,720
純資産	26,298	22,841	22,631	22,620	21,005
総資産	570,596	550,093	557,929	559,667	565,940

7. 豊和銀行貸出先残高明細

順位	業種	百万円	%
1	各種サービス	67,535	16.08
2			
3			
4			
5	地方公共団体	31,223	7.43
6	製造業	21,886	5.21
	その他	166,122	40.26
	合計	420,078	100.00

平成 18 年 6 月 1 日
参議院 財政金融委員会 資料
民主党・新緑風会 崎崎直樹

8. 豊和銀行資産査定

(単位:百万円)

資産査定	16年3月期 連結	17年3月期 連結
破産更正債権等	14,370	10,700
危険債権	8,117	9,735
要管理債権	7,320	16,449
小計	29,808	36,885
正常債権	389,150	389,941
合計	418,958	426,826
金融再生法開示債権比率	7.09%	8.64%

9. 豊和銀行資産査定

平成17年3月期

(単位:百万円)

【資産査定】	単体	担保保証等	回収懸念額	貸倒引当金	引当率 (%)
破産更正債権等	10,625	4,169	6,455	6,455	100.00
危険債権	9,688	4,475	5,214	4,237	81.26
要管理債権	16,380	3,210	13,179	5,277	40.04
小計	36,704	11,854	24,849	15,970	64.27
正常債権	389,642				
合計	426,346				

10. 豊和銀行資産自己査定

平成17年3月期

(単位:百万円)

【自己査定】	非分類	第二分類	第三分類	第四分類	合計
破産債権	1,766	696	0	0	2,462
要管理破産債権	4,888	3,274	0	0	8,162
破産懸念債権	5,071	3,641	976	0	9,689
要注意債権	7,412	40,365	0	0	47,777
正常債権	358,254	0	0	0	358,254
総与信残高	377,393	47,977	976	0	426,347
構成比(%)	88.52	11.25	0.23	0.00	100.00

平成 18 年 6 月 1 日
参議院 財政金融委員会 資料
民主党・新緑風会 崎崎直樹

11. 豊和銀行主要経営指標推移

(百万円)

項目	17年3月期 実績	18年3月期 未監査
経常収益	15,335	15,592
経常利益	-2,821	-12,724
当期純利益	-1,720	-15,399
純資産	21,005	5,056
総資産	565,940	535,184

12. 豊和銀行繰延税金資産推移 (連結)

(単位:百万円)

内訳	16年3月期 監査済	17年3月期 監査済	17年3月期 訂正報告書	18年3月期 未監査
繰延税金資産				
貸倒引当金限度超過	5,003	6,834	6,394	8,703
減価償却超過	145	150	150	137
退職給付限度超過	213	230	230	221
有価証券償却否認	385	316	316	252
その他有価証券評価差額	509	360	360	824
その他	384	363	363	260
繰越欠損金	0	0	0	2,134
評価性引当金	0	0	0	1,008
繰延税金資産合計	6,839	8,353	7,816	3,427
繰延税金負債				
その他有価証券評価差額	-377	-512	-512	-666
繰延税金資産純額	6,202	7,841	7,304	2,761

13. 豊和銀行退職給付債務 (連結)

(単位:百万円)

区分	16年3月期 実績	17年3月期 実績	18年3月期 未監査
退職給付債務	-3,361	-3,203	-2,862
年金資産	1,071	1,229	1,390
未精立退職給付債務	-2,289	-1,973	-1,471
会計基準変更時差異未処理額	1,032	938	844
未認識数理差異	722	461	84
未認識過去勤務債務	0	0	-1
退職給付引当金	-534	-573	-544

(基礎的事項)

割引率	2.0%	2.0%	2.0%
期待運用収益率	2.0%	2.0%	2.0%
数理差異処理年数	15年	15年	15年
変更時差異処理年数	15年	15年	15年

14. 豊和銀行自己資本 (H17.3期会計処理変更)

(単位:百万円)

資本の部	17年3月期
資本金	7,700
資本剰余金	8,401
利益剰余金	4,864
土地再評価差額	1,861
その他有価証券差額	224
自己株式	-46
合計	21,005

修正項目

a 18年3月期損失	-17,700
b 繰延税効果資産・資産性否認	-7,304
c 未処理退職給付債務	-1,399
正味債務超過額	-5,398
西日本シティ銀行出資予定額	3,000

15. 豊和銀行H18.3期 修正自己資本

(単位:百万円)

資本の部	17年3月期 実績	18年3月期 未監査
資本金	7,700	7,700
資本剰余金	8,401	6,401
利益剰余金	4,864	-10,522
土地再評価差額	1,861	1,767
その他有価証券差額	224	-232
自己株式	-46	-58
合計	21,005	5,096

修正項目

a 18年3月期損失	-17,900	0
b 繰延税効果資産・資産性否認	-7,304	-3,427
c 未処理退職給付債務	-1,399	-928
d 債権譲渡益否認	0	-2,259
正味債務超過額	-5,598	-1,558
西日本シティ銀行出資予定額	3,000	3,000

平成18年6月1日
参議院 財政金融委員会 資料
民主党・新緑風会 林崎直樹

1.6. 金融機関別貸金・不良債権比率・貸倒引当率
平成17年3月期

金融機関	数	貸出金 億円	不良債権 管理費 億円	不良債権 率 %	貸倒 引当金 億円	貸倒 引当率 %
都市銀行	6	1,959,940	62,100	3.17	40,770	65.7
長期信用銀行等	2	60,490	1,490	2.45	2,560	174.3
信託銀行	5	340,510	9,320	2.74	4,040	43.3
郵政・長債銀等・信託小計	13	2,360,950	72,900	3.09	47,390	65.0
地方銀行	64	1,374,920	75,840	5.52	29,380	38.7
第二地方銀行	48	403,400	25,590	6.34	8,220	32.1
地域銀行小計	113	1,831,540	102,490	5.60	37,960	37.0
全国銀行合計	126	4,192,490	175,390	4.18	85,350	48.7
信用金庫	299	683,800	55,470	8.00	15,100	27.2
信用組合	176	97,360	11,660	11.98	3,500	30.0
その他	62	410,800	15,890	3.87	8,590	54.1
協同組織金融機関小計	537	1,201,960	83,020	6.91	27,190	32.8
預金取扱金融機関小計	683	5,394,460	258,410	4.79	112,540	43.6

9

(藤末健三委員資料)

証券取引所の比較

2006/06/01
財政金融委員会配布資料
藤末 健三

	東京 証券取引所	ニューヨーク 証券取引所	シカゴ 商業取引所	ロンドン 証券取引所	ドイツ取引所	ユーロネクスト	シンガポール 証券取引所	香港 証券取引所
	Tokyo Stock Exchange	New York Stock Exchange	Chicago Mercantile Exchange	London Stock Exchange	Gruppe Deutsche Boerse	Euronext	Singapore Exchange	Hong Kong Exchanges
株式	○	○	×	○	○	○	○	○
デリバティブ	×注2	×	○	△	△	△	○	○
金融先物	×注2	×	○	△	△	△	○	○
農産物先物	×	×	○	×	×	△	×	×
工業先物	×	×	○	×	×	×	×	×
設立形態	株式会社	株式会社	株式会社	株式会社	株式会社	株式会社	株式会社	株式会社
上場	非上場	上場(2006)	上場(2002)	上場(2001)	上場(2001)	上場(2001)	上場(2000)	上場(2000)
取引所時価総額 注5	#N/A	7,048		2,416	9,590	4,990		
上場会社数	2,372	2,176	#N/A	3,169	757	1,225	680	1,143
内外国企業	27	450	#N/A	334	111	266	216	9
同比率	1.1%	20.7%	#N/A	10.5%	14.7%	21.7%	31.8%	0.8%
上場会社時価総額	49.10	143.30	#N/A	34.26	14.70	32.55	3.08	12.58
注1 取扱い商品 ○: 本体によるもの、△: 関係会社によるもの、×: 取扱いなし								
注2 東証の金融先物に×を付したが、株式指数先物、債券先物など有価証券にかかわるデリバティブは上場されている								
注3 上場・非上場区分表記の○内は上場した年								
注4 上場会社時価総額の単位は、億米ドル、2006年4月末								
注5 単位: 100万ユーロ、NYSEは2006年5月30日、他は2005年末のデータ、出典: 野村資本市場研究所資料、国会図書館資料								
注6 各取引所、国際取引所連合(WFE 世界57取引所の団体)ホームページより作成								

出典: 国会図書館作成資料に基づき、藤末事務所作成

各取引所の省庁OB数

2006/06/01
財政金融委員会配布資料
藤末 健三

	東京証券	札幌証券	東京金融先物	JASDAQ
財務省OB数(役員数)	1(1)	1(1)	2(2)	2(2)

	名古屋証券	大阪証券	福岡証券
財務省OB数(役員数)	1(1)	3(3)	1(1)

	東京穀物商品	関西商品	中部商品	福岡商品
農水省OB数(役員数)	4(3)	1(1)	1(1)	2(1)

	東京工業品	大阪商品	中部商品
経産省OB数(役員数)	2(2)	1(1)	1(1)

(出典:藤末事務所作成)

日米の市場構成の比較

2006/06/01
財政金融委員会配布資料
藤末 健三

米国のマーケット状況

全米証券取引所	3, 662銘柄
ナスダック	3, 271銘柄
OTCブリティンボード	3, 304銘柄
ピンクシート	7, 726銘柄
ローカル市場	不明

全米証券取引所は、ニューヨーク証券取引所、ボストン証券取引所、シカゴ証券取引所、フィラデルフィア証券取引所、アメリカン証券取引所、ナショナル証券取引所、アーキペラゴ取引所の7証券市場

- ・全米証券取引所のデータは2002年末時点
- ・その他のデータは2004年末時点のデータを元に作成

(出所)図説 アメリカの証券市場 2005年版

日本のマーケット状況

1部2部上場	2, 507銘柄
JASDAQ	934銘柄
新興市場	347銘柄
グリーンシート	90銘柄

- ・1部、2部上場銘柄数は、大阪、名古屋の各市場重複上場銘柄調整済み
- ・新興市場は、マザーズ、ヘラクレス、地方市場の合算。
 - ・マザーズ:179銘柄
 - ・ヘラクレス:122銘柄
 - ・地方市場:46銘柄
- ・地方市場は地方市場に単独上場している企業のみを集計

(出所)東洋経済 会社四季報2006年春号
(データは2006年3月6日時点)

(出典:藤末事務所作成)

第十七号中訂正		
ページ	段 行	原 文
二〇	四 三	六・四
		四・四
訂正文		

平成十八年六月十六日印刷

平成十八年六月十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

C